

第一回 參議院内閣委員會會議錄第十四号

(一五〇)



いつた部分が余りやはり知られていないということが私はあるなというふうに思つて質問をいたしました。

やはり、国民の側も、個人情報の保護というものがどういうふうになされているのかというのをしっかりと認識をしなくてはならないというふうに思いますし、自身も適切な管理というものをしないかなければ、自分の個人情報が、あれつ、知らない間に海外の企業に利用されていたとか、そういうこともあり得るというふうに思いますので、この点、また機を見て私も質疑をしてまいりたいというふうに思いますし、また国民の皆様のもより分かりやすい発信などもしていきたいというふうに思つております。

アプリのことについて一点お聞きをしたいといふうに思います。COCOAについてお聞きをいたします。

このCOCOAの導入、接触検知アプリという形での導入というのは、私は極めて有意義であつたというふうに思うんですが、やはりトラブルといたいうものがございました。この改善の取組の現況、状況についてお聞きをしたいというふうに思います。

あわせて、COCOA導入前の昨年五月の段階で、国立情報学研究所の所長さんと京大の教授、研究室が連携をいたしまして接触検知アプリを開発して、実験結果や考察などを日本医師会、CICOVID-19有識者会議のホームページで公開をしています。これ、実際に京大の大学院の教授に話を聞きましたら、一週間ほどで接触検知アプリを作つて、それなりのものを作つて、いろいろな実験をもうその時点でやつっていたということをましまして、COCOAの導入はその後七月でございました。

そのことから思いましたのは、やはり、厚労省の方でCOCOAを開発、会社に委託しておやりになつていいということの中で、その開発チームも頑張つているわけでありますけれども、様々な外の知見というものの併せてやつていけば、開

発、また改善の余地というものは更にいいものになつていくんではないかなというふうに思つておりますが、その点いかがでございましょうか。

○政府参考人(宮崎敦文君) お答え申し上げます。

接触確認アプリCOCOAにつきましてはござりますが、大変申し訳ありませんけれども、不具合が、大変大きな不具合がございまして、その修正したバージョンを、二月の十八日にバージョン一・二・二というものを配布をいたしました。その後も、その時点でアンドロイド端末のユーザーの方につきましては一日一回アプリの再起動をするということがございましたので、改修の検討を続けてまいりまして、昨日新しいバージョンを配布をさせていただいたところでございます。引き続き、IT室とも連携をしながら、より良いアプリになるように取組を進めてまいりたいということで取り組んでいるところでございます。

また、委員御指摘のございました、開発段階でも、国立情報学研究所の喜連川所長の御言及ございましたけれども、これに代表されますように、この接触確認アプリに関しては様々な御提言等々をいただいているところでございまして、こうして外部の有識者あるいは民間の様々な技術者の方々の意見を生かしていくこと、大変重要なだと考えております。先般の不具合の一つの反省でもございますので、現在はその外部の有識者やこうした民間技術者コミュニケーションとのコミュニケーションを円滑に進めていく体制を強化をいたしましたところです。

昨日公表いたしましたアプリの新バージョンの中で民間の有志の技術者の方々から様々な御提言をいただいて、それをその開発に生かしたうところがございます。

引き続き、こうしたその枠組みを生かしながら、国民の皆様に広く安心して御利用いただけるアプリとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○和田政宗君 開発してやはりそのまんまにしておくというようなことの中での、その専門性ですか、いろいろなヒアリングだとかをもつとやつていれば、早めに気付いて改善をすることができたのではないかなどというふうに思っておりますし、これは、国民全体で今コロナを封じ込めていく、そして政府全体としても様々な施策を打っていく中で、更なる改善、また使いやすさ、また利用してもらうということが重要であるというふうに思いますので、しつかりとこれを教訓として、利用して封じ込めていく、こういったことに活用していくかなくてはならないというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願ひをいたします。

では次に、マイナンバー、マイナンバーカードについて数問聞いていきたいというふうに思いました。

○政府参考人(阿部知明君) お答えいたします。  
　今回の法改正案では、公的個人認証法におきまして、スマートフォンに搭載する電子証明書として移動端末設備用電子証明書を創設するとともに、関連規定を整備することで電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで行政手続等を行うことを可能とするとしてございます。

　この移動端末設備用電子証明書でございますけれども、国際基準を満たしました耐タンパー性を有する安全なチップにのみ搭載されるものでございまして、また、利用者の利便性に鑑みまして、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いてオンラインで発行手続を行うこととしてございます。

　法案成立していただきますれば、実運用に向けて、現在総務省で設置しております有識者検討会の議論などを踏まえまして、今年度中に技術的な安全性等を検証するための実証実験や、ス

マートフォンに電子証明書を搭載するためのシステム設計を行い、令和四年度中の電子証明書のスマートフォンへの搭載を目指し、取り組んでまい

○和田政宗君 これ、非常に利便性ということを考えた場合にすばらしい取組だというふうに思うんですが、これも質問いたしましたのは、余り国民の間に知られていない。期待が高い人は、いろいろネットで検索をして今どうなっているんだということは調べるんですけども、これ非常に私はすばらしい取組だというふうに思いますので、その開発、実証実験、段階ごとにこういったことが分かってきたとか、こういった実証実験をやつていきますということを、これも広く周知をしていただければというふうに思います。

併せてお聞きしますのは、マイナンバーカードの生体認証についてです。この開発状況など、現況はどのようになっているか、答弁願います。

○政府参考人(阿部知明君) 様お答えいたします。

マイナンバーカードの利用に当たつての生体認証の活用についてございますが、暗証番号を記憶する必要がないという便利な面がある反面、一定の確率で本人を拒否したり他人を本人と誤認してしまうこと、それから暗証番号とは異なりまして、取り替えることや流出時に消去することが困難といったセキュリティ上の課題もあるところでございます。

このため、マイナンバーカードの電子証明書の利用に当たつまでは、一定の性能や機能を持つ端末の設置などの設備、体制を整えて総務大臣の認可を受けることを要件とした上で、暗証番号の入力に代えて顔認証を利用する方式を令和元年に制度化しておりまして、マイナンバーカードの健康保険証利用でも活用することとしてございました。

また、署名用電子証明書の暗証番号の初期化、再設定手続につきまして、顔認証技術を活用したアプリを開発しまして、コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用してこれを行うことを可能

とする方式についても検討を進めているところでございます。

○和田政宗君 これは、マイナンバーカードの課題として、やはりその暗証番号を忘れてしまうというところがあつて、これによつてまた手続をしていかなくてはならないということで作業が生じてしまつ。これをやはりその生体認証ということでお入力などを割愛できるわけです。

これは、例えば指認証であるとか瞳の認証もそうですが、今御答弁にあつたように、顔認証につきましては、これは日本の企業が世界一の技術、もう圧倒的な技術を持つていて、その一社が抜けていますけれども、そのほかの企業も開発しているのは当然日本企業でいるわけであつて、これは日本の優れた技術を組み合わせることによって国民の利便性というものが更に高まるというふうに思ひますので、引き続き検討、実験などを進めさせていただいて、実用化をしていただければというふうに思ひます。

そして、今般の法改正案に関連するところでお聞きをしたいというふうに思ひます。  
災害時、これは東日本大震災のときもそうでしたけれども、津波などによつて銀行口座の本人確認書類が手元からなくなつてしまつ、こういつた事態が多く見られました。こうした場合、口座からの引き出し金額というものが限定されることが大体でござります。今般の法改正案でこの点はどうなるのか、御答弁願ひます。

○政府参考人(富安泰一郎君) 答弁いたします。  
預貯金口座個人番号利用申出法案につきましては、本人同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設け、預貯金口座への付番を推進するとともに、相続時や災害時において、マイナンバーが付番された預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを新たに設けるものでございます。

災害時には、通帳、キャッシュカード等を携帯せずに避難した場合や災害によりこれらを紛失し

てしまつた場合など、預貯金口座の情報、口座番号等を把握することが困難となることが想定されます。そのような場合でも、預貯金者は最寄りの金融機関の窓口において、マイナンバーカードの提示等により、自身が預貯金口座を開設している金融機関の店舗の名称、預貯金の種類及び口座番号の通知を受けることができるとしております。

また、具体的な口座情報の通知を受ける方法につきましては、避難をしているなど被災者の状況が日々異なると承知しておりますが、被災者支援の観点から、それぞれの被災者にとって最も利便性の高い方法で迅速に通知を受け取れるように、金融機関、関係省庁と密接に連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。

○和田政宗君 今答弁にありましたように、災害の観点というのは、やはりこのデジタル化の中で非常に重要な視点であるというふうに思つてます。これは、今般の法改正案がしっかりと成立することによって、やはり我が国は、起きてほしくないですけれども災害大国である、そういう中において、国民の利便性、また本当に困っている人が助かる、そういう仕組みになつていくというふうに思ひますので、引き続きこの部分の構築をよろしくお願いをしたいというふうに思ひます。

そして、ワンスオナリーの点についてもお聞きをしたいというふうに思ひます。

この新型コロナで様々な方がお困りになつてゐる中で、企業に対しても持続化給付金、家賃支援給付金、また事業再構築補助金などが創設をされましたけれども、これらを申請する際の提出書類について、オンライン上を含めワンスオナリーの取組はどうなつてゐるか、御答弁を願ひます。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。持続化給付金と家賃支援給付金のときは一刻も早くということで対応できない面がございまして、それがございましたが、現在公募してござります事業再構築補助金についても、申請する際に提出する書類等を把握することが困難となることが想定されます。そのため、まずGビズIDというのを取りますと、それにひも付いている法人番号、法人名、所在地、代表者名等々、入力不要になつてございます。それから、Jグランツという共通の補助金システムを、今後、中企庁で順次電子申

金から開始をしてございます。

具体的に、まずGビズIDというのを取つていただきますと、それにひも付いている法人番号、法人名、所在地、代表者名等々、入力不要になつてございます。それから、Jグランツという共通

時間、各省庁間での会議、これをテレビ会議で行つて様々な対策を練り上げていく、また現況の確認をしていく、こういったことが想定をされておりま

ります。これ、全省庁間をテレビ会議でつなげる体制に現在政府はなつてゐるのか、この点についてお答えを願ひます。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げま

す。

昨年三月十日の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第二弾におきまして、新型コロナウイルス対策として、中央官庁のテレワーク環境整備の強力な実施が掲げられたところでございました。

先生御指摘のとおり、ウエブ会議システムにつきましては、各府省庁ごとに縦割りでLAN環境が構築されておりまして、府省庁間や外部機関との間で円滑につながらないという課題があつたところでございます。

これに対しまして、緊急措置をいたしまして、民間が提供するウエブ会議システムのライセンスなどを内閣官房情報通信技術総合戦略室が一括を

して調達をいたしました。各府省庁の希望に基づいて配付をしたところでござります。この結果、全ての府省がウエブ会議を利用可能となつてゐるところです。

この質問への対応でありますとか外部機関との打合せなどの際は、各府省庁のセキュリティーポリシーを踏まえた上でウエブ会議システムを活用しているものと認識をしてございます。

さらに、内閣官房IT総合戦略室では、府省等ごとに構築をされております政府ネットワーク環境の整理、再構築の取組も開始をしたところでござります。これによりまして、統一的なセキュリ



は、令和二年度第三次補正予算、ビヨンド5G研究開発促進事業による海外の戦略的パートナーとの連携も視野に入れた研究開発の推進や、昨年末設立されましたビヨンド5G新経営戦略センター、そしてビヨンド5G推進コンソーシアムを通じた産学官一体となった戦略的な知財標準化活動などの推進を有機的に連携させて取り組むことで、ビヨンド5Gの市場において我が国企業が高い国際競争力を發揮できるよう努めてまいります。

に、これ、国際標準をしつかりと取つていくといふことが非常に重要ななつてくるといふうに思ひますので、これは教訓として、今、ビヨンドGの取組が私はしつかりと進んできているといふうに思いますので、その国際標準をしつかり取つていく、国際特許を取つていく、こういう姿勢をしつかり、姿勢というか、これを是非実現をしていただいて、しつかりと日本のシェア奪還につなげていつていただければというふうに思ひます。

今後、こうした技術の進歩があるわけでありますけれども、私は、いろいろ通信の部分を考えますと、利用可能な移動通信や無線通信に適した周波数が枯渇する可能性があるのではないかというふうに思っております。

現在、テレビ局が抱えている地上デジタルの周波数のうち、全国で余り使われていない周波数、これは、デジタル十三チャンネルはかなり広く使われているわけでありますけれども、例えばデジタル五十二チャンネルは使われていても都市部だけで、空いている部分がかなりある。ただ、テレビ局がそれ抱えてしまっているという状況で、こういったところを通信において使えるようにして、周波数自体を整理再編をする、またホワイトスペース活用という必要性があるというふうに思いますけれども、考え方や取組というのはどうでしょうか。

近年、技術の進展に伴いまして電波利用が多様化する中、電波利用ニーズはますます高まっているところ、これら新たな利用ニーズに応えるためには、より一層の周波数の有効利用の促進を始め、周波数共用や再編を推進していくことが重要であると考えております。

現在、地上デジタル放送用に割り当てられている周波数につきましては、混信を避けつつ、同じ周波数を地域ごとに繰り返し利用する形で有効に利用しており、また、ホワイトスペースと呼ばれます、エリニアによつては僅かに空いている周波数もラジオマイクやエリニア放送といった用途で利用するなど、周波数の有効利用を推進しているところでございます。

また、地上デジタル放送用以外の周波数帯におきましても、異なる無線システム間において地理的、時間的に柔軟に周波数共用を可能とするダイナミック周波数共用の活用によりまして携帯電話の周波数の確保を推進していくなど、引き続き、適正に電波の利用状況を把握しつつ、必要な周波数の確保、再編に取り組んでまいります。

○和田政宗君 私、これ、デジタル改革の本丸の部分でもあるというふうに思つておりますので、利用できるところを利用させずに、テレビ局がそれを地上デジタルの周波数として抱えてしまつてゐるというのは、私、これ最後の既得権であるといふふうに思つておりますので、こここの部分を少かり使えるようにしていけば、通信の進展でありますとかそういうふうなところにつながつていくといふふうに思ひますので、この部分は引き続き私も関心を持つて、また御提言なども申し上げながら、しっかりとやつていただきたいというふうに思つております。

あわせて、その通信の部分についてお聞きをしたいんですが、自動運転です。これはもう政府全体、各省庁またがる中でもう積極的にやつていい、また世界に誇る技術にしていくというところがあるというふうに思つんすけれども、車と車

○政府参考人（鈴木信也君）　お答え申し上げます。の間の車両間の通信でありますとか、あと路車間ですね、これは道路のいろいろ附属物でありますとかそういうものと車を通信をさせるというような形でありますけれども、これもう思い切って全ての標識や街灯などの道路附属物、また信号機などに無線通信がやり取りできる機能などをもう国のデジタル改革として一気に進めていく、こういった思い切った取組が必要ではないかというふうに思いますが、考え方はどうでしょうか。

高度な自動運転の実現に向けては、死角となる情報や予測情報など目視できない情報が必要となるため、自動車同士や自動車と道路附属物等の間を接続し、道路情報等をやり取りする通信が不可欠であるという認識の下、総務省では、電波利用の観点から、周波数割当て等の制度整備や5G等の情報通信環境の整備に必要な取組を行っているところでございます。

テムについて周波数の割当を行って、とともに、当該システムに必要な路側機の整備、運用を担う警察と協力しまして、その普及に努めているところです。

トワークを活用することで5Gエリアの拡充と集中制御による交通信号機の運用コスト削減を実現するため、交通信号機への5G基地局の設置について、技術面や制度面、運用面から実証等を通じて検討を同じく警察庁と令和元年度から連携して行っているところでございます。

今後も、警察庁を始めとする関係府省庁と連携し、自動運転社会の早期実現に向けて取り組んでまいります。

○和田政宗君 これは、総務省も頑張つておりますし国土交通省なども頑張つておりますので、他省庁がそれぞれ頑張つて時に連携をしながらといふ状況でありますが、これかなりの省庁にまたがる

るものでありますので、やはりこれを政府全体として思い切って推進力として束ねていただければ、というふうに思いますので、この観点も、大臣、是非お願いをできればというふうに思います。また、ローカル5Gというものが御答弁の中でありましたけれども、これ、ローカル5Gが進展することによって、例えば今まで携帯電話事業者が全てその通信の部分を、まあ全てではないですが、それとも多くを握るところがあつたわけでありましがれども、ローカル5Gが活用されていけば、携帯電話通信事業者以外の方々もそういう通信の

いわゆるコアな部分を占めることができるといふ形でございまして、そうなりますと、これは携帯電話の料金もまた競争によって下がっていくということになりますので、我が国のデジタル化については国民全体に資していく、こういったことにつながっていくというふうに思いますので、しっかりと進めていかなくてはならないとうふうに思っております。

時間が参りましたので、私はこれで終わります。

○山田太郎君　自由民主党の山田太郎でございます。

昨日に続いて、デジタル化に関しての関連法案の質疑させていただきたいと思います。

まさに、デジタル化の光と影というところを代表質問以来、質疑等させていただいているんですが、ちょっとと今日やり方をえて、前回、二十一問用意しておいて半分も聞かなかつたので、実は今日、十六問もありまして、多分最後まで行かなないんですけど、重要なところから少し。

言いたいことは何かということで、最初、実は結論を言いながら中身について行きたいと思いますが、まず、このデジタル化の光と影というのがあるときに、この光の部分は輝かせなきゃいけないんですけど、そのためにはもうデジタル三原則重視だと。先ほど和田議員の方からも、このデジタル化成功のためのいろんな指針等についての質疑等をしていただいていましたけれども、デジタル

ファースト、ワントンソソリード、コネクテッドといふのが多分できないと駄目だということだと思います。

まず、その意味では、一つはベースレジストリートマスターデータというところを何としてでもやり切らなきやいけるないということで、昨日少し質疑をさせていただきました。その中でも、転出転入つてイロハのイなんですね。これがとにかく、転出届も出す、転入届も出すということを、ずっと我が国のデジタルガバメントを放置しておいたら、このもうデジタルファーストもワンスオナリーモ可能ないということだと思っておりますので、その辺りは昨日やりましたので、今日はもう一つ、データ利活用と個人情報です。もう一つはセキュリティの問題と。

データ利活用とこの個人情報の話に関しては、まさにソサエティ五・〇の時代に入ってきたん

ですけれども、やっぱり影の部があると。昨日

の質疑の中にもありました、個人情報をどう

やつて保護していくのかということは非常に重要

だということだと思います。

昨日の質疑をちょっと受けたときに私が言

いたいことは、実はこのデータ利活用といった場

合に、元々のデータというのは基本的に全部個人

情報なんですね、スタートは。なので、じや、

その個人がどう特定されないか、あるいは類推さ

れて個人が特定されないか、こういったことが重

要でありまして、そうなると、匿名加工情報とい

うのをどういうふうに考えて守っていくかとい

うことがもう絶対なるわけであります。これが、結

局今のデジタル化の中での評価も変わってしまう

可能性があると。

例えば、防犯カメラというのがあるわけですね。でも、これを監視カメラと言つたら嫌なもの

です。防犯カメラといえば、エレベーターなんか

にも付いていて、防犯、痴漢とかからも守つてくれるものかもしれない。まさにこれ、肖像権の問題

もあるので必ずしも個人情報だけの問題ではない

んですが、そういう部分。

まず、その意味では、一つはベースレジストリートマスターデータというところを何としてでもやり切らなきやいけるないということで、昨日少し質疑をさせていただきました。その中でも、転出転入つてイロハのイなんですね。これがとにかく、転出届も出す、転入届も出すということを、ずっと我が国のデジタルガバメントを放置しておいたら、このもうデジタルファーストもワンスオナリーモ可能ないということだと思っておりますので、その辺りは昨日やりましたので、今日はもう一つ、データ利活用と個人情報です。もう一つはセキュリティの問題と。

データ利活用とこの個人情報の話に関しては、

まさにソサエティ五・〇の時代に入ってきたん

ですけれども、やっぱり影の部があると。昨日

の質疑の中にもありました、個人情報をどう

やつて保護していくのかということは非常に重要

だということだと思います。

昨日の質疑をちょっと受けたときに私が言

いたいことは、実はこのデータ利活用といった場

合に、元々のデータというのは基本的に全部個人

情報なんですね、スタートは。なので、じや、

その個人がどう特定されないか、あるいは類推さ

れて個人が特定されないか、こういったことが重

要でありまして、そうなると、匿名加工情報とい

うのをどういうふうに考えて守っていくかとい

うことがもう絶対なるわけであります。これが、結

局今のデジタル化の中での評価も変わってしまう

可能性があると。

例えば、防犯カメラというのがあるわけですね。でも、これを監視カメラと言つたら嫌なもの

です。防犯カメラといえば、エレベーターなんか

にも付いていて、防犯、痴漢とかからも守つてくれるものかもしれない。まさにこれ、肖像権の問題

もあるので必ずしも個人情報だけの問題ではない

んですが、そういう部分。

それから、最近GPSのアプリがあることに

よって、コロナでどの街にどれくらいの人が出て

いるからということで、対処、対策ができると。

元は個人情報のGPSを使ってるわけでありま

す。なので、気持ち悪いという人は気持ち悪いと

言うけれども、全体ではこれによってコロナの蔓

延等を防止する策を取れるということになります。

それから、最近V-RESASなんというの

もありますが、どの産業がどれくらい落ち込んで

いるかということで政策を取ったりとか施策をや

ることでできますが、元々はカード情報とかを

使っているわけですね、例えばこういうものを

決済しているということなわけです。つまり、個

人の、データ利活用というのは基本的に個人情報か

らスタートしているから全部駄目なんだというこ

とではない。

ただ一方で、この個人情報が仮名化した場合

に、あつ、匿名加工をした場合にですね、匿名加

工をした場合に、個人に戻つたりとか類推ができる

と、個人が特定されしまつたら駄目だということ

だといふことだ

うことです。

さて、それを踏まえた上で、最初に個人情報保

護法ということで、法制ということでやりたいと

思ふんですが、二千個問題であります。

私は今回、二千個問題を、本当に経年の課題

だつた、何とかこれを首班政権として平井大臣の下

で、いわゆる条例の凸凹を法律によつて安定させ

るとか一定の水準に整えるというのは本当に画期

的したことだつたというふうに思つています。ただ

これは、国が情けなかつたといえば情けなくて、

何で各県が条例でそういうのを作つやつたかと

いうと、国がしつかりその基準となるものを早く

出せなかつたがために個々の県の事情もあつて

作つてしまつたということなんだというふう

に思ひます。

ただ一方で、要是改正後の個人情報保護法と矛

盾する規定がある個人情報保護の条例の方の法的

根拠あるいは法的な拘束力といふのはどうなつ

ているのかということをもう一度確認しておかな

いと、いわゆる上書きなのか、どこの部分が無効

になるのか、あるいは、今後オンをしていくとこ

ろうのもあると思うんですが、その今回の法

律と各条例との関係、各県は今回の法律を受けて

全部きちっと県議会等、市議会等を含めて改正を

しなければいけないのか、条例を、その辺りの関

係性についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま

す。各地方公共団体におきましては、今回の改正法

が成立いたしましたら、その改正法の施行までに、既存の条例の全てにつきまして、地域の特性

に照らし存置する必要があるものとそれ以外のも

のとを種別、棚卸ししていただきました上で、必

要な条例の改廃を行つていただくことになると考

えております。

例えば、既存の条例の規定のうち改正後の個人

情報保護法と実質的に同趣旨のものは、存置する

必要がなくなることから、各地方公共団体におい

て改正法の施行までに廃止していただくことにな

ります。また、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法の内容と矛盾、抵触するもの等に

つきましては、各地方公共団体においてやはり改

正法の施行までに廃止していただくことを想定し

ております。なお、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法の罰則規定と同じ行為を处罚

するものにつきましては、二重处罚禁止の觀点か

ら、改正法の施行とともに失効させることとさせていただいているところでございます。

○山田太郎君 次に、ちょっと質疑通告にはない

んですけど、大臣の感想等で聞きたいと思つて

いたいのが、自己情報コントロール権の問題であ

ります。

私自身は、日本も自己情報コントロール権とい

うのをきちっと制定すべきなんじやないかなと

いう考え方で実はあります、確かに、私も党内

でデジタルのこの方面、それから知財の、著作権

の実は責任者としてこの議論をかなりやつてきて

いまして、GDPRなんかもしつかりこれまで

ずっと見てきたとかしています。

政府が常に答弁されるように、自己情報コント

ロール権という形の権利を想起させてしまうと、

確かにそれはそのデータに権利そのものが発生して

しまう。そうすると、何のデータも使えなくなつ

ちやう、あるいは、誰か、どこから発生したのか

それから、最近GPSのアプリがあることに
よつて、コロナでどの街にどれぐらいの人が出て
いるからということで、対処、対策ができると。
元は個人情報のGPSを使ってるわけでありま
す。なので、気持ち悪いという人は気持ち悪いと
言つけれども、全体ではこれによってコロナの蔓
延等を防止する策を取れるということになります。
それから、最近V-RESASなんというの
もありますが、どの産業がどれぐらい落ち込んで
いるかということで政策を取ったりとか施策をや
ることができますが、元々はカード情報とかを
使つてゐるわけですね、例えばこういうものを
決済しているということなわけです。つまり、個
人の、データ利活用というのは基本的に個人情報か
らスタートしているから全部駄目なんだというこ
とではない。
ただ一方で、この個人情報が仮名化した場合
に、あつ、匿名加工をした場合にですね、匿名加
工をした場合に、個人に戻つたりとか類推ができる
と、個人が特定されしまつたら駄目だということ
だつた、何とかこれを首班政権として平井大臣の下
で、いわゆる条例の凸凹を法律によつて安定させ
るとか一定の水準に整えるというのは本当に画期
的のことだつたというふうに思つています。ただ
これは、国が情けなかつたといえば情けなくて、
何で各県が条例でそういうのを作つやつたかと
いうと、国がしつかりその基準となるものを早く
出せなかつたがために個々の県の事情もあつて
作つてしまつたということなんだというふう
に思ひます。
ただ一方で、要是改正後の個人情報保護法と矛
盾する規定がある個人情報保護の条例の方の法的
根拠あるいは法的な拘束力といふのはどうなつ
ているのかということをもう一度確認しておかな
いと、いわゆる上書きなのか、どこの部分が無効
になるのか、あるいは、今後オンをしていくとこ
ろうのもあると思うんですが、その今回の法
律と各条例との関係、各県は今回の法律を受けて
全部きちっと県議会等、市議会等を含めて改正を
しなければいけないのか、条例を、その辺りの関
係性についてまずお伺いしたいと思います。
○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま
す。各地方公共団体におきましては、今回の改正法
が成立いたしましたら、その改正法の施行までに、既存の条例の全てにつきまして、地域の特性
に照らし存置する必要があるものとそれ以外のも
のとを種別、棚卸ししていただきました上で、必
要な条例の改廃を行つていただくことになると考
えております。
例えば、既存の条例の規定のうち改正後の個人
情報保護法と実質的に同趣旨のものは、存置する
必要がなくなることから、各地方公共団体におい
て改正法の施行までに廃止していただくことを想定し
ております。なお、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法の罰則規定と同じ行為を处罚
するものにつきましては、二重处罚禁止の觀点か
ら、改正法の施行とともに失効させることとさせ
ていただいているところでございます。
○山田太郎君 次に、ちょっと質疑通告にはない
んですけど、大臣の感想等で聞きたいと思つて
いたいのが、自己情報コントロール権の問題であ
ります。
私自身は、日本も自己情報コントロール権とい
うのをきちっと制定すべきなんじやないかなと
いう考え方で実はあります、確かに、私も党内
でデジタルのこの方面、それから知財の、著作権
の実は責任者としてこの議論をかなりやつてきて
いまして、GDPRなんかもしつかりこれまで
ずっと見てきたとかしています。
政府が常に答弁されるように、自己情報コント
ロール権という形の権利を想起させてしまうと、
確かにそれはそのデータに権利そのものが発生して
しまう。そうすると、何のデータも使えなくなつ
ちやう、あるいは、誰か、どこから発生したのか

「ということによつて、私はその権利があるんだから保障しろ」ということで社会が混乱するかもしれない。そうすると、確かにそのデータ、情報を使うという意味での表現の自由であつたりとか、あるいはニュースでそれをを使えば報道の自由とすることになりますし、言論であればそのデータを使うということ自身がポイントになるかもしけない。

しては自然権としていわゆる権利を認めていますが、いわゆるデータそのものに対する権利ということに関しては寛容というか自由である。ただ一方で、自己情報というものはどうなのか、これはしつかり議論しておくことが必要なわけでありまして、仮に自己情報コントロール権という言葉が、そういうあたかもデータに全ての個々人の発生する権利があるのであるということでは混乱があるのであれば、自己情報コントロールということでもいいので、その辺りですね。それは実は何かいうと、自分が発信した情報に関してどこで使われているかを知る権利であったりとか、それをコントロールできる、つまり消したりとかです。

特に、エストニアなんか一二モナルといふ國も、うにもなると思うんですけれども、その辺り、自己情報コントロール権にまつわるところに関して、大臣の方から、今後の在り方、多分検討を個人情報保護法との関連においてもするべきだとうふうに思つておりますので、是非御答弁を、済みません、質疑通告なかつたんですけども、平井大臣ならきっとできると思つておりますので、よろしくお願ひします。

しまうと、憲法上の権利として認めるかどうかといふことは、なかなかいうようなこともあります。しかし、自分の情報に対し閲覧して開示とか訂正とか利用停止請求ということは個別に今回その規定を設けているということですかね。実質その当時議論していた内容はこれで担保されているのだろうというふうに思っています。

何せ日本の内閣法制局等々は、このコントロールという言葉を法律用語として使うかどうかというようなこととか、まあいろいろあると思います。ただ日本は、この実質的に個人が関与できるということにおいては、自己情報は自分の関与の下にあって一定のことはできるんだということは今回の法律でも明らかになつてゐると思います。

○山田太郎君 今の大臣の答弁、非常に重要でありまして、今回の個人情報保護の要諦としてのいわゆる自己情報に関する扱いは、自分で簡単に言うとコントロールができるということで、つまり、いわゆる財産権であつたり人格権ということではないんだと。

この辺りは確かに切り分けないと、この権利といふのが独り歩きをすると、発生された個人に全ての権利が発生してしまつて他人が全く使えないとか、何かグラフを作つたら、グラフそのもののデザイン性とか意匠性とかというのは権利があるかもしれませんのが、データそのものというものは人類共通の財産というか泉のようなものなんだといふふうに整理をしておかないと、確かに社会は混乱するかななどことがありますので。

ただ、これまで政府もその辺りの説明も私はちょっとと下手だと思っていて、いや、一見すると、私もそうなんですが、自己情報コントロール権といふのはきれいだし、確かに欲しいんですけどね。ただ、それが裏腹にある問題点というところをやっぱりきちっと整理して、きちっと国民に、

ただ、とはいうものの、自己情報コントロール権ではないけれども、その自分の情報は、今大臣が答弁されたようにコントロールすることはできる。個人情報保護という観点からいうときちと保護される、個人も関与できるということははつきりできたんじやないかなというふうに思つております。

さて、次に、このデジタル分野というのは、これ今回の二千個問題もそうなんですけれども、ある例えば条例等を作ると、ある県は非常に厳しくて、ある県は非常に緩いというようなこともあります。二千個問題というのはまさにそういうことだったということであります。例えば各条例で、あるところで、例えば最近香川県なんかでゲーム規制みたいな話が条例できました。これ、オンラインゲームなんていうことになると、ある県では、これ作つた人が、その県で使われている、香川の子供が例えは買うとか使うとかということは想定できないというか、分からぬわけですよね。

つまり、デジタル化というのは、いわゆるそこ地域とか国境を越えるわけでありまして、そうなつてみると、デジタル化による法律と今後の条例制定権、あるいは条例制定の問題といふのは、少し整理をしておかないと、新たな第二、第三の二千個問題ということが多分考えられるんじゃないかと。

ということで、憲法上は、御案内のとおり、条例は法律の範囲の中で作れるということになつております。どつちが上とか下という議論ではないんですけれども、その上書き権というのか、あるいは法律と条例との関係に関して、是非この辺りも御答弁いただきたいと思います。特にデジタル化に関しての件でお願いします。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁申し上げま

制定につきましても、この基本的な考え方方に即して判断されることになると考えております。

今回の改正におきましては、全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定するものであります。この共通ルールは、個人情報保護の全国的な最低水準を設定するだけではなく、保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるものと考えております。

このような法全体の趣旨に照らしますと、改正後の個人情報保護法におきまして、条例で独自の保護措置を設けることが認められるのは、地域の特性に照らし特に必要がある場合に限られるとして考えております。具体的には、例えば、地域の特性に照らし特に配慮が必要と考えられる個人情報を当該団体において要配慮個人情報と同様に取り扱うことは、条例による独自の保護措置として認められるものと考えております。

なお、予測可能性を確保する観点から、現行の地方公共団体の条例の規定のうち、改正案の施行後も地方公共団体の独自の保護措置として規定を置くことが想定される事項につきましては、改正案の中で明文の規定も置いているところでございります。

るなと思つてゐるのは、アプリケーションのセキュリティーとかデータのセキュリティーとかネットワークのセキュリティーとか、特に契約のリスク、こういったものをちゃんと包含して見ていないんではないかと。セキュリティーをする人の振る舞いというんですかね、そういった人としのコントロールと、あとインシデントが発生した場合の対処と方法についてはきちっと監査の対象は書かれてはいるんだけれども、そのいわゆるネットワークだとか提供する、乗つかる、例えばアマゾンのAWSとかマイクロソフトのAzureだとか、その製品そのものの品質であつたりだとか、それが、先ほども申し上げたように、事故、つまり壊れたりとか止まつたりしないんだろうかとか、そういう話を持ちつと、そのシステムやネットワークに対する堅牢性とか脆弱性というのを見ているのかどうかと。

私は、ISMAPクラウドサービスリストの詳細というのも見させていただきて、かなりいろんな会社のは見たんですけども、そういうところに関する監査等の記述がないんですね。

そういう意味で、是非その辺り、ISMAPあるいはそのセキュリティーの監査、管理だけではなく、大丈夫なんだろうかという辺りを是非御答弁いただきたいたいと思います。

○政府参考人(江口純一君) お答えいたします。

御質問のあつたISMAP、政府情報システムのセキュリティ評価制度でございますけれども、クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえて、クラウドサービスの導入を加速するという、このために、国際レベルでの管理基準に基づいて、第三者による監査のプロセスを経て安全性が評価されたクラウドサービスを登録する制度でございまして、管理基準の策定や制度の運用は

これらの府省  
でございます

管理基準につきましては、情報セキュリティに関する国際基準でございますISOの基準といふものをベースといたしまして、米国の類似制度でございますFedRAMPと申しますけれども、このような制度も参考にしながら策定をしたところでございます。

具体的に申し上げますと、アブリケーションによるデータの保護、さらにはマルウェアの検出、予防、暗号化によるデータの保護、ゲートウェイの設定によるネットワーク間のアクセス制御などの管理基準に基づいて、第三者の監査を通じてクラウドサービスの安全性を評価をしておるところでございます。

則ISMAPに登録されたクラウドサービスを調達するということができるようになりました。制度上確認された安全性を確保できるということの一方で、SaaSなども含めまして各府省が調達するサービス内容は多様であるということから、個別の調達時の契約に伴うリスクなどにつきましては、各府省において調達時に適切に判断をして対応するということとしておるというところでござります。

○山田太郎君 一番最後の答弁のところがすごく気になるというか、問題じゃないかなと思っておりまして、結局、政府が何と言っているかというと、個別の調達時の契約に伴うリスクなどは各府省が調達時に適切に判断して対応していくと、こうおっしゃるんですけど、それじゃ、何のための政府の統一基準なのか分かんないよねと、こういう話なんだと思うんですね。

実は、今FedRAMPだとかいろいろ話出来ましたが、私もそこ専門でやっていましたので、ISOの27000の基準であつたりとか政府統一基準というのは、マネジメントとか、先ほどから言つているようにプロセスの部分を見ているだけ

なんですね。FedRAMPも同じです。技術やソフトウエアの中身を見ていないということと、もう一つ、資料の二ページの左側見ていただいきたいんですが、これも昨日、矢田さんも出されていたんですけども、指摘されていました。実は、デジタル庁ができた後、NISCとの関係はどうなるのかということで政府が出している資料なんですが、設計、開発段階で何も見ていないということなんですね。各府省がつくった、中心につくっているところもあるんだから、その各府省が勝手にやってということでは、そこそこ監査をしないと、先ほど言ったセキュリティにおける漏えいとか事故、もしかしたら目的外利用につくれるようソフトウエアが組まれているかもしれないというような内容に関しては全く監査できていないんじゃないかと。

なんですね。FedRAMPも同じです。技術やソフトウエアの中身を見ていないということ、もう一つ、資料の二ページの左側見ていただきたいたんですけど、これも昨日、矢田さんも出されていたんですけども、指摘されていました。実は、デジタル庁ができた後、NISCとの関係はどうなるのかということで政府が出している資料なんですが、設計・開発段階で何も見ていないということなんですね。各府省がつくった、中心につくっているところもあるんだから、その各府省が勝手にやつてということでは、そここそ監査をしないと、先ほど言ったセキュリティーにおける漏えいとか事故、もしかしたら目的外利用にかかるようソフツウエアが組まれているかもしれないというような内容に関しては全く監査できていらないんじやないかと。

ティー・バイ・デザインの考え方の下、当該方針に基づいてシステムの設計、開発を進めるとともに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となつて、設計、開発段階において整備方針に沿つているかを確認しながら進めるというような体制を構築をしていくべきだ。ということを考えたところがございました。

さらに、デジタル庁にセキュリティーの専門チームを置いてシステムの検証、監査を実施するとともに、NISCの監査を受けるということになりました。これまで、こうした取組を通じてデジタル庁システムのセキュリティー確保を図つてしまいたいというふうに考えております。

○山田太郎君 私もコンサルティング会社にいますが、この辺のシステム開発に関しては開発中もきちっと外部の監査を受けるようなことをする仕組みというのもあります。

今回のCOCOAに関しても、それから直前になつて延期になつた健康保険証とマイナンバーの連携ということに関しても、何で問題が起つたのかというと、その後の漏えい等々じゃないんですね。システムの開発段階からもう想定されるリスクがあつて、それによつて止まつたりとか、そもそも、このままじゃ情報が漏えいしてしまふような仕組みを健康保険証とそれからマイナンバーカードの方は抱えていたということでありまして、多分、そのまま運用したら、その後、NISCさんは出てこられたんだろうと思ひますけれども、データが漏れたということで、インシデントなどで。

だけれども、結局はどこに問題があつたかといふと、やっぱり設計、開発段階なんですよね。これをきちっと見ていくということを何度も、べきなんじやないかということを何度もお願いをしておりまして、私は与党の中でもこれは重要だということをずっと口酸っぱくして言つているんですけど、なかなかですね、指針、方針を作るのが我々の仕事なんだということにとどまつております。

て、是非この辺りは今後きちっと検討してもらいたいと、こういうふうに思つております。

大臣、済みません、その辺りもお願いします。

○国務大臣(平井卓也君) セキュリティ・パイン・デザイン、そしてサービス・バイ・デザイン、これ基本的にデジタル庁が考へているセキュリティのといいますかシステム開発の方針なんですが。

委員の問題意識は私も共有しています。でも、一方で、このFedRAMPもISMAPも物すごいコストが掛かっているということで、クラウドサービス事業者ならともかくSaaSの事業者にとつてもとんでもない高い要するに監査の費用が掛かってしまうというようなこと、これも一つ問題だと思います。

そして、今言つていたその委員のリスクというようなものが、これだけ高いお金を払つている割に担保されていないんではないだろうかということがだと思つんですけど、こういうこともやっぱり不斷の見直しが今後必要だろうというふうに思つています。

デジタル庁は、この分野の専門家、何人かはもう既に確保しておりますが、これからこれを、人材を厚くしていくふうに考えておりまして、そういう意味で、これも、これからそういう形でその組織を整備していくということですございまが、問題意識はもう共有しているということですございます。

○山田太郎君 ありがとうございます。九月からデジタル庁発足ですから、その後も体制と仕組み、しっかりとものをつくっていくべきだと思っております。

さて、次は、セキュリティクリアランスの問題なんですけれども、まあ身元調査っていうんですかね、いわゆる機密情報に対するアクセスといふことで、日本の公的個人認証というのは、よくオーセンティケーションというんですけれども、誰の何ベエがというのはあるんですが、そもそもその人は資格としてこの情報に接触していいのか

どうかということに関しては非常に弱いと思つております。

後で資料出でますけど、アメリカなんかだと、安全保障の観点からもPIVというのがあります。

○政府参考人(江口純一君) お答えいたしました。後で、クリアランスの仕組みというのがつくられて、各府省に情報の格付といふのがつくられるんですが、是非これで各府省に情報の格付とか取扱制限に応じた対策を講じるということだけじゃなくて、全国全体としてこういったものに取り組むというふうにするべきだと思いますが、この辺りいかがでしょうか。

○政府参考人(江口純一君) お答えいたしました。先生御指摘のセキュリティクリアランスでございますけれども、この制度を取り入れるということに関しまして、現時点においてIT総合戦略室として検討しているということはまずはございません。今先生おつしやつたとおり、情報システムにおいて取り扱う機密情報につきましては、その情報を扱う府省ごとに情報の格付や取扱制限に応じた対応をするということとされております。

このようなことに基づきまして、引き続き重要な情報資産をしっかりと保護するためには、必要な様々な対策について関係府省とも連携をして検討してまいりたいというふうに考えております。

○山田太郎君 もう、これもう大臣にお願いするしかないのかなと思っておりますけれども、政府はクリアランスについては検討の予定がないとおっしゃつておるんですけども。

ちよつと資料を、一ページの下の段を見ていただけだと思いますが、日本におけるトラストサービスというのがどうあるべきかといったときに、これ慶應大学の先生の資料、手塚先生の資料を参考にさせていただいていますけれども、一つは、デジタル安全保障という意味においては、アメリカは先ほど申し上げたセキュリティのクリアランスでもってPIVとかいう仕組みがあります。デジタル社会安全保障という意味では、eIDA Sということで、ここは法制化の検討をしている

と。

一方で、右下なんですかれども、特に国家技術標準機関というところが日本は想定されていないということでありまして、これはEUもアメリカもあるんですね。これ何かというと、先ほどのクラウドであれネットワークであれ、あるいは今後

の量子コンピューター、暗号化の技術であれ、どのレベルのものを国家としてはきちっと品質として担保していくべきなのか、どういう方向を見ていくのか、こういった専門の機関がもう各国は必ずあるわけでありまして、きちっとシステムの堅牢性とか脆弱性とか拡張性、パフォーマンスこいつたものを見ていかないと、結局、つくったけどまた壊れちゃつた、つくっちゃつたけどちつとも重たくて動かない、こういうことになつては仕方がないと思います。

電子署名法に基づいて暗号の強度ということはやつていらっしゃると思うんですけど、それ以外の、本体そのものですよね、それについて、私は、国家技術標準局というようなものを日本のトラストサービスの中にも、これデジタル庁さんの中には是非つくつていただきたいと思いますが、答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、トラストサービスにつきましては、安心してサービスが利用されるために一定の技術的要件を満たしていることが必要でございます。また、先ほど御指摘の電子署名法においては、国が暗号の強度などの技術基準を定めるとともに、指定調査機関がその基準に基づき認証事業者の調査を行つてきているところでございます。

デジタル庁発足後は、こういった電子署名法を始めとした情報の真正性等を担保するデジタル基盤を担う制度につきましてはデジタル庁が所掌することとなります。電子署名法等の技術基準についてもデジタル庁が所掌するということになります。

他方、お尋ねの技術標準全般を一元的に検討する組織ということをございますけれども、こちらにつきましては、現在の「デジタル改革関連法案」は含まれてございませんが、今後、「デジタル庁」ができ、もちろんの活動をしていく中で、必要に応じて検討していくものと承知をしてございま

す。

○山田太郎君 まさにデジタル敗戦というような言葉から議論始まつてますけど、多分、こういうところを整備しないとまたデジタル敗戦に

なるんじゃないかという危惧がありますので、今、今後検討していくべきだという議論もありましたから、是非大臣の方も引き続きよろしくお願いします。

さて、デジタル庁の役割というところで残した時間質疑させていただきたいんですけど、資料の三ページとちょっと二ページをにらみながら見ていただきたいんですけども、特にまず三ページを先に、済みません、見ていただきたいと思います。

今回、デジタル庁が関与するシステムの範囲ということなんですかれども、国のシステムは当然全般としてデジタル庁さんは見ますと。ただ、独法の仕組みについては、国の交付金が交付されないものについては、指導、助言はするが、関係ないというスタンスなのかなと。地方公共団体のシステムに関して、ここがちよつと問題に今後なると思うんですけど、国の補助金が交付されないシステム以外のものについては関与しませんと、こういうようなことだと思つております。

今回、国と地方の仕組み、あるいは、国であると地方であろうと、国民から見れば、まさにいわゆるデジタルファーストという意味では閉じているわけでありますから、この税金の觀点が、いわゆるデジタルファーストといふことだと思つております。

今回、国と地方の仕組み、あるいは、国であると地方であろうと、国民から見れば、まさにいわゆるデジタルファーストといふことだと思つております。

地方自治との関係もあるので、そこの整理は必要になります。

だ、だから条例と法律の制定権の話は少しさっき  
触れたんだありますけれども、ここをちゃんとケ  
リアして私は、地方公共団体のシステムに関し  
ても、デジタル庁がまさにデジタルファーストの  
論点からもきつちし見ていくべきだということが  
重要だとも思います。

それと、もう一つ気になつてゐるのが、一ページの右上なんですけれども、今回、まさに国のシステムということで十七業務のところの見直しと、いうのをやるんですが、一方で、これはベースマスターのマスターのところに非常に関与していく旨書き込んで、うつが付呈示として

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁申し上げま  
くる戸籍のシステムといふのが身程外なんですね。ということで、これは範囲に入れないと駄目なんじやないのというふうにも思つております。その辺り、要は、地方公共団体の仕組みや今回この戸籍に関する仕組みをきちっとちゃんとデジタル化していくべきだと、全体として、〒五丁目はカバーしていくべきだと、全般にわたつて見ていくべきだと思いますが、この辺いかがでしようか。

デジタル庁におきましては、国、地方公共団体、独立行政法人、準公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進を担うこととしております。この基本的な方針は、デジタル庁の予算一括計上の対象となる情報システムを始め、国、地方公共団体、独立行政法人等の情報システムを対象とするものであり、この中で、ベースレジストリーの整備や情報連携の活用など、各種の原則を記載してまいりたいと考えております。

先生がおっしゃいましたように、国が交付金や補助金を支出する地方公共団体や独立行政法人のシステムにつきましてはデジタル庁が統括・監理するということにしておりますが、それ以外のシステムにつきましても、ただいま申し上げました整備・管理の基本方針をデジタル庁は推進する立場でございますので、地方公共団体や独立行政法

あります

とはいいうものの、先ほどちよつと和田さんの質疑にもつながるところあるんですが、国内だと

いずれにしましても、最新動向を注視しつつ、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

人が整備、運用するシステムの実情をよく把握した上で、当該方針に準拠していただけるよう一寧に御説明してその浸透を図るとともに、必要な技術的支援などを行つてまいりたいと考えております。

また、戸籍等についてのお話をございました。現時点では、システムの規模が大きく業務間での連携が、地方のですね、地方の業務の中でシステムの規模が大きく業務間での連携が行われていて、十七の基幹業務のほかに、十七の基幹業務に付随する業務を今システムの標準化等の対象として予定しております。今申し上げましたその十七の基幹業務等につきましては、さらにガバメントクラウドを利用する予定としておるところでございます。

戸籍業務等につきましてガバメントクラウドを利用するかどうかにつきまして、今後、地方政府の意見なども踏まえ、制度所管府省と協議しながら整理してまいりたいと考えているところでござります。

○山田太郎君 是非、各地方のものであつたとしても、例えば方災に關する土産みら、自台本固川

ても、例えば海外に関する仕組みも、自治体個別システムの七業務として避難者支援だと、か避難難民支援等の情報ということが位置付けられていて、これでは方々の全国的なプラン・フロー

て、これでは防災の全国的なネットワークが構築されない。私はつくれないと想いますから、この辺りの所管におけるところと射程のところというものは、もう

一度しつかり議論をされてもいいんじゃないかな  
というふうに思つております。

さて、時間もなくなつてきましたので、もう一つ、ガバメントクラウドの構築に関して、国産クラウドの採用という辺りですね。

安全保障とか国内産業の育成の観点も含めて、何とか国内のクラウドをいわゆる立ち上がりさせた

りできないんだろうか。もちろん、優先的に利用するというのはWT.O.とか各条約等の関係でもって難しい面があることは重々承知しているのですが、少なくとも国内産業の育成という部分に関してはできるんではないかというふうに思つて

いずれにしましても、最新動向を注視しつつ、

ます。慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、データセンターでござります。  
政府いたしましては、クラウドサービスの選

定において、セキュリティーに関する対応に加え、我が国の法律及び締結された条約が適用され

する国内データセンターと我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用候補とすることなどを基本方針としており、こうした対応に契約、開発、運用などを含め、国によってしてしっかりと統制ができることが重要であると考えております。

また、先日の成長戦略会議におきまして大臣より、データセンターについて、各府省がそれぞれ独自のシステムを整備、運用している現状から脱却し、グリーン社会の実現、事業継続計画、BCP、セキュリティの確保の観点から、段階的に最適化を図るという方針を出されたところでござります。

政府情勢システムにござることは、クラウドへの完全移行までの工程、機密性の高いデータの管理やデータのバックアップの方式などを含め、データセンターの整備に向けて具体的な検討を進めてまいります。これらについてお尋ねござい

○山田太郎君 時間になりました。

やつと政府の方も、これだけ私が何度も何度も言つてきたので、契約に関しては考える必要があ

るという答弁になりましたので、この辺りも是非セキュリティの論点からもきっちりとやっていたべきだと思います。

本日はこれぐらいにしたいと思います。ありがとうございました。

**杉尾秀哉君** 立憲民主・社民の杉尾秀哉でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ル敗戦という言葉を使って原因と責任を問うたわけですけれども、答弁ございませんでした。

そこで、平井大臣伺います。

平井大臣はよくこのデジタル敗戦という言葉を使われます。大臣がこの言葉を使うときにどういう意味でおっしゃっているのか、その失敗を認めているんでしょうか。

○國務大臣(平井卓也君) このデジタル敗戦ということに関して言えば、これはもう官民含めてとうふうに私自身は認識をしています。

政府全体の政策からしますと、IT政策の優先順位は今まではやっぱり高かったとは言えません。

そして、国民側のデジタルへの期待も必ずしも大きくなかったというふうに思います。

〔委員長退席、理事徳茂雅之君着席〕

アナログの行政手続の単なる電子化が進められて、利用者にとって圧倒的に便利になるとか使いたくなるというようなものは非常に少ないというふうに思っています。ですから、徹底した利用者目標ということを考えれば、デジタル化の取組がやっぱり中途半端であったというふうに思いました。

デジタルということの本質の一つはやっぱりつながるということだと思うんですね。それがやっぱり完全に最後までつながっていないということがあります。

そして、このデジタル化というのは私はやっぱり二種類あって、英語で言うところのデジタイズといふのとデジタライズ。先生もテレビ局でお勤めだったから感じておられると思うんですが、地上波のデジタル化ということがありました。あれはもうまさにアナログ電波をデジタル電波に変えるという分かりやすいデジタル化なんですが、本当のデジタル化というのは、その時点でやっぱりビジネスモデルも見直すというところが必要だったのではないかと思います。

海外では、そこでネットフリックスみたいなものとか、今、各局民放もそういうサブスククリプ

ションモデルに移っていますけれども、我々やっぱり政府は、要するに仕事のやり方を見直さずにデジタル化をやつてしまつた、民間も、デジタル化のインパクトを甘く見てビジネスモデルを見直さなかつた、そのため日本このデジタルといふものが中途半端になってしまったということ等々を含めて敗戦という言葉を使っております。

○杉尾秀哉君 よく分かります。地上デジタルの放送が始まったときにこういう状況になつて反省なんですかね。私は自分も含めての敗はできないというふうに思うんですよね。

例えば、今総括されましたがこれども、これは今菅政権の前の安倍政権のときからそうなんですが、とにかくスローガンをぶち上げては、その総括がないままに、この間、小沼委員もちょっとそういう趣旨の質問をされていましたけれども、その総括がないままに次のスローガンをぶち上げる、こういうことがずっと繰り返されてきた。これはデジタルの政策でもそうだったというふうに思っています。

例えば、二〇二〇骨太方針の原案に、各省庁が数値目標を定めて手続のオンライン化を進めるなど、こういうくだりがあったんですけども、この方針というのは生きているのか、そうしたことを見回もやろうとされているのか。大臣、答弁で

きますか。

○國務大臣(平井卓也君) 当時のことでも私よく覚えておりまして、要するにデジタル化でできた形ができればいいじゃないかと。つまり、仕事のやり方は余り見直さずに、取りあえずこれがデジタルだというようなことで、数値目標も掲げてできるようにはしたんだけど、使われないというようなものも多かつたと思います。

やっぱり徹底した国民目線でデジタル化を進めることで、施策の状況を適切に検証、評価して次の政策に反映、改善していく仕組みの構築、こ

れが今回絶対必要だと思っています。この点、今回の法律の第三十七條で、デジタル社会の形成に関する施策について、重点計画を策定するとともに、原則として施策の具体的な目標や達成期間を定めることとしています。

委員の御指摘は非常に重要なポイントであつて、今回もうラストチャンスだと我々は思っていますので、その検証、評価のメカニズムに関してはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○杉尾秀哉君 おっしゃるとおりだというふうに思いますが、一般的なお話は、質問はこれぐらいにましても、私もちょっと主に個人情報保護の関連を中心にお聞きたいんですけども、一連の法案で、データの利活用推進、それからシステムの統一、マイナカードの利用拡大、こういうことが強調されていますけど、一方で個人の権利利益の保護が置き去りにされているのじやないかと、こういう指摘が根強くございます。

例えば、先週の代表質問で私も總理に質問しましたけれども、デジタル監視法案と、こういう表現を使う方もいらっしゃいます。例えば、新たに設置されるデジタル庁に権限が集中して、官邸直属の情報機関である内閣情報調査室が一体になって全国民の個人情報を集約できる仕組みになる、こういうふうな指摘があります。

例えれば、先週の代表質問で私も總理に質問しましたけれども、デジタル監視法案と、こういう表現を使う方もいらっしゃいます。例えば、新たに設置されるデジタル庁に権限が集中して、官邸直属の情報機関である内閣情報調査室が一体になって全国民の個人情報を集約できる仕組みになる、

そういうふうな指摘があります。

平井大臣、これは荒唐無稽な妄想なんですか、それともそうじゃないんですか。

○國務大臣(平井卓也君) 今回の法案は、デジタル庁や内閣情報調査室に情報収集に関する新たな権限を付与するものではありません。個人情報がデジタル庁や内閣情報調査室を通じて官邸に吸い取られるのではないかという懸念は、これはもう全く当たらないというふうに考えています。

個人情報の一元化、一元管理を図るものではな

回のマイナンバーにしても、やっぱり民主党が時代にその基本的な方針が決められていて、政府による情報の一元管理に対する懸念というものを避けるためにこれだけ莫大なシステムコストも掛けたといった経緯があります。

改正後の個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関して、現行の行政機関個人情報保護法の規律を基本的に全て引き継ぎとともに、独立規制機関である個人情報保護委員会の監督の下で規律を幾つかの点で強化する内容になります。個人情報の不適正な取得、利用を禁止する規定を明示的に置かせていただいている

したがつて、委員の御指摘のような懸念を一部の方々が持つておられるにすれば、今回の法案の具体的な改正内容に基づくということではなく、むしろ社会や行政のデジタル化に対する全般的な、何となく不安であるということに由来するものではないかと思います。

いずれにしても、我々、丁寧に法案の内容等を説明して、国民の懸念や不安を払拭してまいります。

○杉尾秀哉君 内閣情報調査室のパンフレットを見ますと、この内調というのは總理の目であり耳であると、こういうことが書いてある。内調は個人情報も含めて国内外のあらゆる情報を集めていると、これは有名な話です。私も、実はある案件がありまして、内調に呼ばれて聞き取りの調査を受けたことがございました。その活動内容と

いうのは秘密のメールに含まれているということです。

やろうと思えば、デジタル庁に集約された個人情報を内調が収集、保有、活用できるんじやないですか。どうですか。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま

す。今大臣御答弁されましたように、今回の法案で

<p>ん。あくまでも、それぞれの情報は行政機関あるいは地方自治体等が保有、管理しておりますので、デジタル庁で個人情報をまず集約するということではございません。</p> <p>また、個人情報の取扱いにつきましては、当然、改正法である個人情報保護法の規定の下に適正に取扱いを行うこととなつておりますし、また、個人情報保護委員会がしっかりと監視することになつております。</p>
<p>○杉尾秀哉君 そうおっしゃいますけど、何やつているか分からんんですよ。大体、そもそも大体、元文科次官がこれは内調かどうか分かりません、公安警察かも分からぬけれども、出会い系バーに通つていたことを調べられているんですね。「官邸ボリス」という本ありますけど、あれ読んでもいろんなことが、あれは何か八〇%から九〇%真実だみたいなことが書いてあります</p> <p>そういう中で、これ、衆議院の内閣委員会でも問題にされたんですが、内調による情報収集の在り方、個人情報保護委員会のこれ監視の対象になつてゐるんですか、どうなんですか。</p>
<p>○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたします。</p>
<p>現行法でもそうでございますけれども、改正後も、行政機関における保有個人情報の取扱い全般を規律の対象としておりまして、改正後におきましても、捜査機関が保有する捜査情報に含まれる個人情報の取扱いも個人情報保護委員会の監視対象となると承知しております。</p> <p>○杉尾秀哉君 これ、通告していませんけど、個人情報保護委員会來ていますので、言つてください、今の答弁に対する。</p> <p>○政府参考人(福浦裕介君) 御答弁申し上げます。</p> <p>私どもとしましても、改正案につきましては、現行法と同様に行政機関における保有個人情報の取扱い全般を規律の対象というふうにしていると認識をいたしておりまして、したがいまして、改</p>
<p>正後は、捜査機関が保有する捜査情報に含まれる個人情報の取扱いにつきましても、私ども委員会の監視対象というふうになると考えてございます。</p> <p>○杉尾秀哉君 それはあくまで建前で、そんなこと実際にやつてないでしょう。大体、そもそも百五十人ぐらいの組織で、捜査の関係でそんな監視なんてできますか。そのことについてはまた後で聞きます。</p> <p>憲法十三条に基づくプライバシー権、先ほど山田委員が質問されました自己情報コントロール権、これについて含まれると解されるのか否か、その憲法の解釈めぐつていろいろ意見があることは承知しております。</p> <p>衆議院の審議、それから、これは参議院、私も聞きましたけれども、委員会の質疑の中でもそうでした。これ、ずっと一貫して否定的な答弁をされています。ここで、あるとかないとかそういう話を、押し問答を繰り返すつもりではないんですけども、百歩譲つて自己情報コントロール権という言葉を法律に明記しなくとも、政府の考え方 자체ははつきりさせておかなければいけないとうふうに思つていてます。</p> <p>そこで、これ平井大臣伺いたいんですが、デジタル化の必要を感じていない個人や自己の情報の利活用を望まない個人に対しても政府はどう対処するのか。また、自己のデータの利活用を望まない個人はこれを拒否できるのか。さらには、個人が自分の情報を主体的にコントロールすること、まあ権利と言ふかは別にしてですね、これは国民の権利というふうに考えるか否か。大臣、御答弁ください。</p> <p>○國務大臣(平井卓也君) これはもう度々衆議院でも、また本委員会でもこの自己情報コントロール権について御質問がありますが、まずはその内容、範囲及び法的性格に関しては様々な見解がありまして、明確な概念として確立していないこと等から、改正案の中で一般的な権利としては明記しなかつたということあります。</p> <p>○政府参考人(福浦裕介君) 匿名加工情報につきましては、既に個人情報じゃないというふうに加工するというふうな制度でございまして、したがいまして、本人からして権利利益の侵害に当たらぬということになりますので、そういう救済の</p>

その一方で、改正案では、現行法に引き続いて、事業者や行政機関等が保有する個人情報の取扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置付けています。ですから、本人の関与というのがコントロールという言葉に置き換えられるのかも分かりませんが、つまり、本人による開示、訂正、利用停止請求等を可能とする規定を設けています。

また、改正案では、現行法に引き続いて、事業者や行政機関等が個人情報を利用する場合には、あらかじめ特定され、本人に対して通知等された利用目的の範囲内で利用することを原則としています。

これらの仕組みによって、公益上の理由により例外が認められる場合を除き、事業者や行政機関等が個人情報を本人の予期しない形で利用し、本人の権利利益が害されるような事態は生じないということになつています。また、不適切な利用が行われるなどした場合は、本人は事業者や行政機関等に対して自己に関する情報の利用停止を請求することは可能です。

○杉尾秀哉君 これはおとといの質疑の中で田村委員が聞かれたと思うんですけども、文科省、それから防衛省の個人情報ファイルの件がありました。これ、匿名加工がしてあるから個人情報

じゃないんだと、こういうことなんですかとも、こうした場合は本人の申立てでは削除できないんですね。

で、私の側からすれば、そのファイルを見れば誰のことだか分かるわけですね。例えば横田基地訴訟とか、それからその大学の入試について分かれます。既に個人情報じやないというふうに加

りまして、明確な概念として確立していないこと等から、改正案の中で一般的な権利としては明記しないということあります。

○國務大臣(平井卓也君) これが、またおいおいやりますけど、これ、ひどい話だと思いますよ。

そして、個人情報の目的外使用が認められる場合に限り認められる、個人情報の無限定な利用や提供を認めるものではないと、これは平井大臣の答弁だというふうに思います。

そこで、平井大臣にここはお答えいただきたいんですが、では、どんな場合が個人情報の保護より有用性の方が上回るのか、その判断は一体誰が行うのか、これ具体的に御答弁ください。

○國務大臣(平井卓也君) 保有個人情報の行政機関等に対する目的外提供が例外的に認められる相

制度というのは取られていないというふうな制度でございます。

(理事徳茂雅之君退席、委員長着席)

益保護の必要性と個人情報の有用性を比較考量して、個人情報の有益性が上回る場合と答弁をさせていただいています。現行法の下でこの相当の理由に基づく保有個人情報の提供が行われた事例としては、例えば外務省が在外邦人の連絡先等のデータを地籍調査のために市区町村に提供した例が挙げられています。また、このほかで言いますと、国土交通省が日本の船舶に関する登録データを固定資産税の税額決定等のため総務省に提供した例などもあります。

目的外提供が例外的に認められる特別の理由とは、個々の事案に応じて行政機関等に対する提供に匹敵するような高度の公益性が認められる場合合いであります。現行法の下でこの特別の理由に基づく保有個人情報の提供が行われた事例としては、例えば法務省が矯正施設に収容されている人の名簿を人権救済申立てに関する調査のために弁護士会に提供した例が挙げられております。そのほかで言いますと、外務省が在留外国人の氏名等の情報を本人の安否確認のために日本赤十字社に提供した例等々もあります。

まず第一義的には当該個人情報を保有する行政機関等が判断しますが、その判断が適正であったかどうかは個人情報保護委員会が監視することとしておりまして、決して行政機関等による恣意的な判断を許すものではないと考えております。

○杉尾秀哉君 高度の公益性と、こういう答弁なんですねけれども、高度の公益性というのは極めて曖昧な言葉だと思いますし、最終的にその個人情報保護委員会が中立、客観的な立場で判断するということなんですねけれども、そもそもこれ、役所の側からすると個人情報の利活用を推進する立場でもあるわけなので、推進する側の立場の人間がそういうことのその判断を委ねていいのかということと、それから、これは個人情報保護委員会に聞きたいんですけどけれども、じゃ、その中立、客観的な立場で判断するということにするとして、こ

れも先日、おどといの田村委員の質問の中にもありましたけれども、結局、個人情報保護委員会つて行政機関の判断を追認しているとしか思えないんですね。それに対し、例えば何らかの勧告をしたりとか、そういうふうなことをされている形跡はございません。

本当に主体的、自律的に判断できているのか、これからできるのか、その辺も含めて双方お答えください。

○國務大臣(平井卓也君) 個人情報保護委員会と

と政治的中立性を有する機関であつて、行政機関による個人情報の目的外利用に関しても、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性の両面から適切な判断をすると思つています。

また、個人情報保護委員会においては、改正後の公的部門における個人情報の取扱いについてのガイドラインを示すことになつておりますが、具体的な判断基準についてはこのようないガイドラインにおいて示されるものと承知しておりますが、詳細は政府参考人に答弁をお願いしたいと思いま

情報の提供制度についてでございますけれども、各行政機関において自ら適切に運用することが原則ではございますが、その上で、私ども委員会としまして、提供制度の円滑な運用を確保するため必要があるというふうに認める場合には、当該行政機関に報告や資料提出を求めるとともに、場合によっては実地調査、指導、助言、勧告を行うことができるときとされてございます。

改正法においても行政機関に対し引き続き同様の権限を有することとなつてございますので、制度の円滑な運用の確保に向けて、そのようにな層努めてまいりたいと考えてございます。

○杉尾秀哉君 今大臣は個人情報保護委員会が適切な判断をすると思うというふうにおっしゃつてあるんですけども、先日の答弁を聞いた限りではとても適切な判断ができるているとは私は思いま

せん  
これ、先ほどもちよつと触れたんですけれども、非識別加工の匿名加工情報への統一、それから、個人情報保護法の一本化に関してちよつと幾つか質問してみたいんですけども、もう前提は皆さんよく御存じだと思います。今回、個人情報の定義が民間基準に合わせられるということとで、個人情報保護の水準が後退する、こういう懸念が指摘されております。この懸念に対しても平井大臣、どのようにお答えしますでしょうか。

制の一元化は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法を統合して一本の法律とするとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し、独立規制機関である個人情報保護委員会が我が国全体における個人情報の取扱いを一元的に監視、監督する体制を構築するというものです。

これにより、高い独立性を制度上保障される個人情報保護委員会が、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等における個人情報の取扱いにより、高い独立性を制度上保障され、個人情報保護委員会が、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等における個人情報の取扱いを一元的に監視、監督する体制を構築するというものです。

する監視、監督の中立性、客觀性が向上すると考えます。我が国の個人情報保護の体制が国際的な趨勢にも合致したものとなることで、我が国の人情報保護法制に対する国際的な信頼が高まるとも考えております。現行の個人情報保護法制の縱割りに起因する規制の不均衡や不整合が是正されるといった効果も期待できます。

特に、最後の点については、例えば、国立病院と公立病院、民間病院では同じ病院であつても適用される規律が大きく異なることとか、千七百以上ある地方公共団体のそれぞれが個人情報保護について異なる規律やその解釈を採用していることがデータ連携の支障になつているとの指摘はもうかねてよりありますし、今回の改正はいわゆる二千個問題を解消するものであります。

改正後は、独立規制機関である個人情報保護委

員会が第三者的な立場から地方公共団体を含む行政機関等に対する監督を行うことにより、行政機関等に対する監視、監督の中立性、客觀性が確保され、我が国全体の個人情報保護の水準は全体として向上すると、そのように考えております。

○杉尾秀哉君 幾つか答弁していただきたいんですけど、個人情報保護委員会と、それからその条例と法律のことについてはこの後に質問します。

まず、その非識別加工情報について、これ伺いたいんですけれども、匿名加工情報ということですべてこのままにうつすまじめで、これ

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたします。  
行政機関非識別加工情報の提供制度は、公的部門が有するデータを個人を識別できないよう加工した上で、地域を含む豊かな国民生活の実現に資することを目的として民間事業者に提供し、その活用を促すものであり、平成二十八年の法改正により創設されたものでございます。

引き継ぐこととしており、提案募集の対象となる個人情報ファイルの範囲や、民間事業者から提案があつた場合の審査基準、情報を提供する場合の個人情報からの加工基準等はいずれも現行法のもとのと同じでございます。

改正後は法を所管する個人情報保護委員会の下で引き続き制度が適正に運用されることが重要と考えており、こうした制度を利用していただきたいと考えておるところでございます。

○杉尾秀哉君　去年の夏までやっていました、個人情報保護委員会がやつていた地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催、これ四回開催されたと思うんですけども、特にその去年の四回目の議事録を読んでみると、こうした二一ズというのは、これ現場の方ですね、自治体の方から、二一ズ的なものについてはこれ実態として

<p>ないという、そういう趣旨の発言が相次いでおりまして、今回のこの法改正によつてもほとんどこれ、非識別加工情報をその匿名加工情報ということにしても、これ民間に流通しやすくなるとは、建前上はそういうことなんでしょうけど、実態としてないんじやないかというふうに思うんですね。</p> <p>その一方で、地方公共団体も匿名加工情報の提供に応じなければならなくなる。実際、自治体に事実上匿名加工を強制することになるわけで、これ自治体の方で対応できるのか、過度の負担になるんじやないか、これについてはどうでしょう。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。</p>
<p>先ほど申し上げました匿名加工情報の提供制度の趣旨につきましては、これは地方公共団体にも基本的に妥当すると考えておりますので、今般の改正後の個人情報保護法では、地方公共団体は、その保有する個人情報ファイルについて、匿名加工情報をその用に供して行う事業の提案募集を行うことを規定いたしております。</p> <p>しかしながら、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、匿名加工に関する十分な知見を持った人材を確保することに困難が予想されることから、当分の間の経過措置として、義務ではなく任意で提案募集を実施することとしております。</p> <p>義務付けの対象とする都道府県及び指定都市につきましても、制度の円滑な実施に向けて国が必要な支援を行っていく予定であり、御指摘のような過度な負担とならないようにしてまいりたいと考えております。</p> <p>まさにこうした点は、昨年、検討会等で都道府県あるいは自治体の方からヒアリングをして、そういう御意見も踏まえてこういうような対応をさせていただいているところでございます。</p> <p>○杉尾秀哉君 今の答弁ですと、都道府県と政令指定都市以外は当面はこれ義務化しないという、そういうことでよろしいわけですね。</p>
<p>ただ、こういうところでも、やつぱりそのノウハウもない人もないということで、実際、最近、マイナンバーカードの関連でも、やつぱりその下請が二次、三次というような形で処理しているというふうに聞いております。更にこうした業務が増えると更にその下請が増えるわけで、これが情報漏えいのリスクが増すという、こういう指摘があります。</p> <p>衆議院段階で平井大臣の答弁を見ても、これ十分な歯止めにならないというふうに思つんすけれども、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。</p> <p>自治体が匿名加工情報の作成等につきまして外部業者に委託する場合についてでございます。改正案では、地方公共団体から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対し、地方公共団体と同等の管理義務等を課しております。</p> <p>具体的には、匿名加工情報の個人情報への復元を禁止するとともに、匿名加工情報から削除した情報や加工の方法に関する情報を漏えい等の生じないよう適正に管理する義務を課しております。また、受託業務に従事する者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録されたファイルを外部に提供した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金を科すことといたしております。加えて、地方公共団体は、匿名加工情報の作成等を外部に委託する場合には、当然に受託者を厳正に選定していただくとともに、受託者に対しても厳正に監督を行っていただくことを想定しているところでございます。</p> <p>このようにいたしまして、情報流出のリスクにつきましても対応してまいっているところでございます。</p> <p>○杉尾秀哉君 それが実際に厳密に運用できるかどうかということが一番問題だと思うんですけれども、それともう一つ、行政機関が個人情報を取得する際の規制についてなんですが、これ整備法の六十二条第一項三号なんですかね。</p>
<p>ただ、こういうところでも、やつぱりそのノウハウもない人もないということで、実際、最近、マイナンバーカードの関連でも、やつぱりその下請が二次、三次というような形で処理しているというふうに聞いております。更にこうした業務が増えると更にその下請が増えるわけで、これが情報漏えいのリスクが増すという、こういう指摘があります。</p> <p>衆議院段階で平井大臣の答弁を見ても、これ十分な歯止めにならないというふうに思つんすけれども、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。</p> <p>改正案におきましては、現行の規定を引き継ぎまして、行政機関等が本人から個人情報を取得するときは、利用目的を明示することで行政機関等が行う事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合など一定の場合を除き、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならないことを定めております。</p> <p>今申し上げました、行政機関が行う事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合というのはどういう場合かとということでおざいますけれども、個別具体的に判断されることになると思いますけれども、例えば被疑者の逃亡あるいは証拠隠滅などにつながる場合等が該当すると考えております。</p> <p>また、委員から御質問のございました、おそれがあるとは単なる抽象的な可能性なのかどうかとということでおざいますけれども、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められる必要があると承知しております。おそれの有無は、一義的には当該個人情報を保有する行政機関等が判断することになりますが、その判断が適正であったかどうかは個人情報保護委員会が監視することになります。</p> <p>○杉尾秀哉君 今の答弁ですと、捜査の必要があれば目的を明示しないで個人情報を取得できると、こういう解釈だというふうに思います。</p> <p>これ、確かに、逃亡のケースとか今おっしゃつたような、そういうその危険性とある場合、これは分かるんですけども、しかし、この六十二条第一項三号なんですかね。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。</p> <p>今御指摘のございました番号法と改正後の個人情報保護法では、行政機関に対する規律の基本的な性格が異なると考えております。</p> <p>番号法では、特定個人情報を取り扱う主体を官民を問わずに一種の事業者と捉え、これを規律の対象といたしております。このため、結果として行政機関に対しても命令や立入検査の権限が及ぶ</p>

形となつております。

一方、これに対しまして、改正後の個人情報保護法では、現行の行政機関個人情報保護法と同様の考え方で、行政全体としての内部統制の一種として行政機関における個人情報の取扱いを規律しております。このため、内閣の下で行政機関同士は基本的に対等の関係にあるという我が国の行政組織の基本的な体系との整合を考慮し、行政機関に対する立入検査や命令権限については規定はいたしておりません。

しかしながら、実地調査は、違反に対して罰則が科されない点を除けば立入検査と全く同じものであること、また、個人情報保護委員会の勧告は、独立規制機関の意見として当然に尊重され、行政機関が勧告に従わない事態は想定されないとから、行政機関に対する監督の実効性に欠けることはないと考えております。

今申し上げましたように、実地調査につきまして、万が一行政機関が実地調査に協力しない場合、個人情報保護委員会が行政機関に対して勧告を行うことになると考えておりますし、また、その行政機関が万が一勧告にも従わない場合は、最終的には、内閣の首長たる内閣総理大臣の指導の下、行政全体としての個人情報の取扱いの統一が図られるものと考えております。

○杉尾秀哉君 少なくとも、その立入検査、立入検査とそれから実地調査、同等だというんですけれども、やっぱり強い権限が必要だと思うんですね。

例えばドイツですと、これ個人情報保護委員会に相当するデータ保護コミッショナーというがあるそなんですか? これ警察に対する立入検査を含めた広範囲な権限が与えられていて、これは是非日本でもそういう強い権限を、これは個人情報保護委員会に与えてほしい。

それとともに、今回の法改正で、地方公共団体も個人情報保護委員会の監督の対象になるわけで、大幅に所掌範囲、それから課せられた職務が

重くなるし広くなるということなんですが、例えば、これ地方を、今百五十人体制ですか? これ地方が対象になつて、これどういうふうにし

れ、地方が監督するんですか? 特に、警察も対象として監督、監視するんですか? 特に、警察も対象といふうに監視、監視するのか? 地方の出先機関、一切ないわけですか? こういうことも含めて、これまで幾つか、組織のこと、人員のこと、質問あったと思うんですけども、いずれも非常に曖昧な答弁になりました。もう少し地方への対応も含めて明確に答弁してもらえないですか?

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。

最初、ドイツの方について御答弁いたします。

先生御指摘のドイツの例でござりますけれども、やはり国によって法体系が異なりますので、ドイツと日本とで制度を比較することはなかなか容易ではないのではないかと考えております。

我が国の個人情報保護委員会は、職権行使について高度の独立性を有していると考えております。ただ、高度の独立性を有しておりますけれども、我が国の行政組織の体系上は、済みません、先ほどと同じ答弁で恐縮でございますけれども、内閣府の外局であり、内閣の下、他の行政機関と基本的に対等の立場であり、個人情報保護委員会とほかの行政機関とは上級、下級の指揮命令関係

事務や権限が大幅に拡大強化されることになるため、地方公共団体等の公的部門への監視体制について質と量の両面で具体化すべく、令和四年度から施行に向けて個人情報保護委員会の人員や組織を十分に強化していく必要があると考えております。

今回の改正により、個人情報保護委員会の所掌事務や権限が大幅に拡大強化されることになるため、地方公共団体等の公的部門への監視体制について質と量の両面で具体化すべく、令和四年度から施行に向けて個人情報保護委員会の人員や組織を十分に強化していく必要があると考えております。

○杉尾秀哉君 具体的に早く示していただきたい

と思います。

残りの時間なんですけれども、個人情報保護条例との関係で聞きたいたいのですが、これ、大臣も、個人情報保護法の改正により現行の自治体の個人情報保護条例が全てリセットされると、こういう表現なんですか? リセットというのは、ちょっとさつきも説明ありましたけれども、これ、一回チャラにすると、こういう意味なんですかね。

ただ、先ほど申し上げましたように、その実効性が確保されるように各般の措置は講じるところ

でございます。

○國務大臣(平井卓也君) 個人情報保護委員会においては、専門的知見を有する独立規制機関として、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法目的を達成するため、適切な執行をやつていかなければならぬと考えております。

改正法の施行後、個人情報保護委員会は、從来民間事業者における個人情報の取扱いに関する有

していった監督権限に加え、地方公共団体である都道府県警察を含む行政機関における個人情報の取扱いについても実地調査や勧告の権限を持つことになります。

個人情報保護委員会においては、民間事業者へ監視、監督活動において培つたノウハウを生かす。必要となる人員についても、個人情報保護委員会において、各府省や地方公共団体からの出向に加え、民間での実務経験を有する者や弁護士等の採用などにより官民双方から多様な人材の確保に努めいくものと承知しております。

今回の改正により、個人情報保護委員会の所掌事務や権限が大幅に拡大強化されることになるため、地方公共団体等の公的部門への監視体制について質と量の両面で具体化すべく、令和四年度から施行に向けて個人情報保護委員会の人員や組織を十分に強化していく必要があると考えております。

○杉尾秀哉君 具体的に早く示していただきたい

と思います。

残りの時間なんですけれども、個人情報保護条例との関係で聞きたいたいのですが、これ、大臣も、個人情報保護法の改正により現行の自治体の個人情報保護条例が全てリセットされると、こういう表現なんですか? リセットというのは、ちょっとさつきも説明ありましたけれども、これ、一回チャラにすると、こういう意味なんですかね。

ただ、先ほど申し上げましたように、その実効性が確保されるように各般の措置は講じるところ

でございます。

そこで、これ、総務省に来てもらつていてるんで

すが、今回の法改正に当たつて、総務省が、千七百自治体、千七百余ということがあります、自治体にペーパーを出したと、こういうふうに聞いております。どれだけ回答が来たのか、その内容がどうだったのか、教えてください。

○政府参考人(時澤忠君) 私の方からお答えさせていただきます。

総務省が行いました調査につきまして、これ昨年十月ですけれども、全都道府県、市区町村を

対象に行いまして、個人情報保護条例の現状の把握や検討の方向性に対する意見の調査というものを行っております。全ての団体から回答をいただいております。

中身につきましては、例えば、死者に関する情

報を個人情報の定義に含めないこと、あるいは目的外利用、提供を可能とする要件を行政機関と同様の規定にすること、オンライン結合制限規定を

設けないこと、こういったことの論点につきまして意見をいただいたものでございます。

調査の回答では、法律による共通ルールの設定

につきましておおむね賛同いただいたわけです

が、一方で、やはり新たな制度につきまして、目

的外利用、提供制限について例外規定に該当する

かどうか判断し難い場合が生ずるのではないか、

あるいは匿名加工情報の提案募集については匿名

加工に伴う技術的な負担が多いのではないかとい

うような意見があつたところでございます。

○杉尾秀哉君 幾つかやっぱり地方公共団体の方

でも懸念があるということで、これ最後の質問に

なると思うんですが、その条例で独自の保護措置

を設けることもこれは排除されないという答弁で

す。  
地方の特性等に照らして、必要がある場合認められるということなんですが、そこで、例えば国

立市のように、自己情報のコントロール権をこれ

条例で認めちやつているところは、具体的に、今

回政府としてそれを権利として認めないわけだか

ら、その場合はどうなるのか、ちょっとこれだけ

答弁してください。

○政府参考人(時澤忠君) 今回の法改正によりまして、議員の言われましたように、地域の特性に照らして特に必要な場合には条例ができるということでござります。そのほか、例えば法の施行のための細則でありますとか内部の手続など、法律の共通ルールの内容を変更しない事柄については条例で規定することができます。

御指摘のありました自己コントロール権につきましては、地域の特性と関係ないものと考えられますので、具体的な法的効果を伴う権利として条例に規定するということはできませんけれども、純粹に理念的な事項としてでありますと、法律上の共通ルールの内容を変更しないということでありますので、改正後、改正案の施行後においても条例に規定することは可能だと考えておりまます。

○杉尾秀哉君 時間が来ましたので。ありがとう

ございます。

○委員長(森屋宏君) 午後一時十分に再開する」ととし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時十分開会

午後一時十分開会

○委員長(森屋宏君) ただいまから内閣委員会を

再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、杉尾秀哉君及び三浦靖君が委員を辞任せられ、その補欠として横沢高徳君及び岡田直樹君が選任されました。

○委員長(森屋宏君) 休憩前に引き続き、「デジタル社会形成基本法案案外四案を一括して議題」とし、質疑を行います。

○塩村あやか君 立憲・社民の塩村でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、平井大臣にお伺いをいたします。  
前回の内閣委員会で、六十三本の法案を五つに束ねたと。この束ね法案なんですが、束ね過ぎじゃないかという声が出来て、私もそう思うんですね。しかしながら、大臣は、実はもつと束ねたかつたという答弁がありまして、ちょっとどよめきが起つたと記憶しております。

今後の参考のために、是非、大臣はほかに何を

お聞かせいただけますか。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

なるほどなというふうに思う部分も非常にたくさんありました。読み仮名の部分とか、「デジタル化の時代に後の世代に、私もこの間先祖をたどつて戸籍見たんですけど、読み方が分からぬ先祖が何人もおりまして、なるほどなというふうに思われていただきました。ありがとうございます。

今回のデジタル庁の関連の法案なんですが、福音社職とか民生委員の方からも、これまでマイナンバー自体に反対をしていたんだけれども、この法案に対してはできればいい形で前に進めてほしいという意見が私の下にも届いています。

まず、マイナンバー関連でいきますと、今、情報連携ですね、これ今、社会保障と税と災害の三分野以外の情報連携というのはまだ全然道半ばところのあるあるんです。

○國務大臣(平井卓也君) 矢田先生に対する私の答弁だったと思いつますけど、まず、これ本当にいろいろあるんです。

まず、マイナンバー関連でいきますと、今、情報連携ですね、これ今、社会保障と税と災害の三分野以外の情報連携というのはまだ全然道半ばところの一体化、これももう是非やりたいというふうに考えていて、今回間に合わない

かったものでございます。そして、ちょっとこれ

は時間が掛かると思うんですけど、読み仮名の法

制化、つまり、名前の読み方が確定していないと

いうのがやっぱりこれ一番問題だったと思うんで

すけど、令和六年からのマイナンバーカードの海

外利用に合わせて、公証された氏名の読み方に基

づいてマイナンバーカードに氏名をローマ字表記

できるように、これ迅速に戸籍における読み仮名

の法制化を図ると、これも急ぐと思うんです。

それ以外でいいますと、これも今後時間が掛か

るし、常に見直さなきやいけないんですけど、

も、押印と書面というのは今回法改正の中に東ね

させていたいたんですけど、本当のデジタル化

のメリットといいますか、便利になつたなど国民

が実感するためには、対面のところを触らなきや

いけないと、いうふうに思つてます。これも、もう

全省庁、徹底的にそこを見てもらうというような

ことで、今回間に合わなかつたんですけど、そういう

うものをもつと束ねておけば、もつと一気にデジ

タル化を国民目線で進められるなどというふうに考

えているところでございます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

なるほどなというふうに思う部分も非常にたくさんありました。読み仮名の部分とか、「デジタル化の時代に後の世代に、私もこの間先祖をたどつて戸籍見たんですけど、読み方が分からぬ先祖が何人もおりまして、なるほどなというふうに思われていただきました。ありがとうございます。

今回のデジタル庁の関連の法案なんですが、福音

社職とか民生委員の方からも、これまでマイナン

バー自体に反対をしていたんだけれども、この法

案に対してはできればいい形で前に進めてほしい

という意見が私の下にも届いています。

また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ

かない事務であつたため行政機関でマイナン

バーが利用できなかつたがために、申請者等と給

付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され

ていましたけれども、非常に非効率的であつたと

いうことあります。

このため、公金受取口座登録法案では、国民の

バーコードとともに登録していただき、その口座情報を

しっかりと前に進めていくべきであるという考え方なんです。

ただ一方で、これまで質疑もされているよう

に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある

と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。

また大臣にお伺いをさせていただきます。

預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金

をスムーズに届けるということだつたんですが、

例えば定額給付金なんですが、世帯主に対して一

括給付を行う場合、これ、個人を単位とするマイ

ナンバーに預貯金口座をひも付けるだけ本当に

迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを

お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人

個人に對して給付というのももちろんやつてい

ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの

かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと

思います。

○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改

正で何ができるのかというようなことを含めて

ちょっと説明させていただきたいと思います。

今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ

イルス感染症への対応において明らかとなつた

やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し

ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務

においては、給付金を振り込むための口座情報を

申請時に申告していただきたいと。申請者等と給

付対象者が行う職員などによってこれが大き

な負担になりました。

また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ

かない事務であつたため行政機関でマイナン

バーが利用できなかつたがために、申請者等と給

付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され

ていましたけれども、非常に非効率的であつたと

いうことあります。

このため、公金受取口座登録法案では、国民の

バーコードとともに登録していただき、その口座情報を

しっかりと前に進めていくべきであるという考

えなんです。

ただ一方で、これまで質疑もされているよう

に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある

と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。

また大臣にお伺いをさせていただきます。

預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金

をスムーズに届けるだけ本当に

迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを

お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人

個人に對して給付というのももちろんやつてい

ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの

かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと

思います。

このため、公金受取口座登録法案では、国民の

バーコードとともに登録していただき、その口座情報を

しっかりと前に進めていくべきであるという考

えなんです。

第一部分 内閣委員会会議録第十四号 令和三年四月二十二日 【参議院】
○委員長(森屋宏君) 午後一時十分に再開する」ととし、休憩いたします。
午後零時十九分休憩
午後一時十分開会
○委員長(森屋宏君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、杉尾秀哉君及び三浦靖君が委員を辞任せられ、その補欠として横沢高徳君及び岡田直樹君が選任されました。
○委員長(森屋宏君) 休憩前に引き続き、「デジタル社会形成基本法案案外四案を一括して議題」とし、質疑を行います。
○塩村あやか君 立憲・社民の塩村でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
まず、平井大臣にお伺いをいたします。
前回の内閣委員会で、六十三本の法案を五つに束ねたと。この束ね法案なんですが、束ね過ぎじゃないかという声が出来て、私もそう思うんですね。しかしながら、大臣は、実はもつと束ねたかつたという答弁がありまして、ちょっとどよめきが起つたと記憶をしております。
今後の参考のために、是非、大臣はほかに何を
お聞かせいただけますか。
○塩村あやか君 ありがとうございます。
なるほどなというふうに思う部分も非常にたくさんありました。読み仮名の部分とか、「デジタル化の時代に後の世代に、私もこの間先祖をたどつて戸籍見たんですけど、読み方が分からぬ先祖が何人もおりまして、なるほどなというふうに思われていただきました。ありがとうございます。
今回のデジタル庁の関連の法案なんですが、福音
社職とか民生委員の方からも、これまでマイナン
バー自体に反対をしていたんだけれども、この法
案に対してはできればいい形で前に進めてほしい
という意見が私の下にも届いています。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。
また大臣にお伺いをさせていただきます。
預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金
をスムーズに届けるだけ本当に
迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを
お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人
個人に對して給付というのももちろんやつてい
ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの
かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと
思います。
○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改
正で何ができるのかというようなことを含めて
ちょっと説明させていただきたいと思います。
今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ
イルス感染症への対応において明らかとなつた
やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し
ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務
においては、給付金を振り込むための口座情報を
申請時に申告していただきたいと。申請者等と給
付対象者が行う職員などによってこれが大き
な負担になりました。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。
また大臣にお伺いをさせていただきます。
預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金
をスムーズに届けるだけ本当に
迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを
お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人
個人に對して給付というのももちろんやつてい
ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの
かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと
思います。
○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改
正で何ができるのかというようなことを含めて
ちょっと説明させていただきたいと思います。
今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ
イルス感染症への対応において明らかとなつた
やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し
ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務
においては、給付金を振り込むための口座情報を
申請時に申告していただきたいと。申請者等と給
付対象者が行う職員などによってこれが大き
な負担になりました。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。
また大臣にお伺いをさせていただきます。
預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金
をスムーズに届けるだけ本当に
迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを
お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人
個人に對して給付というのももちろんやつてい
ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの
かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと
思います。
○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改
正で何ができるのかというようなことを含めて
ちょっと説明させていただきたいと思います。
今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ
イルス感染症への対応において明らかとなつた
やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し
ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務
においては、給付金を振り込むための口座情報を
申請時に申告していただきたいと。申請者等と給
付対象者が行う職員などによってこれが大き
な負担になりました。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。
また大臣にお伺いをさせていただきます。
預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金
をスムーズに届けるだけ本当に
迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを
お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人
個人に對して給付というのももちろんやつてい
ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの
かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと
思います。
○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改
正で何ができるのかというようなことを含めて
ちょっと説明させていただきたいと思います。
今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ
イルス感染症への対応において明らかとなつた
やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し
ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務
においては、給付金を振り込むための口座情報を
申請時に申告していただきたいと。申請者等と給
付対象者が行う職員などによってこれが大き
な負担になりました。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこうしたところとなるべく懸念を取つていけるようお答えいただきました。
また大臣にお伺いをさせていただきます。
預貯金口座とマイナンバー、ひも付けて給付金
をスムーズに届けるだけ本当に
迅速な給付が可能になつてくるのか、まずここを
お尋ねしたいと。また、世帯単位ではなくて個人
個人に對して給付というのももちろんやつてい
ただけるのかと。ここも含めて、そしてできるの
かという技術面も含めてお聞かせいただきたいと
思います。
○國務大臣(平井卓也君) 要するに、今回の法改
正で何ができるのかというようなことを含めて
ちょっと説明させていただきたいと思います。
今回の法律の改正は、そもそも、新型コロナウ
イルス感染症への対応において明らかとなつた
やつぱりデジタル化の遅れを課題として法改正し
ています。例えば、昨年の特別定額給付金の事務
においては、給付金を振り込むための口座情報を
申請時に申告していただきたいと。申請者等と給
付対象者が行う職員などによってこれが大き
な負担になりました。
また、特別定額給付金の支給事務が法律に基づ
かない事務であつたため行政機関でマイナン
バーが利用できなかつたがために、申請者等と給
付対象者の照合作業がこれテレビでも報道され
ていましたけれども、非常に非効率的であつたと
いうことあります。
このため、公金受取口座登録法案では、国民の
バーコードとともに登録していただき、その口座情報を
しっかりと前に進めていくべきであるという考
えなんです。
ただ一方で、これまで質疑もされているよう
に、やはりちょっと懸念を持ってしまう部分もある
と思いますので、今日はこう



<p>○塩村あやか君　ありがとうございます。やはりこのデジタルの時代に合わせて新しい技術でしっかりと公文書を守つていくということで、改めてお願いをしていきたいというふうに思つておりますね。</p> <p>続いてなんですが、これは私、個人的に非常に気になつているものです。転職のときに使用者間で提供できる特定個人情報の範囲ということなんですね。</p> <p>デジタル関連整備法第五十五条ですね、本案の五十五条、マイナンバー法改正案では、従業員が転職した場合、本人の同意があるときは、転職前の勤務先から転職後の勤務先に当該従業者、従業員の個人ナンバー、マイナンバーを含む特定個人情報を提供可能とすることになつています。</p> <p>法律案では、個人番号関係事務を処理するためには必要な限度で提供ができるとされているんです が、これマイナンバー以外に、例えば前職の賃金、報酬、年収とか、その賃金額の推移とか退職の理由とか、そういった情報を含めて前の事業者は次の事業者、事業主さんにそうした特定の個人情報を渡すことができるのかと。この渡せる特定個人情報の範囲を具体的に教えてください。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君)　御答弁いたしま</p>
<p>議員おっしゃいましたように、今回の改正法案では、従業者等の転籍、退職があつた場合、本人の同意があるときは、転職、退職前の勤務先から転職、再就職した勤務先に対し、マイナンバーを含む個人情報の提供を可能としたものでござります。これは、改めて新しい勤務先で特定個人情報の提供をする必要がありますので、御本人さんの負担軽減等に資するものと考えております。</p> <p>実際には、グループ企業間など、マイナンバーの提供を行う事業者と受ける事業者との間に一定の関係性が認められる場合を想定しているところでございます。</p> <p>マイナンバーを含む個人情報の提供は、個人情報保護の観点から、マイナンバー法に規定された</p> <p>場合を除き認められていないため、転籍による従業員の雇用先の変更等に際し、事業者は従業員から再度マイナンバーの提供を受ける必要があり、国民、事業者双方の負担は極めて大きいとして、今申し上げたとおり、これを改善するものでございます。</p> <p>具体的な提供可能な情報の範囲につきましては、今回提出した法案では、委員おっしゃいましたとおり、その個人番号関係事務を処理するためには必要な範囲に限定しております。そのために、具体的には、社会保険の資格取得届や給与支払報告書等の提出に必要な氏名、住所、生年月日等が想定されるほか、これらの届出書の提出に必要な範囲で、前出の給与額も含まれるものと考えております。</p> <p>ただ、提供可能な情報につきましては、現在も、新しい勤務先に提出させている情報につきまして、これを本人から、マイナンバー、本人が改めて自分で提出するのではなくて、勤務元から提出すると、新しい勤務先の方に提出するということでござりますので、何か新たな情報を新たに提供されることになりますが、その時期は転職先の担当者の方に提出してもらうことになります。</p> <p>ただ、今後、個人情報保護委員会が定めるガイドラインにおいて、事業者が実施する個人番号関係事務の内容を踏まえ、提供可能な特定個人情報について説明していくものと承知しているところでございます。</p> <p>○塩村あやか君　ありがとうございます。</p> <p>この後ガイドラインが作られるということで、しっかりとやつていただきたいと思っております。</p> <p>例えば、その給与の額なんというものは、例えば確定申告というか、そういったときに、すぐに転職すれば必要だなと思うんですが、例えばプランクが空いた場合に必要な場合とかやっぱりありますよね。そうしたところも含めてしまつかりと検討をしていただきたい。というのも、給与つて、やっぱり転職するときに交渉したりしますよね。なので、そこで先に見せるということにならないようにとか、いい条件で交渉をやっていただ</p>
<p>きたいなと思うこともありますから、いろんな場面を想定して、しっかりとガイドライン作つていただきたいなというふうに思つていています。</p> <p>次にお聞きしたいのが、その同意の時期なんですね。やり取りする時期も結構大きいんじゃないかなというふうに思つていて。もし選考過程など採用前の同意も有効であるのならば、何とか採用してもらうために嫌々でも同意せざるを得ないということになるのではないかと、こうした懸念が寄せられているところです。</p> <p>同意の時期は、転職先の使用者がその当該従業員を採用した後に限るという理解でいいんでしょうか、それとも採用前の同意も有効なのか、お伺いをいたします。</p> <p>○政府参考人(富安泰一郎君)　御答弁いたしま</p> <p>委員おっしゃいましたその本人の同意でござりますけれども、従業員のマイナンバーを保有する転籍、退職前の事業者が転籍、再就職先の事業者に直接従業員のマイナンバーを提供したいと考えます。転職先の事業者が採用の条件として転職前に従業員に同意を求めるにより従業員が不利益を被ることのないよう、制度の適切な周知、広報についてもしつかり行ってまいりたいと考えております。</p> <p>○塩村あやか君　ありがとうございました。</p> <p>確認できて良かつたと思います。決して採用選考で不利益にならないように、しっかりと運用していただきたいと思っております。</p> <p>統いてなんですが、個人情報ですよね、利用目的の明示の例外についてお伺いをしたいと思つて</p>
<p>います。</p> <p>行政機関等における個人情報の取得なんですが、整備法案中の個人情報保護法改正案第六十二条ですね、これにおきましては、行政機関等が本</p> <p>てあらかじめ本人にその利用目的を明示するといふことを義務付けています。しかし、例外もあって、行政機関等の事務又は事業の遂行に支障を来す、及ぼすおそれがあるときは、目的を明示しないで個人情報を取得できるというふうにしています。</p> <p>午前中の質疑にも出ていたことだとと思うんですけど、ちょっと重ねて質問させていただきたいと思います。</p> <p>ここって、やっぱり事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれとというのは、これ質問しようと思つていたんですねが、午前になりましたので改めて確認なんですが、例えば犯罪の嫌疑があるといふことをいいかと。恐らくいいんですよね、午前中このようなお話があつたので、こういつたときにはいいんだということです。</p> <p>そこでなんですが、要件はやっぱり厳格化しておかなければいけないのではないかというふうに思つてます。犯罪の捜査等のために作成して又は取得する個人情報ファイルについては、第七十四条第二項二号により、個人情報保護委員会に事前通知する必要はないということなんですね。で、これ誰が監視、監督できるのかということを聞きたかったんですが、これは午前中の質疑で出てまいりました。個人情報保護委員会が事後的に決定後となることが通例と考えております。</p> <p>転職先の事業者が採用の条件として転職前に従業員に同意を求めるにより従業員が不利益を被ることのないよう、制度の適切な周知、広報についてもしつかり行ってまいりたいと考えております。</p> <p>○塩村あやか君　ありがとうございます。</p> <p>確認できて良かつたと思います。決して採用選考で不利益にならないように、しっかりと運用していただきたいと思っております。</p> <p>統いてなんですが、個人情報ですよね、利用目的の明示の例外についてお伺いをしたいと思つて</p> <p>います。</p> <p>個人情報ファイルの事前通知の範囲についてでございます。</p> <p>改正案では、現行法の規定を引き継ぎまして、</p>

行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、個人情報保護委員会に対してあらかじめその名称、使用目的、記録項目等を通知しなければならないこととしています。

ただ一方で、委員御指摘のとおり、行政機関が

保有する個人情報ファイルのうち、国の安全、外

交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項

を記録する個人情報ファイルや、一年以内に消去

することとなる記録情報のみを記録する個人情報

ファイルなどにつきましては、現行法と同様、例

外的に事前通知を要しないことといたしておりま

す。これらの個人情報ファイルは、高度の秘密性

を有するため、情報を恒常に共有する機関や職

員の範囲を最小限にとどめる必要があることや、

短期間に消去されるため、法への適合性を網羅的

に審査する必要性が低いことなどから、事前通知

義務の例外とされているものでございます。

これらの例外規定は、平成十七年の現行法の制

定以来約十五年間にわたり、個人の権利利益の保

護と個人情報の有用性との調和の観点から安定的

に運用をしてきたところであり、今回の改正にお

いては規定を変更すべき特段の理由があるとは考

えておりません。

また、委員も御指摘になりましたように、改正

後は個人情報保護委員会が全体として監視すると

いうことになります。法を所管する個人情報保護

委員会を中心として、個人情報保護を取り巻く社

会環境の変化や国際情勢の変化等を踏まえて、改

正後におきましても制度の定期的な見直しが行わ

れるものと承知しております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

やはり、私の下に寄せられている声の中にやはり疑惑を持っている人がたくさんいるということを改めてお伝えをしておきたいと思います。

次の質問、大臣にお伺いしたいんですが、これもあり懸念の声があるということで受け止めていただきたいと思います。午前中に杉尾委員の方からも質問があつたんですが、地方自治体が持つべきだなと思います。

個人情報収集の懸念なんですよね。もう膨大な数

の、やっぱり一時的には地方自治体が個人情報、接するわけですから、膨大な例えれば病歴とかいろいろなもの、データとして持つことになろうかと思ひます。

ここで寄せられている声というのが、国が地方

自治体の情報を活用することを容易とする狙いが

あるのではないかという声が寄せられています。

もしそうではない場合には、こうした懸念を解消

するために、国はどのような場合に自治体が持つ

情報へアクセスできるのか、これは基準をはつきりと設けておかなくてはいけないと私も思つて

ます。

というのも、三月十九日の衆議院の方なんですが、データを所管する行政機関がそれぞれアクセス権限を設定するのでデジタル庁の職員がそれを

見ることは不可能だと考えていると、政府参考人

から答弁がありました。それは、本当にどんなと

きもアクセスできない、しないと言い切れるのか

どうか、閲覧可能な権限を持つ者は一人も、國の

方、例えばデジタル庁とか含めて國の方でいない

のか、どんなときも、この辺りがやっぱり気にな

るところなんですね。

デジタル大臣とか総理の指示でもアクセスする

ことはできないぐらい強固なものになっているの

か、それとも手順を踏めばアクセスすることができますか、この辺り、考え方を教えてください。

一方で、私がお聞きしたのは、どんなときもア

クセスできないのかとか、その辺りがちゃんと厳

格になっているのかと、ということをお聞きさせて

いただいたんですね。やっぱりこれ、どうしてこう

いう疑問が国民というか市民の皆様から寄せられ

るかというと、私たち政治家とか政治に対しても

やっぱり信頼というものが今薄くなっているん

じゃないかなというところがあります。やっぱり

こうしたことを払拭していくためには透明性が高

い運用が必要だと思っておりますので、その辺り

も含めてしっかりと推進をしていただきたいと重

ねて要望させていただきます。

続きまして、ほかの行政機関、他の行政機関等

への情報の提供についてお伺いをさせていただき

ます。

これも杉尾委員と質問かぶつてくるんですが、

相当の理由があれば業務の遂行に必要な限度で個

人情報を他の行政機関等にも渡すと、提供する

うことが認められている。この相当の理由とい

うのは、行政から行政みたいなお話をだつたと

います。

そして次に、特別の理由ということは、これは

行政以外に渡す一段高いレベルの、何というふうに私

お答えさせていただきます。

個人情報を活用して国民が本当にメリットを感

一般的には、データを所管している組織内で

あつても業務目的以外でデータにアクセスするこ

とは禁じている。さらに、不正にデータへアクセス

した場合には懲役や罰金といった罰則を受ける

ことになります。これは、不正アクセス行為の禁

止に関する法律が適用になると。

そして、ガバメントクラウドの実装に当たつて

は、最新かつ最高レベルのセキュリティとアセ

スシステムを持った複数のクラウド環境を採用す

る予定であり、分散管理や不正アクセス防止策は

現行システムよりも更に高度になると考えており

ます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

不正なアクセスとか違法なアクセスはできない

ということでありました。

一方で、私がお聞きしたのは、どんなときもア

クセスできないのかとか、その辺りがちゃんと厳

格になつてているのかと、ということをお聞きさせて

いただいたんですね。やっぱりこれ、どうしてこう

いう疑問が国民というか市民の皆様から寄せられ

るかというと、私たち政治家とか政治に対しても

やっぱり信頼というものが今薄くなっているん

じゃないかなというところがあります。やっぱり

こうしたことを探拭していくためには透明性が高

い運用が必要だと思っておりますので、その辺り

も含めてしっかりと推進をしていただきたいと重

ねて要望させていただきます。

続きまして、ほかの行政機関、他の行政機関等

への情報の提供についてお伺いをさせていただき

ます。

これも杉尾委員と質問かぶつてくるんですが、

相当の理由があれば業務の遂行に必要な限度で個

人情報を他の行政機関等にも渡すと、提供する

うことが認められている。この相当の理由とい

うのは、行政から行政みたいなお話をだつたと

います。

そして次に、特別の理由ということは、これは

行政以外に渡す一段高いレベルの、何というふうに私

お答えさせていただきます。

個人情報を活用して国民が本当にメリットを感

は認識をいたしました。

行政機関による恣意的な運用を防ぐという観点

から、午前中にも幾つか例示はいたいたんだす

が、許容され得る具体的な事例をもう少し教えて

いただけたらなどいうふうに思っています。

○政府参考人(富安泰一郎君) 済みません、

ちよと今手元にございますのは午前中に答弁し

たものと同じになるんですけども、済みませ

ん。

相当の理由につきましては、外務省が在留邦人

の連絡先等のデータを地籍調査の遂行のために市

区町村に提供した例ですとか、国土交通省が日本

船舶に関する登録データを固定資産税の税額決定

等のため総務省に提供した例などでござります。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

もう少し例示があつた方がいいのではないか

と思いますので、是非、後からお部屋にでもいい

ので持つてきていただけたらと思います。心配を

している方々に、弁護士さんたちも相当心配して

おりますので、お渡しをしたいと思っております

ので、お願いをいたします。

次に、大臣にお伺いいたします。

データの利活用と個人情報の保護とのバランス

についてお伺いをさせていただきます。

政府は、データを利活用するということと個人

情報の保護のバランスの取れたデジタル化を目指

していると当然思います。しかし、利活用を進め

れば進めるほど個人情報保護の視点がおろそかに

なる懸念があるという声も寄せられておりまし

て、私もそれは確かにそうだなというふうに思つ

ています。

両者のバランスというのはどのレベルを目指し

いくのか。例えば海外の事例でもいいんです

が、そうでなくとも結構です、参考となるお話を

あれば是非、政府の方針、お聞かせください。

○国務大臣(平井卓也君) 参考になる事例とい

うなので、私がよく知っている範囲でちよつと

お答えさせていただきます。

個人情報を活用して国民が本当にメリットを感



さんたちを登録していただくことになるんだと思います。登録してもらわないと意味がないのですので、そこをしっかりと届くように呼びかけしていただきたいなというふうに思っております。

一方で、やはりこうした資格を持つてある方々をひも付けていくことについては懸念の声も出ているのも事実でございますので、併せて伝えさせていただきたいというふうに思つております。

次の質問なんですが、条例がない一部事務組合への支援についてお伺いをさせていただきます。

個人情報保護条例なんですが、全ての都道府県、市町村で既に制定されておりますが、昨年の二月から三月にかけて個人情報保護委員会が行つた個人情報保護条例に係る実態調査において、複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うこと目的として設置をする一部事務組合については、条例の適用関係が明らかではない団体が六百十三もあつたということが判明したことです。

これら一部事務組合等におきましても、今後の個人情報保護の取組を着実に実施ができるよう政府として支援を行う必要があると私は思っています。支援を行う考えはあるのか、また、そして支援を行うんだとすれば具体的にどのようなことを考へているのかをお伺いいたします。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま

す。

今回の改正は、委員御指摘のように、現在そういう規定がない一部事務組合も含めまして、全ての地方公共団体に適用される個人情報保護に関する全国的な共通ルールを法律で規定するものでございます。新たな制度を円滑かつ適切に運用するためには、現在はそういった条例を持たない一部事務組合においても、事務要領等の整備等、施行に向けた準備を行う必要、行つていただく必要があると考えております。

このことから、国は、一部事務組合を含めた地方公共団体における法の円滑な施行に向けて、ガイドラインの作成等の必要な支援を行つてまいり

予定でございます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

結構な数のところがないということですので、やつぱりちゃんと支援をしていかなければ、個人

情報、国民とか住民を守るということになつてこないと思いますので、その辺りはしっかりとガイド

ラインでお願いをしたいと思います。それこそ

プリシュ型の支援でお願いをしたいと思つております。

次になんですが、判こですね、判こと書面の見直しについてお伺いをさせていただきたいと思つています。

今提出をされているデジタル関係整備法案には押印の見直しに関する規定も含まれているかと思ひます。

これ、いろんな考え方があるかと思うんですが、一つの考え方として聞いていただければな

いふうに思うんですけど、これまで日本は、多くの行

政手続とか民間における契約手続などにおいて、法令に基づいて書面への押印や書面による申請がなかつたとしても、慣行として押印や書面申請が行われている場面もあつたかと思います。

政府は、こうしたことについて、我が国において広く普及をしてきた理由、そしてそれらが果たしてきた機能ですかね、それをどのように評価を

して、そして今回残している部分と省く部分が出

てきたと思います。そうした、どのように決めて

いったのかということ、義務付けることについ

ての問題点があれば教えていただきたい。そし

て、どのように分析、評価をしたのか、政府の見

解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(黒田岳士君) お答え申し上げま

して押印を求める合理性がないと判断したもののが法律に根拠を有するものについて押印を不要とすることとしております。

なお、実印や銀行印など本人確認や意思の担保の手段として必要不可欠な印章については、印鑑登録制度等とともに今後とも残ることになるとい

うことになります。

○塩村あやか君 個人情報にしっかりと配慮しながら進めたいと思います。

○平木大作君 ありがとうございました。

かなり長い質問になりますので、最後になるん

ですが、大臣に、済みません、通告をしていないので大変申し訳ないのですが、今回のデジタル関係の法案、しっかりと推進をしていただきたいとい

うたちと、それでもやつぱり不安だという人たち

がいるのが現実でございます。大臣から、決意と

か、そして心配されている方に対して決意とか、

そして懸念点を払拭できる言葉をいただけたら

と思います。

○国務大臣(平井卓也君) まず、デジタル化とい

うのがその目的みたいに誤解されるのが一番私は困ると思っていて、あくまでも手段です。我々が生きているこのアナログの空間の要するに質を高めて、人がいかに幸せになれるかということが我々の一番の目的ですので、そのところを、まあデジタルという言葉に拒否反応を持つ方もいらっしゃいます。私の母親も決して好きではないです。

そういうことを考えたときに、その説明の仕方が非常に難しいんですけど、高齢化がこれだけ進んで、日本の借金もこれだけ増えて、なおかつ、今後活力がある社会をつくっていくためには、今までのやり方をやつぱり変えなきやいけない問題はたくさんあると思います。これは与野党共通だと思います。委員が先ほど言つていたプリシュ型の給付なんというものは、もう絶対にやつておかなければなりませんが、結局のところ、もう二十年以上

ですから、結局、口座にお金が届くということが

要するに、途中でデジタルというものも多少

は関係しますが、それはやつぱり政策判断だと思

うですね。社会全体でそういうことを進めていくために、一つのツールとしてそのデジタルといふものは絶対に不可欠だと考えていて、ですか

ら、その目的を共有できるよう説明をしていくことによつて理解を得たいと、そのように思つて

おります。

○塩村あやか君 個人情報にしっかりと配慮しながら進めたいと思います。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

先週、COCOAの不具合の検証結果というの

が厚生労働省から発表がございました。この問題

自体は、先月十六日に行われました内閣委員会に

おいて平井大臣とも議論させていただいたので、

今日その中身に具体的に入つていくことはいたし

ませんが、そのとき大臣から答弁いただいた内

容というのは、大臣からこうおっしゃつていただ

きました。一言で言つてしまふと、発注能力のな

どその後の管理ができていなかつたことに尽き

ると、こういうふうに結論付けられていました。

だからこそ、デジタル庁がシステムを自らつくつ

ていく、内製化していくということ、そしてその

ためのリソース、スタッフもしっかりと自分たちで

持つて取組を進めていくんだと、こういうお話を

ありました。

本当にそのとおりだなと思うと同時に、一方で、

この発注能力の問題というのは、政府がもう古典

的に抱えている問題でもあつたなということを

ちょっとと思いを致した次第です。

例えば、もう九〇年代までのいわゆるメインフ

レームの時代みたいなことを考えてみても、当時は大手のベンダーがいわゆる一円入札みたいなこ

とをやってきて、それで、取つた後に付随するシ

ステムとかランニングのところを随意契約で取つて結局稼ぐ。ある意味、當時どう呼んでいたかは

分かりませんが、結局のところ、もう二十年以上

前からベンダー一〇一といふような話はずつと課

題としてあって、それがちょっとずつ時代が変

わってきて、だんだんだんだんオープンシステム

に移行する中で、じや、発注の仕方を今度分割発注にすればいいんじゃないとか、どうしよう、ああしよう、いろいろやつてきたけれども、結局ベンダーに丸投げするというところが改まらなかつた。

二つ目の解決策としてやはり取り組んだのが、私の認識としては、それ一つではありますん、目的一つではありませんが、政府C.I.O.だつたりC.I.O.補佐官ということだったんだろうとうふうに思っています。彼らは、ある意味、民間の手争いで当時の寺田の元端つるぎ技術者らを

ちゃんと触れた上で、是非これは政府の力になつてほしいということで来ていただいたというふうに思つていますし、役回り、業務を見ていつても、基本的には政府システム整備の責任者だつたり、あるいは政府全体の IT 調達を管理していくと、こういう役割で実際に入ってきたわけです。

じや、今どうなるかと。今回のデジタル改革で、デジタル庁の発足とともに、この政府CIO、またCIO補佐官というのは廃止になるわけです。形だけ見ていくと、これまで、この二〇一二年以降取り組んできた民間のIT人材の登用というものが、確かに、政府CIO補佐官の場合でいくと昨年度で六十人ぐらいでしょうか、まあ六人十人ぐらい使っていた民間のIT人材が、一旦その肩書を廃止して、今度デジタル庁では百人になると、こういうふうにも見えてしまうわけあります。

改めて、これまである程度民間人材の活用も含めて取り組んできたけれども、なかなかこの発注能力の向上というところには至らなかつた。このことの受け止めと、じや、今後どうやって変えていくのかという点について平井大臣にお伺いしたいと思います。

-1-

丸投げ、しかも、システムに対する所有権というか著作権も政府が持たずに発注していたという時期もあります。その後、分割発注というようなことをして、その分割のやり方を間違えてシステムがうまく開発できなかつたというような時代もありました。

そして、この政府CIOということになるんで

すけど、この政府C I Oといふのは権限があります。しかし、C I O補佐官というのが権限があるわけではありません。C I Oの下で、情報システムの運用コストの三割減、そしてシステムの数を減らすという意味で、これシステムの数は半分に減らしたんです。これはやっぱり遠藤C I Oとか三輪C I Oが民間の今までのいろいろな知識とか考え方を持つて成果を上げてきたと思うんですけど、やつぱりその権限、機能やその政府C I O補佐官自体の人数というのも十分でなかつたということと、総合調整権限のみということなんですが、これ言わばアドバイザーに近い形で、その発注に本当の意味での責任を持つという形ではなかつたわけですね。

民間人材の採用に当たつては、デジタル庁の教員プロジェクトごとに求める人材像を定めて、人材要件を割と細かく定義をして今回募集を掛けています。それによつて、必要なスキルセット等々を持った人材によつて適材適所の人材配置を実現して、専門的な知見が要するにこちら側に蓄積されるようにしていきたいと考えます。

いわけでありまして、あんなもの全部取つてしまつてこそその組織の融合だというふうに思つていてますし、是非そいつたお取組していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

改めて、せつかくですので、発注の最近行われた具体例を通じて、もう少しちよつと掘り下げていきたいと思います。

今回、三月下旬に予定をされておりましたマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始半年間延期となりました。要するに、一番の問題は、健康保険組合などのこの保険者が持つているマイナンバー情報に多くの間違いがあつたと、それが見付かつたということだというふうに説明をされているんですが、改めてちよつと厚生労働省に、延期の具体的な理由を教えて、お示しいただき

○平木大作君 今回、デジタル庁の発足に伴つて、様々このいわゆる権限の持ち方も変えていたらしい。それで、一番審査はやっぱり肝腎なのは、最後に大臣おつしやつていただいたような、組織の中にちゃんとこの持ち込んできてもらつたものを落とし込んでいく、そ

○政府参考人(横幕章人君) お答え申し上げます。  
マイナンバーカードを保険証として利用できる  
ようにする、オンライン資格確認と申しております  
すけれども、この導入に向けまして、この三月か  
たいと思います。

このある意味仕組みづくりといふんでしようか、運用の仕方といふんでしようか、そこが本当に肝になるんじやないかなというふうに思つています。今、改めて大臣の答弁聞いてふと思つたんです  
が、これ再三私も質問の中で取り上げさせていた  
だいてるんですが、霞が関全体として民間人材  
の活用、登用ということはもうこれまで取り組  
んでいらっしゃっています。割と積極的に採用さ  
れているのも認識をしているんですけどれども、  
やっぱり背番号を背負わせ続いている限りにおい

ら本格運用できるよう自指して、一部医療機関等の協力を得ながらブレ運用など準備を進めてきたということです。

とだと思います。

て、これはなかなか難しいなというのを正直思つています。

いりました。特に、保険者が登録する加入者のデータを登録することになつておりますけれども、この一部につきまして、例えば保険者が登録した個人番号が正しくないですかとか、被保険者証の情報が一部登録されていないとか、被保険者番号が正確でないとか、こういった誤りが判明をいたしました。

こうした現状と課題を踏まえまして、システムの安定性、それからデータの正確性といった観点からブレ運用を継続して、本年十月までに本格運用を開始することとした次第でございます。

○平木大作君 これまでのちよつと今日、野党の皆さん質疑は何となく落ち着いたトーンにある中で、与党として厳しめに指摘をするのは若干心が引けるところもあるんですが、これ、今回の健康保険証としての利用というのは、一昨年閣議決定もして、骨太の方針二〇一九にも書き込んで、ある意味マイナンバーカード利便性向上の目玉の一つとして時間を掛けて準備してきた話なんですよ。これがスタートすると言われていた三月中、いつまでたつても何のアナウンスもなくて、三月末になつて、いや、実はこれもありました、あれもありましたというは絶対にやつちやいけないことありますし、これ本当に、もう一回改めて一からちよつと考え方直していただきたいと思っています。

主な理由のところは、今御紹介いただいたように、特殊な事情もあるんだろうとは思うんですね。基本的には、お勤めの方が自己申告された、そもそもその段階で間違つていただけます。それを企業でまとめて今度転記したり入力をしたりといふところでまたエラーが発生したりする。様々ヒューマンエラーが重なるとどうしてもそつなるんですか、じゃ、今度十月まで、今、本格運用に向けて、この保険者が管理するマイナンバー情報をすとかあるいは被保険者番号などのこのデータ、修正取り組むということでありますか、できればこのヒューマンエラーを極力排除し

た形でやっぱりやつていただく、必ず十月に本稼働できるようにしていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(横幕章人君) 今も御指摘をいただきましたように、保険者側の方での登録したデータに誤りが生じたことに幾つか原因ございます。

例えば、保険者において同一の届出に記載された情報を取り違えて入力した、あるいは短期間で資格を失った被保険者のデータが、一旦登録すべきところを登録されていなかつたなど、幾つかの重立つた事情がございます。

こうした事情、状況を踏まえますと、御指摘いたいたとおり、ヒューマンエラーが、もちろんそれが起り得るということを前提とした対応が必要だと考えております。

システム的な対応でもつて進めていくということが非常に重要なことを重点的に実施すること、また個人番号の誤入力をシステム的にチェックする機能を導入する、また、レセプト請求に必要となる被保険者資格の情報、これを再確認、修正するということを重点的に実施すること、また、J-LEISの住民基本台帳ネットワークシステムに対しまして改めて照会を行つて個人番号誤りを再確認すると、こういったことなどを計画的に実施していくということとしております。

このシステムは今後のデータヘルス改革の基盤となることも期待をされておりまして、本年十月までの本格運用と申し上げましたけれども、しっかりと工程管理をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔委員長退席、理事徳茂雅之君着席〕

○平木大作君 保険者側で誤入力、ある意味はじけるような形でシステム的なチェックもするといふことでありました。

割と、経営の標語の中で日本の発明品としているいろいろ紹介されている概念つてあるんですけど、いわゆるかんばんとかアンドンというのはアルファベットになつて世界中で知られる、トヨタの生産

システムから取つて、世界中の、ある意味MBAの教室で教えられている概念なんですが、日本で意外と知られていないものにはかよけてあるんですよ。これ、アルファベットでPOKAYOK Eってやつて、私も学校で教わったとき結構びっくりしたんですけど、ほかよけは日本の発明であるというふうに私は大学院で学んだことがあって、ちよつとびっくりしたんですけど。

要は、システム的にエラーをはじくやり方といふのは、まさに先の今まで読んで、いろいろシステムにあらかじめ組み込んでおくという日本の発明なんだというふうに経営学の世界では実は世界で教えられています。

簡単な例でいくと、ATMありますよね。ATMでお金を下ろしたときに、必ずこれはもう現金を取つてからしか自分のカードつて返つてこないようになつているわけですけど、あれつて典型的なほかよけでありますし、結構皆さん、入力ををしてカードだけ抜いて、お金取るのを忘れて帰つちゃうみたいなことが昔あつたわけで、そういうものについてシステム的に対応したというのがまさにATMの事例なんですけれども。

これは日本の発明であるつて世界で言われています。やつぱりここは本当に原点に立ち返つて、しっかりと今回やつていただきたいと思つてします。

もう一つ聞きますが、この今回のマイナンバーカードの保険証利用システム、開発に当たつて、これ、ユーザーつて考へると、最終的には、国民皆保険ですから、全ての国民が基本的に最終的なエンドユーザーになるんですが、この受付システムが置かれるのは、これ当然病院であり診療所であるわけですので、この医療現場のユーザーつてどの程度実際に関わつていらっしゃるのか、人數とか工数とか、もし具体的にあれば是非お示しいただきたいと思います。

○政府参考人(横幕章人君) お答えを申し上げます。

現場としては、医療、医療機関それから保険者と両サイドございますけれども、こうした現場の意見を踏まえるということは極めて重要な要素であります。

御指摘の医療機関のユーザーサイドの御意見、様々な機会を通じて伺いながら進めてきておりますれば、具体的な人数、工数といった定量的な把握の仕方は、申し訳ございませんがしております。

ちょっと、どういった形で何つてそれを反映しているかということを申し上げようと思いますが、一つには、このシステムを開発するに当たりまして、円滑な導入支援を実現していくくというたために、平成三十年度から検討会議あるいはその後で実務者のグループを何度も開催してきておりまして、この中に、医療関係者、医療の現場で実際に従事されている方を含む医療関係者にも入つていただきまして、実際に医療現場で運用する際の在り方、それに影響を及ぼすシステム面を中心に御意見を伺つてまいりました。

の課題を中心にして御意見をいたしましたという経緯でございます。

現場で使いやすく、また効率的に運用されるということが非常に大きな一つの要素でありますので、それが実現されるように、御意見伺いながら今後も改善は重ねてまいりたいというふうに考えております。

○平木大作君 今のお話を伺いして、どの程度つて具体的なところまではなかなか見えないところがありますが、これ本当に、形ばかりの関与とか、取りあえず意見を聞くプロセスを設けました。というのはほぼ意味がないわけです。やっぱりお伺いしていく感じるのは、仮に、今回加入者データの問題がある意味見付からなかつたとして、この本格運用が三月末に始まつて、全ての病院とか診療所も含めて、じや、これが本当に皆さんに使つていただけるようになる姿つてイメージで思つてますし、発注能力つて結局最後はそういうことなんだろうというふうに思つています。

当然、大きな病院もあれば、おじいちゃんの先生が一人でやつてある診療所もあつて、こんなの要らないよといふ人たちにどうしたら置いてもらえるのかみたいなものも含めて徹底的にこれ議論しなかつたら、ある意味、システムは稼働しました、でも一年たつても二年たつても、ふつらつと寄つた病院で結局これ保険証として使えませんで、それど、でもそれやる、やらないと成功しないのがこのプロジェクトなんだろうということを改めて指摘させていただきたいと思います。

医療機関は、大変コロナの対応等もあつてお忙しかつたり、いろいろ厳しい時期なのはよくよく認識をしております。ただ、やはりプレ運用も、これ当初五百機関参加を予定していたものが実際五十ぐらいしかやつていないということなんですね。

ね。ここつて、まあコロナ対応とかいろいろあつたかもしませんが、やっぱり現場は基本的にやりたくないんですね。こういうの入れてくださいと言われたつてそんな暇ないよと言つて、基本的にやりたくないという中で、五十のままいつて本当にやかつたのかということが当然ありますし、今まで日本で營業している限りにおいては日本の残高しか見れなたかもしませんが、やつぱり現場は基本的にやりたくないんですね。こういうの入れてくださいと言われたつてそんな暇ないよと言つて、基本的にやりたくないという中で、五十のままいつて本当にやかつたのかということが当りますし、P.C.がという説明があつて、何かこの説明聞いたときに思い出したのが、やっぱりHER-SYSの問題なんですよ。

HER-SYSのときも実は似たような説明聞いていまして、要はHER-SYSつて、本稼働から結局保健所を持つていての自治体で使われるようになるまで四ヶ月掛かっているわけです。何でそんなに掛かっているんだと、あんな急いでつくつたのについて話なんですが、これ結局は、いわゆる人力をする電子カルテ端末のそばにインターネットにつながつた別のP.C.端末ないし使えませんというシステムなんですけれども、これ各医療機関に一個一個配つたと、そうしたら、いや、患者さんはこの病棟にもいれば隣の病棟にもいますというときに、一台あつたつて何の役にも立たないといつて、結局ずっとアクセスで皆さん入れ続けたわけですね。

だからやっぱり、どこに配置して誰が入力して何分掛かるのかみたいなことも含めて現場の方と詰めるのが現場の声を聞くということなわけです。それが、ある意味今のところやはりこのシステムについてもできていないのかということは、大変ちょっと厳しい言い方になつてしまつましたけれど、指摘をさせていただきたいと思います。

改めて、もう一回ちょっと大臣に戻つてお話をさせていただきたいと思うんですが、卑近な例で大変恐縮なんですけれども、私は銀行にいたときに、たまたまその銀行の全世界の預かり資産一覧システムというのがありました、それを刷新するというタイミングに遭遇することができました。

このシステムって、預金残高よりはもうちょっと広い概念として、世界中のいろんな、日本だけでも、やつぱり現場からの評判というのはさんざんなものがあつて、結局一年ぐらい使う使わない、すつともんだした挙げ句、サンセツトしましたが、その投資の例えば様子、単純にお金が入つている場合もあれば、投資信託だつたり株だつたりいろいろあるわけですが、それまでは日本で営業している限りにおいては日本の残高しか見れないかつたと、日本の状況しか見れなかつたというものの顧客起点で一旦改めようと、システムを本当に分散投資している状況をシステムをつなげて一覧化しようという大きなプロジェクトがありまして、私もU.A.T.、ユーチャー・アクセプタンス・テストに参加をさせていただきました。

これ、結構大変なテストでして、ある日突然上司に、二週間ぐらいちょっと、もう今の仕事を全部やめていいからシンガポール行ってくれと、世界中から同じような人たちが集まつてくるから、そこで徹底的に新しいシステムを試してみてくれと、使えるように直してくれというふうに言われて、二週間缶詰になつてやつたわけです。やらせていただいたら、当然日本でやつている商品と例えば中南米でやつている商品つて完全違うし、そもそも金融は法体系も違えば、いろんな投資のスキームも違うわけですから、そういうふうなものをある意味同じ画面の中で管理しようともありますから、当然、私の目から見ても無駄な機能とか、これは明らかに今の方がいいなと思うものがたくさんあるわけです。ある意味、一番個別最適化されてきたシステムを使ってきたのに、全体最適の観点からもう一回つくり直すというこのDXということは、非常にこれは国民の皆さんミットさせて、使いづらてもいいからこのシステムを引き剥がしてでもいいから現場で使う人をしっかりと入れ込んで、開発ですとかテストですとか、いろんなところでしつかりと一〇〇パーセントさせて、使いづらてもいいからこのシステムを引き剥がしてでもいいから現場で使う人をしっかりと入れ込んで、開発ですとかテストですとか、いろいろなわけですね。もう本当に卑近な例で、一企業でもこんなもんなわけであります。

改めて大臣にお伺いしたいのは、この医療現場のDXということは、非常にこれは国民の皆さんからも期待も高いし、絶対にこれはやつていかなきやいけないものだと思いますが、同時にこれ、よくよく考えてみると、医療の現場と行政というの、そもそも直接の指揮命令系統がない。平井大臣が病院に対してこのシステム入れてください、田村厚生労働大臣が入れてくださいと言つては、そもそも直接の指揮命令系統がない。平井大臣が病院に対してこのシステム入れてください、田村厚生労働大臣が入れてくださいと言つても、現場が嫌だと言つたら基本的には入らないわけあります。そういう命令権限もない、かつ多忙な医療現場を巻き込まなきやいけないという意味でいくと、企業のシステム刷新とはもう誤解が違う難しさなんだろうとは思うわけであります。

この期待の大きい医療のDXということを推進するに当たつて、一方で大臣は、やっぱり目指すのは政府から国民に下ろす構造から国民起点に改めるんだということを再三おっしゃつておられます。ですが、どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(平井卓也君) 先生ともう全く同じ問

題意識持っています。特に、先生が御指摘の医療分野のデジタル化については、国民の期待がもう非常に大きい分野であります。

したがいまして、デジタル庁の創設後は、デジタル庁が情報システムに関する整備方針を関係府省と共同で策定、推進し、当該情報システムの整備、統括を図ると。その中でちゃんとやついていきたいというふうに思います。

医療分野には、国や地方公共団体、医療機関、審査支払機関、その他もうステークホルダーが多くいらっしゃいます。その中で、ユーザー視点を確保しつつ、デジタル化が国民一人一人にとつて最適な医療が受けられる社会の実現に資するものとなるように、これはもう所管する厚生労働省とともに十分に連携を図つてやっていきたいと思います。

今、河野大臣の下でつくっている、我々が協力をしてつくらせていただいたワクチン接種記録システム、VRSですね、の開発手法は、まさにこれ、デジタル庁が目指すやり方でやつてみようといふことで、開発段階から、接種の実施主体となる自治体や実際に接種を行う医師会から、もう本当に何度もオンライン説明会や政府CIOボーネルサイト等で検討中の仕組みを示した上で、御意見をいただきながらシステムの仕様を決めていくつた、言わばアジャイル型の考え方でつくったものでございます。

しかし、それでもまだまだ大変な部分があるし、先ほど私答弁で言つた、うちの香川県のレバーブトのクレンジングしたデータを医療現場でつくるというのは、これ二年間の実証実験をやつたのですが、もうこれ、臨床の現場、まさに現場の皆さんがあながどういうものだつたら役に立つかということからつくっているわけで、医師の皆さんのが見て、この人の体調が一番分かりやすいと、自分が使いやすいというように全部改めてつくったので、今回実装するということになつたんだと聞聞います。

ですから、国がつくつてどうぞというやつは絶対駄目で、もう本当に現場の発想、現場が一番心

要としているものをつくるということが必要だと  
いうふうに思っています。

その意味で、国民も当然ですが、それを使う現  
場の方々の目線ということが非常に重要で、  
我々、えてして、今まで行政をサービスする側  
の考え方、サプライサイドの考え方で、これでど  
うだと、どうでしよう、使ってみてくださいとい  
うようなつくり方なので使い勝手が悪いといふよ  
うな評価になるものが散見されたのではないかな  
と、そのように考えております。そこを根本的に  
改めたいという思いでござります。

○平木大作君 もし同じ問い合わせ、厚労省、何かあり  
ましたら、お願ひいたします。

○政府参考人(横幕章人君) お答えを申し上げま  
す。

ないような医療機関もござりますので、きめ細かな支援ができるように、なるべく具体的なところに即した支援の仕方も重要だろうというふうに考えておりまして、医療機関向けのポータルサイトで具体的な導入事例を幾つかのタイプを意識しながら御紹介するとか、それから、マニュアルが非常に分厚くなりがちでかえつて読まれないというようなこともありますので、病院や診療所向けのクイックガイドといった一覧性のあるものを作成するとか、そういうことを心掛けているところですけれども、これはなかなか終わりがないというところでもございますので、更に御意見を伺いながら、使い勝手がいい、効率的にまた効果を上げていけるようなシステムにしてまいりたいというふうに考えております。

ラットフォームの整備、三つ目がトラストの枠組みの整備と、こういう三つに喫緊の課題として取り組むというふうになつたわけであります。  
改めて、これだけ大事なデータ、そしてうまく利活用すれば本当に大きなある意味成果を生むことができるデータなわけであります。整理された課題自体は、よくよく考えてみると、特別なことというよりは、何かちょっと当たり前のこのようにも映るわけであります。

改めて、ここ大臣にもう一回ちよつと御答弁いただきたいと思うんですけども、これまでデータの重要性ということはもうある程度認識としても共有されてくる中で、なかなかその意図したところにはデータを活用することができていなかつた、このことについてどういうお考えがあるのか、そして、今までのところはどこまでデータを活用していったのか、その辺の点についてお聞かせください。

ど申し上げましたとおり、いろんなチャンネルを通じて御意見を伺うように努めてまいつたつもりではあります。

その成果の例も少し御紹介させていただきますと、例えば、システムに用いる資格確認端末を設ける必要がござりますけれども、御意見があつたことを踏まえまして、セキュリティーなどの一定の条件が満たされれば、新しくその端末を購入しなくても既存のパソコンを使える様にできるというようなことでありますとか、あるいは顔認証付きのカードリーダーを設置する様にしておりますけれども、それと資格確認端末の関係につきまして、それぞれ一台ずつという関係だけではなくて、端末一台に対して複数のカードリーダーを設置するといった組合せができるようになります。言わば医療機関のサイズとか患者さんの動線とかに応じるもので、こういったことも当たり前と言えども、当たり前なんですけれども、現場からの御意見を踏まえて選択肢を増やしてきているという経緯がござります。

これで十分というわけではございませんし、私どもからも、医療機関、小規模なところですとか、あるいはITCに関する知見が必ずしも深く

ないような医療機関もござりますので、きめ細かな支援ができるようになるべく具体的なところに即した支援の仕方も重要なだろうというふうに考えておりまして、医療機関向けのポートアルサイトで具体的な導入事例を幾つかのタイプを意識しながら御紹介するとか、それから、マニユアルが非常に分厚くなりがちでかえつて読まれないというようなこともありますので、病院や診療所向けのクイックガイドといった一覧性のあるものを作成するとか、そういうことを心掛けているところですけれども、これはなかなか終わりがないというところでもございますので、更に御意見を伺いながら、使い勝手がいい、効率的にまた効果を上げていただけるようなシステムにしてまいりたいというふうに考えております。

○平木大作君 是非よろしくお願ひします。

私もUAT参加して、結局そのシステムは目の目を見なかつたわけですが、これは使わないと決まつたときに思わずガツツボーズをしてしまつているわけです。これは本当に不幸な話でありまして、現場の皆さんからガツツボーズをしていただけるような、そういうたシステム進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、データ戦略とその利活用について少しお伺いをしていきたいと思います。

これ、昨年末、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置をされましたデータ戦略タスクフォース第一次とりまとめというのが公表になりました。改めてデータの重要性ということを指摘をされていまして、データは国民のより豊かな生活と活動しやすい事業環境実現の要である、また、地図規模の課題から安全保障に至るまで、データの存在、活用が決定的に重要であると、もう本当にそだなと思うわけです。

そして、喫緊の課題として、これは先日、本会議でも少し取り上げさせていただきましたが、一つにはペースレジストリー等の基盤となるデータの整備、二つ目がルール、ツール整備を含むブ

ラットフォームの整備、三つ目がトラストの枠組みの整備と、こういう三つに喫緊の課題として取り組むというふうになつたわけであります。

改めて、これだけ大事なデータ、そしてうまく利活用すれば本当に大きなある意味成果を生むことができるデータなわけであります。整理された課題自体は、よくよく考えてみると、特別なことというよりは、何かちょっとと当たり前のこのようにも映るわけであります。

改めて、ここ大臣にもう一回ちょっと御答弁いただきたいと思うんですけども、これまでデータの重要性ということはもうある程度認識としても共有されてくる中で、なかなかその意図したところにはデータを活用することができていいなかつた、このことについてどういうお考えがあるのか、そして、今般のこのデジタル改革を通じてどう変わることかということについて御答弁いただけたらと思います。

○國務大臣(平井卓也君) このデータの話は、一〇一六年に制定した官民データ活用推進基本法、これももう公明党さん始め、また野党の皆さんにも協力して作った法律なんですが、当時から要するに日本はやっぱりデータをちゃんと使おうねということで、これはもう与野党共通の認識だったと思います。また、そのような法律を制定するというのではなく日本が先行した部分もあつたと思います。

しかし、現実はどうかというと、一番データを使うというのがこの国はやっぱり苦手なのではないかなということで、はつきり言って各国に比べてそこは非常に後れを取つていている部分があるのでないかと思います。

なぜデータの活用がなかなか進んでこなかつたかという要因はいろいろ言われているんですが、まず、データ分析によって類推される技術ノウハウなどが提供先で目的外利用される懸念、ナルデータの取扱い、情報セキュリティ対策、他者の知財、これはノウハウとか著作物ですが、への尊重が提供先で十分に図られる体制ができて





以上有する人材というようなジョブディスクリプションをやつた上でその公募をしています。

ですから、割と細かくそのスキルセットを明確にして今回募集しているにもかかわらず、多くの方々が応じてくれているのは非常に有り難いといふうに思つております。立ち上げの当初でも、今後も必要な職種についてももう随時募集を行つていくといふうに予定をしておりますが、まず一番重要なのは「デジタル庁の理念とか価値観に共感して、今までにはない全く新しい組織をつくるんだと、新しい組織文化やデジタル改革に向かた思いとか覚悟のある方々を採用したい」と、そのように思つております。

この必須条件等々に関して言うと非常に細かくなるので、それはあえて答弁今しないでおきます。

○高木かおり君 今御答弁いただいたように、やつぱり理念とか価値観が共感できるような、全く新しい組織をつくるんだという思いや覚悟のある方というふうに大臣から御答弁いただきました。

私の問題意識としても、やはりもちろんそういったところも重要ですし、例えば外国からのハッカーなどにも十分対応できるような、今細かく言わぬでですが、そういう大臣からのお話もありましたが、そういった外国からのハッカーにも十分対応できるような人材、そういった能力を持ち合わせている人物なのか、また、プログラムの開発に至るまでの守秘義務の問題、国の仕事で得た情報を持ち帰る上での情報漏えいの問題、こういった優秀な人材を集めたのだから大丈夫だということではなく、こういったことにならないで、しっかりと倫理観を持つた、そういう人材というのも絶対に必要だろうなど。そういうふうに思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。この人材に関わることですが、教育機関から人

材採用についてということで御質問したいと思います。

小学校ではプログラミング教育が二〇二〇年から始まりました。この今回の民間人公募で、多くはIT関連企業に勤めている方々が参加をしていました。そしてこの「デジタル推進」をまず行つていくところから、もちろん人材も省庁もそもそもないところから、うごくつしていくわけで、こういった民間からというふうのスタートを切らざるを得ない部分はもちろんあるかと思います。

ただ一方で、これだけITの日々進行している、進歩している中で、今後学校教育の中でもデジタル人材を育成していかなければいけないと、そういった我が国で人材を育成していかなければいけないという課題が浮き彫りになつたかと思います。そこで、質問したいと思います。

IT人材を教育によつて育成させて、学校教育の中でIT技術を習得した者の中から今後人材を採用していく仕組みに変えていく、こういったことをも必要なんじやないかというふうに考えるんですが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(平井卓也君) 議員の御指摘のとおり、教育機関におけるデジタル化に関する教育の充実は非常に重要だと思います。

今般のデジタル社会形成基本法案の第二十五条においても、施策の策定に関する基本方針として、デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない旨規定しているところがあります。

現在、大学とか高等専門学校などのいわゆる高等教育機関においては、高等教育段階における数理、データサイエンス、AI教育の充実、ソサエティイ・五・〇に対応した高度技術人材の育成などを取組が今行なわれていると思います。こういった取組を促進する政府の施策を充実させていくことが大学や高等専門学校におけるデジタル人材育成

の後押しになるものと考えております。デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら我が国におけるデジタル人材の育成を進めていきたいと。

行政官の採用というのですが、一般的に、大学等の教育機関を卒業し国家公務員採用試験に合格した者から、面接を通じて一定のスキルを有する者を採用しているところですが、特にデジタル人材については、令和四年度以降の国家公務員採用総合職試験に「デジタル」という新たな区分を設けること等の検討を人事院に要請をしてしまって、人事院も前向きにそれに応えてくれています。

デジタル庁は、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括、監理を行うとともに、重要なシステムについては自ら整備し、これにより行政サービスを抜本的に向上させていかなければなりません。したがいまして、UI、UXの専門家やクラウドエンジニアなど、最新の技術にも精通した民間の高度な専門人材にデジタル庁に参画していくことが将来にわたつて重要ななると考えています。そして、霞が関も地方自治体も、職員の研修の内容を我々が監修して、もつとスキルアップが図られて、仕事ができるような人材が育つようにならなければなりません。したがいまして、大臣もおつしやつていただいたんすけれども、大学での例え授業でIT技術の講義を例えれば必修化、必須化するで

すとか、やつぱりこれから私たち、日本がこのデジタル社会というものをしつかりと手段として使つていて幸せな社会をつくつていくことであれば、そういった、どの業種に就いたとしても、最低限のIT技術の知識を持つた人材、これを継続的に供給できる仕組みというものを構築していくことが求められるのではないかと

いふうに私は思います。少子化のために人材を確保できなかつたということになつてしまふと、いつまでたつても外部に人材を求めなければならぬ、頼らざるを得ない状況になります。自国の情報管理システムの司令塔の中にやはり日本人がいなくては国益を損ねると、こういったことにもなりますし、自前で有能な人材を育てていく、これこそ世界の中の日本、デジタル推進国としての日本といふことで、自立した人材を是非とも育成していくといふことで要望させていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、個人情報漏えいや悪意あるシステム構築者を排除するシステムについてお聞きをしていただきたいと思います。A.I.、すなわち人工知能を例に出してこれ説明をしますと、この人工知能であるアルゴリズムに

よつて人間では及ぶことができない速さでデータを数値化して、それをパターン化し、結果を正確に予測する技術というのが進んでいます。これ、醫療を始め金融や教育、こういった分野に広がっています。

しかしながら、A-Iがどのような結果を出すかについてはブラックボックス化をされておりまして、結局、最終的には人間の行ったプログラミングが結果を左右する仕組みというふうになつてゐるわけなんですね。

悪意のある者が結果を操作しようとすればできてしまう環境というものに今あると。A-Iにはそういう技術だけではない、人間の思考の操作も絡んでくると、こういったことも私たちは知らないといけないなというふうに痛感をしているわけなんですが、そこで内閣府の方に質問したいと思います。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしました。

デジタル庁の組織の運営に当たりまして、個人情報等の漏えいを防止するよう必要な対応に万全を期していくことが不可欠と考えております。そのため、今職員のお話がございましたけれども、民間人材募集の際に、必須条件として国家公務員に求められる高い倫理観を持った者であることを求めること、常勤、非常勤の別を問わず、国家公務員法の秘密保持義務が課されることに加え、デジタル庁として職員が情報管理に当たって遵守すべき規定を設け、適切に運用すること、人事関係や調達関係の情報といった機密性の高い情報についてアクセスできる職員を必要最小限に限定すること等の取組を通じ、必要な情報管理の徹底を図つてまいりたいと考えております。

また、システム構築の委託についてもお話をございました。委託先の選定に当たりまして、提供する情報の目的外利用を禁止し、情報セキュリ

ティー対策の実施内容と管理体制を確認することと、委託先に提供する情報を必要最小限とし、不要になった場合は確実に返却又は抹消させること等も併せて実施したいと考えております。

また、議員御指摘ございました情報漏えいを防ぐためのシステムの構築でございますけれども、当該システム自身の費用対効果あるいは必要性等の吟味、またセキュリティに関する既存のシステム、サービスの活用の可能性等について精査もしていくことが不可欠と考えております。

いずれにしましても、デジタル庁として、情報管理の徹底に向けて万全の対応を進めてまいりました

○高木かおり君 今おっしゃつていただいたことをしつかりやつていただければというふうに思います。

我々の個人情報を使ってA-Iによって勝手にランキングされてしまう社会に今突入しているというふうに私も実感をしているんですが、そういう意識を我々自身もしつかり持たないといけないな

というふうにまず思いますが、個人情報の取扱いについても細心の注意がやっぱり必要だと、我々自身もしつかりとそういう意識を持たないといけないわけなんですけれども、インターネット上でも、プライバシー・ポリシーに同意しないとそれ以降進めないということが多々あります。そういった経験もありますが、個人情報の自己コントロール権がこれここまで担保されているかどうか、こういった分からないうことが問題なんじゃなかな

いかなというふうに思つています。

民主主義国家である以上、そういうことも担保されなければならないなというふうに思うんですが、現状のプライバシー・ポリシーのように、この情報は自治体から国に開示されますよと、簡単な説明で先に進むようなこういった同意の取り方というのは、やっぱり避けるべきではないかなとうふうに思います。

逆に、国民は、個人情報漏えいや悪意ある利用する人材が排除されるようなシステムを幾重にも構築されていることを政府がしっかりとこれ説明をすれば、マイナンバーカードの普及率ももっと上がっていくんじやないかと、登録する人が増え等も併せて実施したいと考えております。

このデジタルデバイドを回避するために、今、政府の方では、デジタル活用支援員、こういった配置のこととも考えていただきいて、支援のためいろいろと政策を考えていたら、支援のためが、一方で、デジタル化してもデジタルを避けたい方々というのも一定、まあ少数かもしれませんのが、一定いるかと思います。また、今言ったようなデジタル活用できない一定の人たち、どのようにして政府としてこのデジタル社会を浸透させていくのか、この点についてちよつと御答弁いただけますか。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げます。

デジタル社会の形成は、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスの選択を可能とすることで多様な幸せを実現するために行うものでございます。御指摘のようなデジタル機器を利用しないような生活様式、選択も、これ当然に尊重されるものだというふうに考えてございま

す。

先日、河野大臣のツイッターに、子育て世代の母親から、手書き文書での予防接種をマイナンバーで減らすことはできないかという投稿、これにお答えになられて、大臣、お願いですと、ツイッター上でそういうやり取りがあつたというこ

となんですが、やはりこれ、情報格差という問題、これ、本日も議論に出ておりましたけれども、今年一月に内閣府広報室が公表したデジタルデバイドの現状というのを私も見てみたんですけど、十八歳から二十歳はスマホとかこういったSNSなんかを九六・九%がよく使うと回答しているんですね。今度逆に、七十歳以上、利用全然していないといふ方が四九・八%、ほとんど利用していないといふ方が八%で、合計五七・八%。これだけの格差があるんだなというふうに改めて思つたんですね。それで、若い世代の方々はおおむねこういったSNSを使うことができる。一方で、中高年から高齢者の方々の中には、誰かに相談したくてもなかなかできない環境であつたり、そもそもそういうふうに人に聞くのが恥であるというふうに、心情的な部分で聞けないという方々、SNSなどで発信すらできない深刻な環境下にある高齢者の方々も多いというふうに感じております。

とによりまして、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた対応をきめ細かく行つてまいりたいと考えてございます。

○高木かおり君 ありがとうございます。

山間部とか離島、そういった後期高齢者の方々まで浸透させるというのはなかなかこれ難しいことだと思います。何か言つてもちよつと伝わらないことがありますとか、そういうこともあるかもしませんけれども、この施策というのは未来に向けたものであつて、この多くの課題を乗り越えて、そして幸せなデジタル社会というものを希望を持つて取り組んでいただければ、この多くの課題も乗り越えられて、世界の動静を見ても、先ほどもおしゃつていただきたように、誰一人取り残さないというスローガンにより近いものになつていくんではないかというふうに思います。

また、ちょっとどうしても使いたくないという方々に対しても使いたくないということも対しても、尊重していただけるという御答弁がありました。強制するものではないというふうに理解いたしました。

それでは、続きまして、ガバメントクラウドについてお聞きをしたいと思います。

これは、今日もLINEについて質疑が出ておりました。やっぱりこれはすごく国民にとっても大変衝撃だったと思うんですね。やっぱりこのデジタル社会というものをどういうふうに捉えるかといったときに、こういう中国の関連企業からのアクセスが可能なんだ、データが韓国で保管されていたのかということがかなり報道がたくさんされて、これまた国民にとっては少し不安があおられてしまつたのかなというふうに感じています。国民が心配しているのは、それは自分の情報が國や自治体、もちろん外国で管理され、外国人の方々にまで漏えいするんじやないかということで大変不安になつたということだと思いますが、デジタル庁は、改めてこれ聞きたいんですけども、デジタル庁は、ガバメントクラウドを構築するに当たつて、国内で管理する、確

実に構築していただきたいと、そういうふうに思いますが、その点について簡潔にお答えください。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま

す。ガバメントクラウドは、政府各省のシステムですとか、あるいは自治体のシステムですか、そういうのを載せていくものとして用意するものでございますけれども、ガバメントクラウドにつきましては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAPに登録されたサービスから調達することを原則とし、データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないことや、一切の紛争は日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであることを契約等により担保できることなどを選定基準とすることを考えております。

今後この取組を進めるに当たつて、最新の動向を注視つつ、クラウドサービス提供事業者との

契約内容とその実効性を担保するための仕様等についても、慎重かつ詳細に検討した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高木かおり君 是非ともそういう、恐らくそういう情報もおつしやつていただいていると思いますし、ホームページ等でもいろいろと政府としても対応はされているんだと思うんですけれども、なかなかそういう、一たびそういう不安があるあられるような報道なんかがありますと、なかなかそれに対する打ち消しといふところまで見れていない国民の皆さんというのはやっぱり不安を感じるということなので、これは私たちもそうなんですねけれども、しつかりこれを国民の皆さんにやはりこのデジタルというのを使つて発信がきちんとできれば、そして正しくお伝えをすることができればというふうに考えております。共に頑張つていかなければならぬ点だなというふうに私も感じております。

是非こういったことをしつかりと、情報の管

理、特に個人情報の漏えい、監視社会の懸念といふのが一番このデジタル社会というものを考えるときに重要なポイントだと思います。これが国への信頼、この制度を軌道に乗せるというのが一番になりますが、その点について簡単な

お聞きをしたいと思います。

やはりここをしつかりと地方の御意見を聞きなさいと国内での運用をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、コロナ禍での自治体への負担についてお聞きをしたいと思います。

現在コロナ禍でデジタル庁の創設を進めているわけなんですけれども、国や各自治体の職員に大きな負担が掛かっているところに更に負荷を掛け

ることになる、これ職員の過重労働につながることも懸念がされるわけです。

デジタル化の重要性は理解をもちろん十分して

いるわけなんですけれども、慎重なところは慎重に進めるべきというふうに考えるんですが、この

点について内閣府の見解を求めます。

○政府参考人(富安泰一郎君) 御答弁いたしま

す。デジタル化の重要性は理解をもちろん十分して

いるわけなんですが、国益という重要な視点が

あります。それで、今回、二十日の日に中国軍が日本の二百社以上の企業に対してサイバー攻撃を掛けていたと、これが警視庁から発表がありました。その攻撃対象にJAXAも入つていて

いた。そのことで、情報漏えいはなかつたということ

で安心はしたんですけども、このJAXAはロケットなど日本の宇宙開発を担う重要な施設です。

デジタル庁の創設につきましては、技術の急速な進展に伴うデータの利活用の重要性の高まりや、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなつた行政のデジタル化の遅れ等への対応が喫緊の課題であることから、こうした課題の解決のために、デジタル社会形成の司令塔として早期に

設置し、デジタル社会の形成を早急に進めることが必要と考へております。

一方で、デジタル化を進める際には、委員おつしやいましたように、現場等の意見も十分に踏まえて進めることが肝要であると考へております。

例えば、自治体システムのあるべき姿につきましては、デジタル改革共創プラットフォームといつた場を設け、政府と自治体職員が直接対話を行

うとしておりましても、デジタル庁におけるデジタル化の推進においては、自治体の職員等々

の関係者の意見を丁寧に聞いてまいりたいと考えております。

○高木かおり君 是非地方と連携しつかりていただきたいと思います。

やはりここをしつかりと地方の御意見を聞きながら進めていくただくということが、両方、当然デジタルを進めるということが地方でのそういう行政事務とかそういうことを簡便にするという、そのためやつているわけなんですか

れども、それが余りにも過重労働ということになつてしまつと本末転倒ということになりますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、ここはちょっとと国の危機管理について伺いたいのですが、国益という重要な視点がなつてしまつと本末転倒ということになります。

いつた、行政事務とかそういうことを簡便にす

るというふうに私自身も感じておりますので、しっかりと運用をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、コロナ禍での自治体への負担につ

いてお聞きをしたいと思います。

現在コロナ禍でデジタル庁の創設を進めているわけなんですけれども、国や各自治体の職員に大き

な負担が掛かっているところに更に負荷を掛け

ることになる、これ職員の過重労働につながることも懸念がされるわけです。

デジタル化の重要性は理解をもちろん十分して

いるわけなんですが、国益という重要な視点が

あります。それで、今回、二十日の日に中国軍が日本の二百社以上の企業に対してサイバー攻撃を掛けていたと、これが警視庁から発表がありました。その攻撃対象にJAXAも入つていて

いた。そのことで、情報漏えいはなかつたということ

で安心はしたんですけども、このJAXAはロケットなど日本の宇宙開発を担う重要な施設です。

そこで伺いたいのですが、万一手サバイバー攻撃を受けたとき、あるいは大災害など、国益が損なわれる危険について回避する仕組みを考えていると

思いますけれども、デジタル庁としての対処について大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(平井卓也君) サイバー攻撃はもう

年々増えていまして、JAXAに限らず、政府機

関というのはもう毎日すごい数のいろいろな攻撃を受けている。そういう意味で、それをやつぱりはねのけていかなきやいけない、その体制は必

要だと思っています。

デジタル庁は、セキュリティ・バイ・デザイン

ン、サービス・バイ・デザインということで、使

い勝手の良さと安全性の高さの両立を確保すると

いうことがミッションだと考えています。その中

でもこのセキュリティーというのはやっぱり非常

に重要だと思っていて、デジタル庁は、NISC

と連携しまして、情報システムに関する整備方針においてサイバーセキュリティについての基本的な方針を示して、優秀なエンジニア人材等も採用してその実装を進めると。そして、デジタル庁にセキュリティーの専門チームを置いて検証、監査を実施するということにしています。

さらに、政府においては、停止すると国民の安全や利益に重大な脅威をもたらす可能性がある業務に関しては、そうした業務を支える情報システムの運用継続計画、BCPをいかに作るかということをございます。デジタル庁としても、情報システムの運用継続計画を適切に整備して、例えば同時被災しない場所へのバックアップシステムの確保や自家発能力の確保の対策を講じていくということです。こうした取組を通じてデジタル庁が整備、運用する情報システムの安定的そして継続的な稼働の確保を図っていくことが非常に重要な要素だと考えております。

○高木かおり君 先ほど大臣が、毎日のようにそ

ういったサイバー攻撃はあるんだというふうにおっしゃっておられました。やはり、もう避けられないということなんだと思います。国として

しっかりと情報を守つていただきと、それをお願ひ

するしかないんだなというふうに思いながら、是非ともやつていただきたいというふうに思いました。

時間があつという間に過ぎてしまつておりますが、次に、デジタル教科書について伺いたいと思

います。

二〇二〇年の七月、文科省の有識者によるデジ

タル教科書の今後の在り方等に関する検討会議

で、デジタル教科書導入に向けたスケジュール案

を示されました。これによると、児童生徒用のデ

ジタル教科書を二〇二四年度に本格的に導入する

方針を固めたということです。即効性、効率性と

いう意味ではデジタル化はもちろんメリットがあ

るわけなんですが、他方で、この教科書ですね、

紙媒体の方が集中力、理解力が高まるというよ

うな声も聞かれるわけです。

そこで、文科省に質問をしたいと思います。デジタル教科書を使用することによって危惧される子供たちへの健康の影響について併せて教育すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(蛭名喜之君) お答えを申し上げま

す。

デジタル教科書の今後の在り方につきましては、委員からも御指摘ございましたように、現在有識者会議において御議論をいただいているところでございます。現状、デジタル教科書の普及率は約八%ということございまして、大変低いということもありますので、まずは実際に使つていただくことが最初の一歩であると考えております。まして、三月にこの有識者会議、中間まとめをいたしましたけれども、全国的な実証研究を行いつつ検討することが必要であるというふうにされたところでございます。

このため、今年度の予算におきまして、まず、小中学校等にデジタル教科書を広く提供し、普及促進を図るほか、教育上の効果や健康面への影響を含めた実証研究を行うための経費を計上いたしております。

こうした実証研究の成果を踏まえますとともに、御指摘のように、紙媒体の方が集中力や理解力が高まるのではないかという御指摘であるとか、あるいは紙の教科書が長年にわたり学校教育の基盤を支えてきたこと、あるいは一覧性に優れている等の利点があることも考慮しながら、引き続き丁寧に検討を進める必要があると考えているところでございます。

また、健康への留意事項についてのお尋ねがございました。

例えば、目とそれから端末の画面との距離や、継続して見る時間などに留意することあります。また、健康への留意事項についてのお尋ねがございました。

やはりこういったことを、今できることは、こ

ういう視力にも影響がある、明らかに今子供たちの視力を、どういった状況かというのはもうデータが出ていると思うんですね。これは子供たちが激増しているわけですね。これはもうデータで出ていると思いますけれども、そういうことを考慮して、引き続き丁寧に検討を進める必要があると考えています。

厚労省さんにお聞きをしたいと思います。

デジタル教育を推進しようとするならば、国民に対して医学的見地、先ほどから視力や聴力のお話をさせていただいていますが、あと精神的な影響についてもしっかりと注意喚起する必要があると思っております。厚労省の見解を伺いたいと思います。

このデジタルが進んでいくことはいいことだと思いますけれども、どうしても私、子供のこどもの問題というのをちょっと取り上げさせていたいたんですけれども、どうしても私、子供のこどもの問題となると心配になってしまいます。このデジタルが進んでいくことはいいことだと思いますけれども、どうしても私、子供のこどもの問題となると心配になってしまいます。

このデジタルといふ世界がすごく興味深くて、思わず集中しちゃうんだと思うんですね。だから、余計にその視力という部分。それから、よく今は音楽を聴くのに聴力の問題という、そういうことがあります。つまり上げられていますけれども、なかなかこれが実際に、本当にその健康にどういった影響があるのかということが、今までまだ検証中という中でデジタルを進めていくということが、私自身はなかなか複雑なんですね。

やはりこういったことを、今できることは、このデジタル教育を進めるにあたりますけれども、こうしたこの電子機器の影響についてもしっかりと注意喚起する必要があると思っております。厚労省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(宮崎敦文君) お答え申し上げます。

私の方からは、電子機器の使用、広く電子機器の使用による健康上の影響ということでお答え申し上げますけれども、こうしたこの電子機器の使用による影響について、もちろん現在も進行中、現在進行中で様々な研究行われておりますし、あるいは様々な立場からの御提言も出てきているところでございますけれども、厚生労働省として周知啓発を行っている例といたしましては、先ほど委員の御指摘ございましたが、聴力あるいは睡眠に関して周知啓発を行っている部分がございま

す。

具体的には、聴力について、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を長時間聞き続けるとヘッドホン難聴のリスクがあるということで、厚生労働省では、健康情報サイトであるe—ヘルスネットにおいて周知啓発を行っています。また、睡眠について、就寝前に電子機器を使用した場合に光の刺激により入眠まで掛かる時間が長くなるなど睡眠に影響を及ぼすという報告が出されていますので、厚生労働省では、健康づくりのための睡眠指針、こういうものの中でもこうした点を記載をいたしまして周知を行っているところでございります。

あるいは、厚生労働省の取組全体でいいますと、お子さんということではございませんけれども、労働衛生で、VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインということで、ディスプレーを長く見られる方の心身の負担を軽減するためのガイドラインを示したりというような取組も行っておりますし、少し民間に目を転じますと、日本医師会などがスマホなどの長時間使用に伴う問題についての啓発をされているというようなこともございます。

こうしたこれまでに得られている知見につきま

しては、既に学校現場への文部科学省さんが行わ

れている周知の中でも参考されているというふう

に承知をしておりますけれども、引き続き、こう

した科学的なエビデンスの蓄積が進む中で電子機

器が適切に活用されるように、関係省庁と協力し

て取り組んでまいりたいと考えているところでござります。

○高木かおり君 是非とも両者同時並行でやつて

いただきたいというふうに思います。

私自身もやはり、今、冒頭から申し上げて

いるように、このコロナ禍でオンラインが進むと

いうことが本当に画期的だなどいうふうにも感じ

ますし、一方で、先ほどの健康の問題、これも考

えていかなければならぬということで、これは

もう待つたなしで私たちに課せられた課題である

なというふうに考えておりますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

あつという間にもう時間が来てしまいました。

最後に、大臣に質問したいと思います。最終的なデジタル社会とはどういったことをイメージしておられるか、是非大臣から伺いたいと思います。

○國務大臣(平井卓也君) 究極に目指すのは、やつぱりデジタルを意識しないデジタル社会とい

うのにいざれなるんではないかというふうに思

ます。そして、日本どこに住んでいても、いろいろ多様な選択肢の中で自分の人生設計を立てら

れる。今回、デジタル庁も、要するに東京に住の方ばかりじゃないんですよ。リモートワーク前

提です。兵庫県の方はリモートワーク前提で今回契約をしました。そういうことで、どこに住

んでいてもいろいろな仕事に参画できるというこ

ともあるでしょうし、高齢者から要するに子供たちまで、それぞれデジタル化のサポートによってやっぱり今より質の高い生活ができるようにな

いと、そういう思いです。

ですから、このデジタルという言葉は日本語に訳しづらいというか、訳すこと自体がもう無意味

かも分からんんですけど、一方で、先ほどから先

生の質問聞いておりますと、やつぱり人間の存在

自体はアナログなので、インターフェースも目が悪くなったりいろいろする危険もあると。そういうふうに思ってます。

うところで、ちょうどやつぱり人間にとつて一番優しいところで社会が成り立つていいのがいいと

いうふうに思います。その意味で、デジタル社会によつてこの国の弱点をカバーをして、そして社会全体会がもう一段バージョンアップすることによつて、次の時代は次の世代の皆さんのが更にいろいろな活動がしやすい社会にしていくということ

も重要だと思います。

いずれにせよ、これは人間が考えることですか

ら、常に社会の様子を見ながら、適切にデジタル

化というものを社会に実装していく、そういう判

断をずっとし続けていけるような政府をつくつて

いくというのが我々の責任ではないかと考えてお

ります。

○高木かおり君 時間が参りました。

やはり、このデジタル社会で多様な幸せな社会をつくりていけるように、しっかりと私自身も頑張つていきたいなというふうに思いました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○矢田わか子君 国民民主党、矢田わか子です。

今日もよろしくお願いします。

私は、電子機械工業、通信の分野で、民間で三十二年働いてきましたので、正直なところ、今回の論議、大変期待をしている一人であります。多く

の私の支援組織からもいろいろな要望、期待が寄せられております。その観点に立つて今日も質問

させていただきたいと思います。

まず、DXの本質についてということですが、

先ほど来からの質疑でも出でていたとおり、デジタル化は手段であつて、実質的な目的は業務の改善、業務プロセスの改善なんだというふうなお話があつたかと思います。

今日、社会経済の発展や産業の振興、そして働き方改革や生活の改善において、やはりこのDXの推進というものはキーワードになるということは間違いないというふうに思いますが、情報処理推進機構IPAがこのDXの定義を出されていました。DXは、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な

将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革することとされています。つまり、DXの本質は、技術ではなくて業務プロセスや変革、組織の変革であるという

ことになります。

これまで、二〇〇〇年にe—Japanという

戦略が出て、IT基本法も整備されて、やつてき

たわけですから、結局、国もいろいろ指導されてきましたものの、各省庁が一齊にこの行政手続オンラインのシステム入れたわけですが、結果と

して紙がいっぱい残つて、最終的には手続等も出

向かなければならなかつた。これ、前回、山田委

員も指摘されておりますが。

私も、資料三にお配りをしたんですが、高等学校のこれ例は、就学支援金の手続において、生活保護を受給している世帯では、これまで市役所でその生活保護受給証明書をまずもらいに行って、それを持つて学校に提出しなければいけなかつた

ということですが、これがマイナンバーのひも付けによって、学校に行つて申請書を書けばよくなつたということにおいて、生活保護申請しているかどうかは最終的に受給資格の審査をされる都道府県が市町村に確認をするということで、一定便利にはなつたんですけれども、やつぱり紙で認定申請書を出し、マイナンバーカードの写しも出さなくちゃ、これ残るわけですよ。

ちょっと、ある高校生の話を聞いていても、やつぱりこのスマホがある時代にどうしてこの申請書をわざわざ学校に紙で取りに行つて提出されないといけないんですかと、これもう全部画面上でできなんですかねという、素朴な疑問だというふうに思います。

こういうことを例に、山田委員も指摘したところ、これ、住居の転出についてもそうですけれども、出向いたり紙を出すという、この業務革新となるのかというのが一つ大きなポイントではないかと私自身は思つております。

ということについて、やはり強いリーダーシップを持つて大臣が行政機関の長に対しても迫れるのかというのが一つ大きなポイントではないかと私自身は思つております。

システムの利活用を勧告するという、この勧告権を持たれる、すばらしいと思いますが、この勧告権だけではなくて、本来であれば、変化に応じて行政プロセスも刷新するという、そのセットの勧告権を持たれるべきではなかつたのかというふうに思いますが、この辺りの見解をお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(平井卓也君) 先生のおっしゃるとおり、政府のデジタル化の効果を最大限に發揮するためには、既存の業務を単にシステムに置き換えるという形で、システムの利活用だけを推進するのではなくて、やつぱり今までのその業務のやり

第一部分 内閣委員会会議録第十四号 令和三年四月二十二日 【参議院】
具体的には、聴力について、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を長時間聞き続けるとヘッドホン難聴のリスクがあるということで、厚生労働省では、健康情報サイトであるe—ヘルスネットにおいて周知啓発を行っています。また、睡眠について、就寝前に電子機器を使用した場合に光の刺激により入眠まで掛かる時間が長くなるなど睡眠に影響を及ぼすという報告が出されていますので、厚生労働省では、健康づくりのための睡眠指針、こういうものの中でもこうした点を記載をいたしまして周知を行っているところでございまます。
あるいは、厚生労働省の取組全体でいいますと、お子さんということではございませんけれども、労働衛生で、VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインということで、ディスプレーを長く見られる方の心身の負担を軽減するためのガイドラインを示したりというような取組も行っておりますし、少し民間に目を転じますと、日本医師会などがスマホなどの長時間使用に伴う問題についての啓発をされているというようなこともございます。
こうしたこれまでに得られている知見につきましては、既に学校現場への文部科学省さんが行っている周知の中でも参考されているというふうに承知をしておりますけれども、引き続き、こうした科学的なエビデンスの蓄積が進む中で電子機器が適切に活用されるように、関係省庁と協力して取り組んでまいりたいと考えているところでござります。
○高木かおり君 是非とも両者同時並行でやつていただきたいというふうに思います。
私自身もやはり、今、冒頭から申し上げて
いるように、このコロナ禍でオンラインが進むと
いうことが本当に画期的だなどというふうにも感じますし、一方で、先ほどの健康の問題、これも考えていかなければならないということで、これはもう待つたなしで私たちに課せられた課題である
なというふうに考えておりますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。
あつという間にもう時間が来てしまいました。
最後に、大臣に質問したいと思います。最終的なデジタル社会とはどういったことをイメージしておられるか、是非大臣から伺いたいと思います。
○國務大臣(平井卓也君) 究極に目指すのは、やつぱりデジタルを意識しないデジタル社会とい
うのにいざれなるんではないかというふうに思
ます。そして、日本どこに住んでいても、いろいろ多様な選択肢の中で自分の人生設計を立てら
れる。今回、デジタル庁も、要するに東京に住の方ばかりじゃないんですよ。リモートワーク前
提で、兵庫県の方はリモートワーク前提で今回契約をしました。そういうことで、どこに住
んでいてもいろいろな仕事に参画できるというこ
ともあるでしょうし、高齢者から要するに子供たちまで、それぞれデジタル化のサポートによつてやつぱり今より質の高い生活ができるようにした
いと、そういう思いです。
ですから、このデジタルという言葉は日本語に訳しづらいというか、訳すこと自体がもう無意味かも分からんんですけど、一方で、先ほどから先生の質問聞いておりますと、やつぱり人間の存在
自体はアナログなので、インターフェースも目が悪くなったりいろいろする危険もあると。そういうふうに思ってます。
うところで、ちょうどやつぱり人間にとつて一番優しいところで社会が成り立つていいのがいいと
いうふうに思います。その意味で、デジタル社会によつてこの国の弱点をカバーをして、そして社会全体会がもう一段バージョンアップすることによつて、次の時代は次の世代の皆さんのが更にいろいろな活動がしやすい社会にしていくということ
も重要だと思います。
いずれにせよ、これは人間が考えることですか
ら、常に社会の様子を見ながら、適切にデジタル化というものを社会に実装していく、そういう判
断をずっとし続けていけるような政府をつくつて
いくというのが我々の責任ではないかと考えてお
ります。
○高木かおり君 時間が参りました。
やはり、このデジタル社会で多様な幸せな社会をつくりていけるように、しっかりと私自身も頑張つていきたいなというふうに思いました。
以上で質問を終わります。ありがとうございます。
○矢田わか子君 国民民主党、矢田わか子です。
今日もよろしくお願いします。
私は、電子機械工業、通信の分野で、民間で三十二年働いてきましたので、正直なところ、今回の論議、大変期待をしている一人であります。多くの私の支援組織からもいろいろな要望、期待が寄せられております。その観点に立つて今日も質問
させていただきたいと思います。
まず、DXの本質についてということですが、
先ほど来からの質疑でも出でていたとおり、デジタル化は手段であつて、実質的な目的は業務の改善、業務プロセスの改善なんだというふうなお話があつたかと思います。
今日、社会経済の発展や産業の振興、そして働き方改革や生活の改善において、やはりこのDXの推進ということですが、
間違いないというふうに思いますが、情報処理推進機構IPAがこのDXの定義を出されていました。DXは、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な
将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革することとされています。つまり、DXの本質は、技術ではなくて業務プロセスや変革、組織の変革であるという
ことになります。
これまで、二〇〇〇年にe—Japanという
戦略が出て、IT基本法も整備されて、やつてき
たわけですから、結局、国もいろいろ指導されてきましたものの、各省庁が一齊にこの行政手続オンラインのシステムを入れたわけですが、結果と
して紙がいっぱい残つて、最終的には手続等も出
向かなければならなかつた。これ、前回、山田委員も指摘されておりますが、私は、資料三にお配りをしたんですが、高等学校のこれ例は、就学支援金の手続において、生活保護を受給している世帯では、これまで市役所でその生活保護受給証明書をまずもらいに行って、それを持つて学校に提出しなければいけなかつた
ということですが、これがマイナンバーのひも付けによって、学校に行つて申請書を書けばよくなつたということにおいて、生活保護申請しているかどうかは最終的に受給資格の審査をされる都道府県が市町村に確認をするということで、一定便利にはなつたんですけれども、やつぱり紙で認定申請書を出し、マイナンバーカードの写しも出さなくちゃ、これ残るわけですよ。
ちょっと、ある高校生の話を聞いていても、やつぱりこのスマホがある時代にどうしてこの申請書をわざわざ学校に紙で取りに行つて提出されないといけないんですかと、これもう全部画面上でできなんですかねという、素朴な疑問だというふうに思います。
今日、社会経済の発展や産業の振興、そして働き方改革や生活の改善において、やはりこのDXの推進ということですが、
間違いないというふうに思いますが、情報処理推進機構IPAがこのDXの定義を出されていました。DXは、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な
将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革することとされています。つまり、DXの本質は、技術ではなくて業務プロセスや変革、組織の変革であるという
ことになります。
これまで、二〇〇〇年にe—Japanという
戦略が出て、IT基本法も整備されて、やつてきましたが、結局、国もいろいろ指導されてきましたものの、各省庁が一齊にこの行政手続オンラインのシステムを入れたわけですが、結果として紙がいっぱい残つて、最終的には手続等も出向かなければならなかつた。これ、前回、山田委員も指摘されておりますが、私は、資料三にお配りをしたんですが、高等学校のこれ例は、就学支援金の手続において、生活保護を受給している世帯では、これまで市役所でその生活保護受給証明書をまずもらいに行って、それを持つて学校に提出しなければいけなかつた
ということですが、これがマイナンバーのひも付けによって、学校に行つて申請書を書けばよくなつた
ということにおいて、生活保護申請しているかどうかは最終的に受給資格の審査をされる都道府県が市町村に確認をするということで、一定便利にはなつたんですけれども、やつぱり紙で認定申請書を出し、マイナンバーカードの写しも出さなくちゃ、これ残るわけですよ。
ちょっと、ある高校生の話を聞いていても、やつぱりこのスマホがある時代にどうしてこの申請書をわざわざ学校に紙で取りに行つて提出されないといけないんですかと、これもう全部画面上でできなんですかねという、素朴な疑問だというふうに思います。
今日、社会経済の発展や産業の振興、そして働き方改革や生活の改善において、やはりこのDXの推進ということですが、
間違いないというふうに思いますが、情報処理推進機構IPAがこのDXの定義を出されていました。DXは、AIやIOTなどの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な
将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革することとされています。つまり、DXの本質は、技術ではなくて業務プロセスや変革、組織の変革であるという
ことになります。
これまで、二〇〇〇年にe—Japanという
戦略が出て、IT基本法も整備されて、やつてきましたが、結局、国もいろいろ指導されてきましたものの、各省庁が一齊にこの行政手続オンラインのシステムを入れたわけですが、結果として紙がいっぱい残つて、最終的には手続等も出向かなければならなかつた。これ、前回、山田委員も指摘されておりますが、私は、資料三にお配りをしたんですが、高等学校のこれ例は、就学支援金の手続において、生活保護を受給している世帯では、これまで市役所でその生活保護受給証明書をまずもらいに行って、それを持つて学校に提出しなければいけなかつた
ということですが、これがマイナンバーのひも付けによって、学校に行つて申請書を書けばよくなつた
ということにおいて、生活保護申請しているかどうかは最終的に受給資格の審査をされる都道府県が市町村に確認をするということで、一定便利にはなつたんですけれども、やつぱり紙で認定申請書を出し、マイナンバーカードの写しも出さなくちゃ、これ残るわけですよ。
ちょっと、ある高校生の話を聞いていても、やつぱりこのスマホがある時代にどうしてこの申請書をわざわざ学校に紙で取りに行つて提出されないといけないんですかと、これもう全部画面上でできなんですかねという、素朴な疑問だというふうに思います。
今日、社会経済の発展や産業の振興、そして働き方改革や生活の改善において、やはりこのDXの推進

方を変えると、例えば、対面原則とか書面原則などの制度そのものを見直したり、利用者と行政機関の間のフロント部分だけではなくて、バックオフィスも含めたエンド・ツー・エンドでデジタルを前提として業務プロセスを再構築する業務改革、BPRを実施することで行政プロセスの刷新を徹底することが重要だと考えています。

デジタル庁は、各府省の情報システムの整備、監理のほか、情報システムの統括、管理の基本的な方針の作成の推進、作成推進ですね、関係予算の一括計上、配分等の仕組みを通じて、各府省に対し、当然必要なBPR等の取組を求めていくことになります。

BPR等については常日頃から取り組んでもらうことであり、勧告といった場面に限られず、デジタル庁においては積極的に各府省の取組を支援していきたいと考えております。

○矢田わか子君 二〇〇〇年頃から二十年間、残念ながら、いろいろな取組してきましたけれども、私は全てにおいてやっぱり中途半端で終わつたんじゃないのかなと思っています。

ここ、本当に、今年をデジタル庁を設置をしてデジタル社会元年と位置付けるのであれば、もう思い切って本当にパラダイム転換しなければ進まないというふうに思っているんです。そういう面でも大臣に物すごく期待をしているわけなんですが、その上で、やはり、先ほど来から質疑にも出ておりました、多くの皆さんはやっぱり想像が付かないものに対する抵抗はある、私も昔、二十一年ぐらい前を振り返ってみると、企業の中で初めて、まあ多分デジタルが進んでいる企業にいましたけれども、初めていろいろとデータベース化して、例えば労働時間管理を、紙で書いていた残業時間を全てデータベース化して、打ち込んでください、皆さん、データにするんですと言ったときに、物すごく最初は抵抗があるわけですよ。面倒くさいなパソコン開いて打ち込むのんと、今まで書いて出してたのにというところから始まるわけですが、この先に、これを一回面倒くさいけれども、この先に、これをデジタル化するといふことを

どもやつてみると慣れが生じますし、かつ、これを入れていくことでどんなメリットがあるのかということを一生懸命説明をして、やっぱりやって進んでいった感がありますので、今年やっぱり一番大変なのは、そういう抵抗感のある人にいかに抵抗感なくトライしてもらえるかだと思います。

スマホもタブレットもそうです。最初は、そんなもの想像も付かない時代からすれば、そんなこの一つの機器の中で全てのデータが取れるというよう、多分二十年、三十年前は想像もできなかつた。でも、触れてみてやつてみれば、こんなに便利なのと、皆さん持つようになるわけですので、そこをやっぱり突破する突破力が私は必要だと思つていて、そのためにも丁寧に、皆さんにもどういう本当にメリットなりどういう将来に対する価値が広がるのかということを、是非政府を挙げて、宣伝すると言つたら言い過ぎかもしませんが、広報していく必要もあるんじゃないかなと思っています。

その上で、国家資格についてお伺いをしていきます。

○矢田わか子君 国家資格のデジタル化ということで今お進めされようとしていますが、資料一のとおり、対象となるものが三十二の国家資格に限定をされています。大半が医療、介護、社会福祉関係の国家資格。

三十二の資格を対象となぜこれ限定したのかといふことがちょっとよく分からなくて、多くの国家資格あるわけなので、全部ひも付けをしておけば、免許証の交付の手続とか、それから就職の際の資格確認においての利便性、本人にとっても向上すると。わざわざ、何年か前に取った資格で、どこ行ったかな証状というようなことがなくなるだけですね。そういう本人の利便性とともに、やっぱり社会にある様々な課題を解決していくためのソサエティー五・〇ですよね、そのひも付けも、やっぱり社会貢献、貢献じゃないな、社会にとっては、やっぱり活動していただく、活躍していただくべきです。

○矢田わか子君 あります。

付けてもできるんだろうというふうに思いますか。

○大臣政務官(大隈和英君) 御質問ありがとうございます。

御指摘のように、今、このコロナ禍においても大変人材不足、現場で大変な思いをしておられます介護職員また看護職員の人材確保にデジタルを利用していくというのは非常に重要なことで、御指摘だと思います。

今回の改正案は、看護師、保育士等、まずは、現在マイナンバーの利用が認められている税、社会保障、災害分野における三十二の国家資格について、マイナンバーの利用と情報連携を可能にして国家資格のデジタル化を行うというものでございます。税、社会保障、災害分野に該当しない国家資格についても、国の責任でデジタル化をして登録手続の簡素化等を図るべく、昨年の十二月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画に基づいて、関係省庁一体となり、その早期実現に向けて精力的に検討していくことを考えております。

○矢田わか子君 大臣おっしゃつたとおり、社会保障の分野、それから税の分野と災害、この三つに限られていましたから先を考えたときに、例えれば、やはりこれから考へたときに、例えれば今、多分、このマイナンバー活用で登録をすれば、免許証の交付の手続とか、それから就職の際の資格確認においての利便性、本人にとっても向上すると。わざわざ、何年か前に取った資格で、どこ行ったかな証状というようなことがなくなるだけですね。そういう本人の利便性とともに、やっぱり社会にある様々な課題を解決していくためのソサエティー五・〇ですよね、そのひも付けも、やっぱり社会貢献、貢献じゃないな、社会にとっては、やっぱり活動していただく、活躍していただくなっています。

○矢田わか子君 あります。

付けてもできるんだろうというふうに思いますか。

○大臣政務官(平井卓也君) まず、各省庁が所管する各種免許、国家資格等に関しては、現在、必ずしもデジタル化が進んでおらず、紙ベースでの処理が行われているため、資格者にとっても行政機関にとってもコスト、労力の両面で負担が少なくないと思います。

今だったらコロナで、もうまさに看護師、お医者さん足らない、どこにいらっしゃるんだ、その方々はというときの、ところの本当だつたらひもないと考えます。

これをデジタル化するとともに、住基システム

ことの一つにやっぱり児童虐待というのがあつて、あえてこの児童福祉司のことについてお聞きしたいと思うんですけども、今、児童虐待の対応件数が、二〇一九年十九万件、十九万三千件超えたということで、もう激増しているというような状況です。こうした予算委員会の場等を通じて、いちはやくという、一八九、掛けていただくだいヤルを無料にしてくれと言った私責任もありますので、多分無料になつてつながる率も高くなつたんだというふうに思うんですけどね。さら、これ可いはずで、そこそこ、本来ど

に考えておりますが、今、子供家庭福祉分野の職員の資格の在り方につきまして、令和元年の児童福祉法等改正法附則の検討規定を踏まえまして、社会保障審議会の専門委員会のトにワーキンググループを設置いたしまして、有識者に御議論いたしましたが、本年二月に報告書が取りまとめられましたところでござります。

してサポートしてくれるというふうなこともやり始めている都道府県もあります。

したがって、デジタル化がやはりこの人數が足らないところの現場をサポートするということがあるので、大臣、こういうこともできると思いま  
すが、いかがでしょうか。

○國務大臣(平井卓也君) 先生がこのデジタル化に対しても非常に積極的な姿勢を取つていただいていることに、まずは大変心強く思います。今言つたやつぱり児童虐待の現場でも、いろいろやり方はあると思います。ですから、是非、デ

すね、採用できませんので。そうしたときに、次なる育成、絶対していかなくちゃいけないんですね。

それでなんですけれども、企業なんかでもやつぱりなかなか、OJTで昔は育てる余裕があつたんですけど、そんな余裕ないですから、結局キャリア採用が主になっています。

---

れば、児童福祉社の方倍増してくれ、児相の数も増やしてくれということもずっとお願いしてきました。でも、この数字を追つてみますと、やっぱり余り増えていないんですよね。児童福祉社のデータ、まず資料二を御覧いただいたらと思いますけれども、この方々の数自体は、それでも二〇一五年からすれば二倍近くまで増えてきていると、一・五倍ぐらいかな、増えてきているというふうなことなんですが、ただ、対応件数自体がもう十倍以上になっていますので、追い付いていなんですよ。

有資格者を上乗せして取得していく案の、今、両論併記というふうになつております。  
いずれにしても、今後、この取りまとめを踏まえまして、厚生労働省におきましてしっかりと検討を進め、たたき台を提示した上で、ワーキンググループの親会でございます専門委員会で更に御議論をいただく予定でございます。

○矢田わか子君 児相の仕事は、虐待対応だけではなくて、それこそ不登校の子供たちのお世話だとか、療育相談といつて障害のある子供だとか、もう本当に多岐にわたるんですね。里親の、この

○矢田わか子君 ありがとうございます。もうたくさんアーカイブがあふれる感じで、やがてデジタルはやっぱり人を助けるために使わなければいけないというふうに思いますので、いろいろなアイデアをどんどん我々に申いただければと思います。

この福祉司の司つて、つかさと書く、行政に仕えるという意味で、国家資格にはなっていないんですね。したがって、どういう人が福祉司になつているかというと、お医者さんだとか大学で勉強してきた方々ということが中心なのですが、本来

結び付けだとか。ですから、それを是非デジタル化ですよ、これデジタル化することによって何らかこの児相の相談の業務削減につなげられないのかという視点も是非持つていただきたいと思います。

であれば、やつぱり国家資格化した上でこの福祉司の方々の活躍の場を広げていくべきではないかというふうなことも考えております。これについてはいかがですか。

○大臣政務官(大隈和英君) お答えいたします。

御指摘のように、コロナの今、児童虐待、この件数が非常に増えているということは本当にゆゆしき事態でございます。私自身も胸の痛むところでございます。

その対策として、しっかりとこの専門的な能力、知識、また資格を有した児童福祉司の育成といふものがまた必要になつてこようかというふうな意見でござります。

おととい質問しました新潟県の三条市の例なん  
かもあるわけですよね。また、三重県では、AI  
を活用して、児相のメンバーがタブレットを持つ  
て現場に飛んでいって、そこでデータ打ち込みを  
する。そうすると、書いて、帰つて上司に報告す  
るということじゃなくて、もう打ち込んだ時点で  
上司とか関連機関と連携するわけですよね。そこ  
に打ち込んだ状態の中で、分析までこの症例がた  
まつてくればできて、やはり一時保護の必要性  
がどれだけあるのかとか、どれくらいの期間解決  
までに時間が掛かるのか、A-Iがきちっとこの  
ビッグデータを解析しながら、答えをある程度出

ということを、やっぱりいろんなパターンをシミュレーションしながら皆さんにお示しを、国民の方々にしていきたいなというふうに思います。す。

○大臣政務官(鰐淵洋子君) 御質問ありがとうございます。

圧倒的に足らないんですよね、DX人材が。四十五万人ですか、足らないといふうに言われていて、今後どうやつて本当にこの人材育成していくのか、物すごい課題やと思います。

今回、デジタル庁で募集して、千四百人も来たって私も驚いたんですけど、そのうちのまた厳選された方を採用されたんだと思いますが、これ五百人まで、大臣、伸ばしていくわけですよね。でも、それは、じゃ、どこからというと、企業で育った人とか、ある程度限られた日本のバイの中から採るのか、それともインドとかアメリカとか、そういうところからも、海外からも、無理で

○一九におきまして、令和七年度までに、文理を問わず全ての大学、高専生五十万人が初級レベルの数理、データサイエンス、AIを習得することと、また一定規模の大学、高専生二十五万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得すること、このようなことが目標として掲げられておりまます。

これらを踏まえまして、文部科学省では、現在、六大学を拠点校といたしまして整備し、数理、データサイエンス、AI教育のモデルカリキュラムの、モデルカリキュラムや教材の開発、従来の文系、理系の枠を超えた全学的な教育を実



き地方自治体を支援しながら取り組んでいきたいと思つております。

また、具体的に指導員の話もいただきました。是非また委員からも御支援をいただいて、拡充であります。

きるよう頑張つていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○矢田わか子君 総務省も調査していただけまして、これはしっかりと実情を把握した上でまた検討してまいりたいと考えております。

○副大臣(新谷正義君) 委員の御指摘も踏まえて、これはしっかりと実情を把握した上でまた検討してまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 やっぱり学びですので、学びの保障は国挙げてやらなくちゃいけないというふうに思っています。

せつかく萩生田大臣が一年前倒しで、あつ、一年じやないか、もつと前倒しでGIGAスクールやろうと決めになられたわけですので、是非、総務省も文科省も挙げて、お取組の強化をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

私は、ふだん財政金融委員会なんですけれども、スレーバーシティ法などデジタル問題に関わってきた関係で今回のデジタル関連法案に質問させていただきます。

法案そのものに入る前に、デジタル化関連なんですけれど、内閣府の参考人に確認しておきたいことがございます。

菅政権になつて、先ほどもちよつとあつたんですけど、書面のデジタル化、紙をなくせ、判こをなくせという大号令が掛かりました。ただ、世の中から紙や判こを全くすのとかと、なくせるのかといふことがあるわけでありまして、特に安全、安心、消費者保護に関わるような分野は無理に紙や判こをなくして被害が広がると大変なことになるわけでござりますので、そういうふうなことはあってはならないと思ひますが、まず、この何か、何でもかんでも紙をなくせ、判こをなくせ

というのは分野によつては慎重に対応すべきだと思つております。

また、委員からも御支援をいただいて、拡充であります。

きる世界に遜色のないデジタル社会の形成に当たつては、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現が大前提であると認識しております。

誰もがデジタルの恩恵を最大限受けることがでます。

○政府参考人(黒田岳士君) お答え申し上げます。

誰もがデジタルの恩恵を最大限受けることがでます。お答えください。

そうした大前提の下、今回の整備法案においては、書面等の、書面の交付等を求める手続きを所管する各省庁において、昨年秋の段階でデジタル化しても支障がないと判断できたものについ

て、デジタル化を可能とする改正を行うものであります。また、行政手続については、押印の、先ほど答弁申し上げたように、その本人確認と意思の担保、そこを改めて見直した上で、必要ないというものについては廃止したというものでございません。

もう少しスピードを上げるべきだという御指摘もありますが、ここで特にその書面の手続を一気に一律に機械的に廃止するというものではございません。

また、デジタル化の要件として、相手方の承諾を必要としておりますが、その相手方の承諾というのも、形式的なものではなくて、実質的に国民、消費者の承諾が得られるものとすることが非常に重要なだと考えております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

ところが、今、消費者保護のための特定商取引法というのがございまして、特商法といいますけれど、その改正案に契約書面のデジタル化、電子化が盛り込まれて大問題になつております。

特定商取引法というのは、御存じのとおり、お年寄りなどの消費者被害を守るための法律でございまして、訪問販売などの被害の多い分野に縛りを掛けると。その中で、契約書は書面で、紙で交付するというのがわざわざ義務化されているところがありますが、そこまでデジタル化を消費者庁

が改正案で出してまいりましたので、お手元に配つたように、もう日々増えておりますが、今の段階で百二十三団体の反対の意見書が出ておりま

す。ちょっと私、消費者問題をずっとやつてきてますが、こんなに急速に反対の意見書上がつてます。それが、こんなに急なかつたというふうに思つています。それぐらい現場から反対の声、特に消費

生活相談員ですね、消費者団体ですね、日弁連だけではなくて、各地の、各県の弁護士会からも反対の声が上がりつております。

今ちょっとあつたんですけど、一応この改正案には、本人の承諾といいますか、本人が同意した場合、デジタルの書面でいいというふうに、本人同意ということは一応前提になつてゐるんですけど、本人同意の上にだますんですよ。当たり前なんですが、本人同意といふのは全て

同意といふことは、本人が同意すればデジタル化されども、悪徳、悪質商法の被害者というの

には、本人の承諾といいますか、本人が同意したことの歯止めにもならないんですね、この

分野というのは、消費者庁そんなど百も分かつてゐるはずなのに、本人が同意すればデジタル化

はいいですというような法改正を盛り込んだもん

はいいというもんじやないということで、これだけの反対の声が上がつてゐるということでございま

す。

要するに、契約書面のデジタル化というのは何

を目的にしているかというと、契約が早く、スピードアップできるようについていることですね、簡単に言えば、オンラインで契約できれば。これ

は、通常の取引なら、それは私だって、いい商品早く欲しいなと思ったときに、紙でやり取りするよりもオンラインでぱつと契約してもらえば送つてくると、これは便利でいいなと、あるわけですね。

ですから、それを全体否定しているわけじゃ

ないんだけれども、この消費者保護の分野ではそ

れは逆に大変なことになるというのが長年の経験

で、それがあるから書面で交付を義務付けてきた

というのがあるわけですね。

例えば、私、ジャパンライフ問題というのはずつと関わつてまいりましたけれど、ジャパンライフというのは大問題になりましたが、若い親切な社員が、お年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんの横に付いていろんな説明して、ふだんも面倒見て信頼してもらって、で、この健康器具ね、どう、と言つて説明するわけですね。で、ああ、いいかなと思うわけですねけれども、思われるわけだけど、最後は、おばあちゃん、判こ出してきてと、判こ押してと、こう言われるわけですね。

そこでふと、判こを押すということでちょっと考えるわけですよ。ためらうわけですね。それはやっぱり娘と相談してからとかにさせてと、いうことで、判こ押してと、こう言われるわけですね。

ところが、オンラインで契約書がPDFで送られてくる、クリックだと。すると、横にいた社員がこれ押してと、自分で押しちゃつたりすることがあるんだけど、押してということでばんばんばんばん行つちゃうんですね。ためらうその時間がかかると、判こ押してと、こう言われるわけですね。

ところが、オンラインで契約書がPDFで送られてくる、クリックだと。すると、横にいた社員がこれ押してと、自分で押しちゃつたりすることがあるんだけど、押してということでばんばんばんばん行つちゃうんですね。ためらうその時間がかかると、判こ押してと、こうと言われるわけですね。

もう一つ、発見するときはそうなんですね。大抵、ジャパンライフの場合は本人いいと思ってます。のめり込んでいますから、発見するときは家族が発見するんですね。息子さんとか娘さんが、お金が減つている、何でと。おじいちゃん、どうしたのと聞いても、いいことやつてていると思つてゐるから言わないわけですね。で、たんすを開けてみると契約書が出てきたと、変な契約書だ、何これということで国民生活センターに家族が連絡をして、ジャパンライフにはめ込まれているというの自分が分かつて、発覚すると。

つまり、紙があつたからです。これが、スマホにしろパソコンにしろ、端末、デジタルの端末にしろ、ラップトップに入っちゃうと家族が発見できない、本人も言わないというようなことになるわけで、そういうことでいくと、この消費者被害を防ぐためには時間が必要、紙が必要な

んですよね。

そういうことで どんでもない法改正が出てきているということでありまして、これは実はデジタル全体にも関わるので今ここでも取り上げているわけなんですけど、過日の財政金融委員会で、菅総理と麻生大臣にもこの問題について見解をお聞きしました。その議事録を付けてありますけれども、要するに、菅総理も麻生大臣も、これはもう慎重に対応すべきことだというふうに答弁をいたしました。

費者庁にあります。それ

その見直しに当たりまして、法改正が必要な事項があればできるだけ早い法改正機会を捉えて改正するということのために、一括する法による法案を提出する可能性につきまして同じく昨年十一月に調査いたしましたところ、先ほど申し上げましたワーキンググループで議論した特定継続役務提供に係る契約前後の書面の電子化の改正事項については、その他の省庁との一括法ではなく、あくまで消費者庁自らが個別法の改正で対応予定である旨回答がございました。

その際  
私どもとしては、あらかじめ想定せ  
ず、調査対象ともしていなかつた訪問販売、電話  
勧説販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引  
及び訪問購入の契約に係る書面交付の電子化等に  
ついても個別法の改正で対応予定である旨も併せて  
消費者庁の方から積極的に我々の方にお知らせ  
いただいたところでございます。

○大門実紀史君 詳しくありがとうございます。

要するに、規制改革会議の方、会議ですかね、  
の方としては、今、コロナでオンライン学習とか  
が広がっていますので、そんなに悪い業者の方が  
たくさんいるわけじゃないから、そういう方々が  
契約のときだけ書面でやらなきゃいけないから何  
とかしてもらえないかという声が上がったんです  
ね。これについて何とかするというのはあり得た  
と思うんですけど、それは求めたと。ところ  
が、消費者庁の方は全部やりますと、訪問販売か  
ら全部やりますと、自らですね、言つてきたとい  
うことなんですね、だと思うんですよ。

ところが、消費者庁は消費者団体に対して違う説明をしておりまして、デジタル化は内閣府の方針、つまり官邸の方針などと、方針なんだといふところです。特商法の世界で自らデジタル化をやつておかないと、今回ここで議論しております全体のデジタル化法案の中で、つまり消費者庁の所管じゃないところでやられてしまうんで、特商法の消費者庁所管の中でやらなきゃいけないんだというふうな全然実事と違う説明をして、いかにもその消費者団体の方々に対しても、これはもうやらなきゃいけないんだからというような説明でずうっとやつてきて、私に最初説明したのもそう説明するんですよね。私ずうつとこの問題やつてているんで変だなと思って、総理に聞いたたら、そんなこと言つていませんと今日確認したかったのは、内閣府の正確な経過の発言を聞いておきたかったということです。

あとは当該委員会でやりますけれど、やっぱり一つの教訓としていただきたいのは、このデジタル化というのが、何でもかんでもデジタル化とか、何でもかんでも紙なくせとか、先ほど大臣からもありましたけど、よく見てやらないと、アナログなんですよ、世界はね。デジタルって一つのツールにすぎないわけだから、何かデジタルがありきということではないということで考えていくことの一つかなというふうに思つております。あとは当該委員会でります。

法案なんですけれども、私の方は、デジタル社会形成基本法案と個人情報保護法制について聞いていきたいというふうに思います。

まず、デジタル社会形成基本法案とありますけれど、幾ら読んでも、何といいますかね、菅政権の目指すデジタル社会とはどういうものかというのがなかなかよく分からないんです。政府の説明を聞いてもよく分かりません。

国民の幸福な生活とか国際競争力の強化というのはあるんですけど、要するに、今おっしゃっている範囲は、デジタル化によって利便性が向上

すると、国民の生活が良くなると、これはもう何も否定することない、そのとおりだと思います。もう一つは、日本経済の、あるいは企業のこれららの発展を考えても、それはデジタル化に懸かっています。デジタル社会の未来社会論といいますか、どんな社会を目指すのかというふうなことがほとんど論じられていないというふうに思います。

もちろん、デジタル化による利便性の向上とか暮らしの向上は誰も否定しないし、その利便性はみんな享受したいしというふうに思います。ただ、そのデジタル化の便利さを享受することと個人情報の提供とは表裏一体ですよね。自分の情報をたくさん提供すれば提供するほどたくさんサービスが受けられると。逆に言えば、もっと利便性を求めるならもつと情報提供してくださいと、こういう世界になるわけあります。

大臣もおっしゃったように、私もそう思いますけど、例えば医療情報ですね。なかなか、プライバシーに関わるわけですから、提供すればそれに見合うサービスも受けられるというような関係にあるわけです。それが、一つの情報提供が一つのサービスに対応と、これは今だつてあるわけでありまして、それだけなら特に問題ないし、今も行われていることがありますけれど、この今議論されている話というのは、提供した情報が用が済めばなくなるんじやなくて、蓄積されていくと。どんどん蓄積されて、分析されて、プロファイリングされると。どこかでほかからの情報と一緒に化されているかもしれない、一緒になってどこか自分の方が分析されているかもしれない。ある意味で監視されているような状況に、もう既にある程度監視されているわけですが、ようなものです。例えば、グーグルで検索を幾つかや

りますと、どういうわけか自分に合ったような広告が送られてくる。どこかで自分の検索を分析しているんですね。そういうことは、もう既に一定監視をされているような状況になっているわけになります。

○國務大臣(平井卓也君) 今般のデジタル社会、なんとやらないと監視社会につながっていく危険性があるというふうに、それは私も思いますけれど、そういう指摘について大臣はいかがお考えですか。

人情報保護委員会において、こうした規定に基づいて個人情報の適切な保護のために必要な法執行が行われることとなると考えております。

その意味で、日本が目指しているそのデジタル社会というものは、中国型でもなくアメリカ型でもなく、日本独自の道筋で進むべき道筋であると確信しております。

の対話を重ねた結果、平成三十一年一月に、日本からEUに对しては、日本と同等の水準の個人情報保護制度を有している外国として個人情報保護法の規定に基づく指定をしており、EUから日本に対しては当該十分性認定が行われたものと認識

ですから、利活用、利便性と個人情報の提供、そしてそれが国や企業の、一定蓄積されて分析されて監視下に入るということは表裏一体でこうなっていると、ここのことだが、どう考えるかということはこのデジタル社会をどう考えるかということに関わるわけであります。アメリカのような社会を目指すのか、中国のような社会でもいいと思うのか、ヨーロッパが目指しているような社会なのか、あるいは日本は独自にそういうことを構築していくのかというふうな、ちょっとそういう議論が余りにもないんではないかというふうに思います。

デジタル改革関連法案は、個人の個人情報の保護や人権に十分配慮しておりまして、御指摘のようなデジタル監視社会を目指すものではなくないと思っています。これは、我が国がデジタル改革を進めていく上で守るべき大前提と考えています。

そもそも、関連法案は個人情報の一元管理を図るものでもない、国や地方公共団体において引き続きそれぞれ分散して個人情報を保有、管理することを前提に、システムやルールを標準化、共通化し、データも利活用する、その上でデータも利活用しようとするものであります。その際には、当然個人情報の保護には十分配慮していくかなければなりません。

〇大門実紀史君 先ほど申し上げましたけど、今回の方案が監視社会を目指していると言っているわけじゃないんですね。いろんな方の心配は、いろいろ長々ありましたが、個人情報保護はまだまだ日本は遅れていて、このままでは監視社会にながっていくことを危惧されている意見が議者からも出ているという意味で申し上げているわけです。

その点で、前回、四月二十日の内閣委員会で我が党の田村智子議員の質疑のときに、平井大臣は、EUと、EUのGDPRと日本の個人情報保

このような認識の下で、EUのGDPRと日本の個人情報保護法とは実質的に見て同等であると言えるという趣旨の私の答弁であります。いずれにいたしましても、引き続き、個人情報保護委員会において、国際的な動向や情報通信技術の進展等も勘案しつつ、必要に応じた個人情報保護法の見直しが行われることが重要だと考えております。

○大門 実紀史君 それは知っていますよ。

大臣がおっしゃったのは、GDPRと日本の情報保護法制度が同等だとおっしゃるから、その言ひ方は違うでしようという意味で申し上げているわ

今申し上げたような、自分の情報がどこかに蓄積されて、国や企業ですね、蓄積されて分析され、管理される社会、これを、世界でも、日本の学者や研究者の方々でもおつしやっているのは、現代版の監視社会だという指摘をされております。

○國務大臣(平井卓也君) 請法とは実質的に見て同等であるというふうに  
おっしゃいましたが、実質的に同等だと、私はこの  
の発言を聞いて大変驚いたんですけど、どういう  
根拠でGDPRと日本の今の個人情報保護法制は  
同等だとおっしゃったんでしようか。

けですね。十分性の決定は後で触れますけれど、十分性の決定というのは、要するに、EUと日本の様々な取引に支障を来すといけないから、いろんな貿易のことも含めて、ですから、EUは条件付、条件付で、条件付で同等とみなしてあげましょうといふ当局同士の話でございまして、個人として、個人としてこの二つ

衆議院の参考人質疑で弁護士の獨協大学教授の三宅弘参考人は、この方は総務省の行政機関等個人情報保護法制度研究会の委員も務められた方でござりますので発言の意味が重いわけですけど、今回の方の六法案がプライバシー、個人情報にとって危ないものがあるということを指摘された上で、このままでは監視社会につながっていくと、今回のこの法案をデジタル監視法案と大変厳しい呼び名を付けておられます。政府の研究会におられた方など、大変衝撃的といいますか刺激的な表現だと思いますが、三宅先生がおっしゃるように、個人情報などきちんと監視社会を目指しているんだという点で、大変失望的だと思いますけれど。

平井大臣に伺いますけれど、私は今回の法案がダイレクトに監視社会を目指しているんだというようなことを言つてはありますけれど、三宅先生がおっしゃるように、個人情報などきちんと監視社会を目指しているんだという点で、大変失望的だと思いますけれど。

なユーチューバーやSNS事業者やAI等で分析を行なう情報について例えばAI等で分析を行なうデータ形式でサービス情報を届けるといった状況の中、増大するデータ流通を個人情報の観点から適正に規律し、個人の権利利益の保護に万全を期すことが重要だと思います。

この点で、昨年の個人情報保護法の改正によつて、インターネットでの閲覧履歴等、提供元、渡し手側では個人データには該当しないが、提供先、受け手側でID等とひも付けることで個人データとなる場合の第三者提供の制限や、外国の事業者に対する罰則による担保のある報告徵取、命令などが盛り込まれた、導入されたところであります。国民が安心してネットワークやデータの利活用を行えるデジタル社会の実現に向けて、個

その上で、いわゆる十分性認定とは、EUのGDPR第四十五条に基づき、欧州委員会が、特定の国又は地域等について、GDPRの規律に照らして十分な水準の個人データの保護を確保していることを認める決定というふうに承知しております。平成二十八年四月より、日本・EU間で、互いの国・地域の個人情報保護法制度等に関する累次点からは、例えばOECDプライバシーガイドラインが共通の考え方として示されておりまして、日本の個人情報保護法はEUのGDPRと同様に、このOECDのプライバシーガイドラインに準拠しているものであります。

「三回同士の話でございまして、個人にとって保護法制が同等でも何でもない、これは誰だって知っていますよ、こんなの。別に立場が違つたてみんなあるわけですよね。もう簡単に言いますと、ドイツ人が日本に住んだら、ドイツにいたときのような個人情報保護はされないわけですよ、違うから。そういうこと、そういうことがあるのに何で同等だと言うのかということで、誰も同等なんて思つておりません。

例えば、一つだけ個人情報の取得に関して申し上げますと、GDPRでは、合法的な個人データの取得方法は幾つか定められております。これはGDPRの第六条なんですねけれども、ですから、仮に個人データの取得が本人の同意で、同意によ

第一部　内閣委員会会議録第十四号　令和三年四月二十二日　【参議院】

るものであつた場合は、本人はいつでも同意の撤回が可能である。で、同意を撤回した場合は、事業者はその本人のデータを利用停止、削除しなければならないということとか、事業者は契約の締結や履行に必要な情報であることを根拠として取得するか、あるいは事業者の正当な利益のためという根拠に基づいて取得するなど、同意以外にも取得根拠を持つていないと個人情報は取得することができないというふうな、もういろいろ定められております。

移転の権利もそうですね。本人が、事業者が持つてある自分の情報を、データを移転する権利が本人にあるわけですね。これG D P Rはあるわけですね。ポータビリティーですね。で、本人がこの権利行使した場合、自分のデータを持つてある事業者は、こちらの事業者に本人がデータを移してくれと言つたら移転しなきゃいけないといふことまであります。これ日本にないんですね、日本の保護法制度ですね。

ですから、基本的な考え方として、G D P Rは個人のデータを事業者に預託していると、預けてある事業者には、データを移転しなきゃいけないといふことまであります。これ日本にないんですね、日本の保護法制度ですね。

一方で、G D P Rは

D P Rと日本の個人情報保護法制度は、匿名加工情報、忘れられる権利、プロファイリング、要配慮個人情報、裁判所の判例も含めてですね、日本の個人情報保護は到底E U、G D P Rに追いついておりません。

しかも、先ほど大臣からあつた十分性の決定の意味について、これは内閣府の個人情報保護推進室にもおられました宮下紘先生の新著が詳しいんで、そのままコピーさせていただきましたけれど、何を言つてあるかということなんですが、日本とE Uの相互認証というところがございます。

ちょっと線も引かないで申し訳ないんですけど、要するに、十分性の決定、これは当局同士で、まあ十分とみなしますよと言つてくれたという話なんですね。

それを、上の左側の、上から三行目からですけど、前述の十分性の要件により、日本の個人データの移転に伴う負担を除去する狙いから、移転に伴う負担を除去する狙い、このためには、だから、スムーズに国同士でいろいろやれるよう

という、それが一番ですね。その狙いから、日本は劣らないんだと、遜色ないんだと言い続け

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されていると承知をいたしております。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されていると承知をいたしております。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されていると承知をいたしております。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されていると承知をいたしております。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されていると承知をいたしております。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されています。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されています。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されています。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されています。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の説明について、監視

の状況を確認する必要があると。つまり、日本は

警察とか捜査当局が民間からヨーロッパに比べて

簡単にデータを取りやすいと、それはヨーロッパのとは違いますよと、ヨーロッパはそこは厳しい

ですよというところはやっぱり監視する必要があ

るとか様々、要するに、しかも、補完ルールで認め

てあげようという補完ルールも、ちゃんとやる

かについて監視をすべきだと、E Uが日本を監視

すべきだと、ここまで言われているわけでありま

す。

そして、次のページにあるように、このようないくつかの懸念点や更なる明確化が必要となる点が示されています。

ただ、欧州委員会におきましては、当該欧州

データ保護会議の意見等も踏まえまして、最終的

に日本の個人情報保護法の規律はG D P Rの規律

に照らして十分なレベルの保護を保障していると

して、平成三十一年一月に欧州委員会により十分

性認定が行われているというふうに認識をいたし

ております。

て、欧州委員会が監視すべきだと、欧州委員会に

日本を監視すべきだと言われているわけですね。

捜査機関が企業からの自発的な個人データの提

供を受けるとの日本側政府の

その点で、資料の最後にお配りしてありますけれど、一つのヒントかも分かりませんが、今までの議論は、利便性の追求と個人情報の保護があたかも相対決するもののように、相入れないものでバランスを取るような、もののような議論がありました。私たちも、ちょっとそういう対決、对抗軸的に質問をしてきたこともありますが、やはりそれは、やっぱり個人情報をきちっとフォローしないと変な世の中になっちゃいますよという意味ではありましたけれど。

発想の転換ではありませんけれど、本当に個人情報保護を厳しくやろうとする利便性が損なわれるものなのかという発想の転換といいますか、むしろ、これから世の中考えますと、まあ中国みたいな本当にもう監視社会になつていいというなら別ですけど、それが嫌だと、しかし利便性は享受したいと思ったときに、中国はもう捨てていますから、そういうものを、どんどんどんどんもう速いですね、いろんなデジタル化のスピードが、サービスもすごいですよね。それでいいという考え方もあるかも分かりませんが、民主主義国家はそうではないだろうと思うわけですね。

そのときに、じゃ、一定サービスが制御されるのかと。とは限らなくて、個人起点のデータ流通システムという新しい取組がEUで実験的に始まっております。簡単に言いますと、個人データを徹底的に守つて、守つたシステムをつくつて、最大限利便性も活用、利便性を享受するというようなことでありまして、相対決するものでない。個人情報を徹底的に守るシステムをつくつた方がかえつて利便性をずっと享受することができると、社会も発展すると、イノベーションも起きると、企業も発展するというふうな、そういう発想であります。それが資料にあります、資料の五の次めくつもらつたところなんですが、EUのDECODERということです。

これは、ヨーロッパは歴史的に言つて、我が党の田村智子議員からもありましたように、ナチス・ドイツのユダヤ人虐殺に個人情報のデータが

使われたとか、東ドイツの秘密警察のシュタージの国民監視が続いたとかいろんなことがあって、非常に個人のプライバシー、個人情報については敏感なわけですね。そういうところがありますので、そもそもGAFなどに、フェイスブックとかアマゾンとかグーグルに個人データを独占されるとということそのものに強い警戒心といいますか、違和感を持つわけです。それで、GDPRがますあると。

しかし、GDPRというのは、所詮と言つたら申し訳ないですけど、そのGAFが集めるデータ、その活用から防御すると、防御の意味を超えないで、GDPRはですね。そうではなくて、むしろ、防御じゃなくて、自らデータを、自分のデータを自分で管理すると、新しいシステムをつくろうという取組が始まつております。二〇一七年から始まつております。それがEUのDECO DE、個人データの主権を個人に取り戻すという仕組みであります。

これ、分散型データエコシステムというふうに言われております。それがEUのDECO DE、個人データを本人の関与の下で適切に活用できるようになるための基盤の整備を国に求めたんです。もうまさに、それは二〇一六年の段階ですけど、このDECODEであるとか、パーソナルデータストアですね、PDSとか、同じような考え方だけです。

そこで、正直申し上げて、もう日本にGAFのような企業は恐らく出てこないし、それを目指している企業もないんですね。言語の問題もあります。そして、規模のスケールを求めるところでは取り組めないと思っています。

そこで、一六年のこの規定に基づいて、日本でいうビジネスは高いし、もう莫大な投資が必要というビジネスモデルですから、なかなか日本の企業では取り組めないと思っています。

午後四時五十九分散会

○委員長(森屋宏君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

おりませんけれど、なかなかこのEUがやつているプロジェクトまで行かないといいますか、発想はおつしやつたとおりなんですか、発想は見渡して、日本の将来見渡して、そのプロジェクトを使いながらを含めて、いかに利便性を個人情報を守りながらという点の、大きな戦略で出てきているとはちょっと思えないところがあります。そして、大臣の思いはそこについたかも分かりますから、発想としていかが思われますか。

○國務大臣(平井卓也君) もう実は委員とそこのところの問題意識は非常に共通しておりますので、私は起草に関わった官民データ活用推進基本法の中で、その多様な主体が個人に関するデータを本人の関与の下で適切に活用できるようにするための基盤の整備を国に求めたんです。もうまさに、それは二〇一六年の段階ですけど、このDECODEであるとか、パーソナルデータストアですね、PDSとか、同じような考え方だと思います。

それで、正直申し上げて、もう日本にGAFのような企業は恐らく出てこないし、それを目指している企業もないんですね。言語の問題もあります。そして、規模のスケールを求めるところでは取り組めないと思っています。

そこで、一六年のこの規定に基づいて、日本でいうビジネスは高いし、もう莫大な投資が必要というビジネスモデルですから、なかなか日本の企業では取り組めないと思っています。

そこで、一六年のこの規定に基づいて、日本では個人の同意の下でパーソナルデータを預かつて、個人の代わりにデータを活用する日本発の仕組みである情報銀行の取組を今推進しております。情報銀行には個人の関与を確保するために、データの提供先、利用目的、範囲について、本人に対して選択肢を用意するということや、データの提供履歴を本人が全部確認できるようにするなどが求められています。こうした仕組みが民間企業において活用されていくことは非常に重要なと等が求められています。

企業において活用されていくことは非常に重要なと等が求められています。こうした仕組みが民間企業がもう既に始めています。これらが民間企業がもう既に始めています。これらが民間企業において活用されていくことは非常に重要なと等が求められています。

○大門実紀史君 情報銀行のことは若干承知しております。